

ごあいさつ



私たちのまち佐野市は、関東平野の北端、栃木県の南西部に位置し、豊かな自然環境の中山間地域、住宅や産業基盤が集積する都市的地域、農業が展開する地域から成り、国指定史跡の「唐沢山城」などの歴史・文化的財産にも大変恵まれている都市です。

近年、社会情勢は大きく変化し、少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、地球規模での環境問題の発生、グローバル化の進展、大規模災害の発生など対応すべき課題も多様化し、多くの役割が自治体行政に求められています。

また、教育に関しましても、変化の激しい時代をたくましく生き抜くことができる子どもたちの育成、生涯学習社会・生涯スポーツ社会の実現、文化芸術や文化財の未来への継承など、取り組むべき課題がたくさんあります。

こうした中で、本市ではまちづくりの基本理念として「進化する佐野市」「選ばれる佐野市」を掲げ、令和4（2022）年3月に第2次佐野市総合計画中期基本計画・基本構想を策定し、その教育分野の個別計画として「佐野市教育振興基本計画」を策定いたしました。

本教育振興基本計画では、本市教育の基本理念を「豊かな学びを通して ふるさとを愛し持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育」として掲げ、「特色のある教育と心の教育の推進」「安全・安心で良好な教育環境の整備」「教育を支える地域づくりの推進」「生活を豊かにする生涯学習の推進」「スポーツへの参画の推進と次世代アスリートの育成」「文化芸術活動の推進」「歴史・文化資源、豊かな自然の継承と活用」の7つの基本的方向と今後4年間に取り組む施策を示し、その実現に向け教育行政を推進してまいります。

本教育振興基本計画に基づき、佐野市・佐野市教育委員会、学校、保護者、地域、関係団体等、教育に関わる全ての関係者が手を携え、生涯の各段階における豊かな学びを推進してまいります。

最後になりますが、計画の策定にあたり、御尽力を賜りました佐野市教育振興基本計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、そして貴重な御意見をお寄せくださった市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和4（2022）年3月  
佐野市長 金子 裕

ごあいさつ



我が国における少子高齢化の更なる進行、グローバル化、情報化、技術革新等により将来の変化を予測することが困難な時代を迎え、子どもたちには社会を担い生涯をしなやかに生き抜く力の育成が求められています。また、世界に目を向けると、地球人口の急増による環境破壊への懸念、地球温暖化・地球資源の枯渇・絶滅危惧種等の問題など、世界の人々が力を合わせて解決しなければならないことが顕著化し、「持続可能性」への危機感が

更に高まりを見せ、「持続可能な社会」の実現が求められています。

このような中、佐野市では令和3年度にまちづくりの指針である第2次佐野市総合計画中期基本計画・基本構想を策定するにあたり本市教育行政の目指すべき方向性とその実現に向けた取組を明らかにすることを目的に、その教育分野の個別計画として、本市初となる佐野市教育振興基本計画を策定することにいたしました。

本教育振興基本計画では、佐野市の偉人である田中正造の思想「真の文明は 山を荒らさず 川を荒らさず 村を破らさず 人を殺さざるべし」をその根幹に据えています。田中正造は自らの命をかけて、人命、環境、ふるさとを守るために戦い抜いた政治家です。この考えは現在、全世界の共通目標となっているSDGsを含めた「持続可能な社会」の実現を目指すことにつながるものです。本市教育行政を進める上で、本市の先人の精神を踏まえ、受け継いでいくことは、本市の教育の特色として大変重要であると考えます。

本計画では、幼児教育・保育、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術、文化財の各分野に関して、7つの基本的方向と28の基本施策を設定し、計画的かつ着実に教育行政を推進してまいります。そして本計画に基づいて、「佐野市で学んで良かった。」と実感してもらえるよう、学びが続き・つながる環境を整え、本市の未来を担う子どもたちの育成や各段階における学びの充実を図ってまいります。

結びになりますが、この計画を策定するに当たり、多大な御尽力を賜りました佐野市教育振興基本計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、御意見をお寄せいただきました市民の皆様から心から御礼申し上げます。今後とも、本市教育行政の推進に一層の御理解と御協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4(2022)年3月

佐野市教育委員会教育長 津布久貞夫

# 目次

## ●ごあいさつ

佐野市長 佐野市教育委員会教育長

●はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	2
4 SDGs(Sustainable Development Goals)の推進	2
5 計画期間	2
6 計画の対象	2
7 計画の進行管理	2
●【総論】	
1 教育をめぐる社会情勢	3
(1) 急速な技術革新、情報化の進展	3
(2) グローバル化の進展	3
(3) 地球規模の問題の発生	4
(4) 人口構造の変化	4
(5) 経済や産業、働き方等の変化	5
(6) 家族形態、地域社会の変容と子育ての課題	6
(7) 教育の機会均等に係る課題	6
(8) 人生100年時代の到来と生涯スポーツ社会、生涯学習社会の実現	7
(9) 文化芸術資源(文化芸術活動、文化財等)の保存と活用	7
(10) 学校や教職員の役割の拡大による負担の増加	7
2 国・県の教育制度等の動向	8
(1) 国・県の教育振興基本計画について	8
(2) 学習指導要領等の改訂について	9
(3) 新しい時代に必要な資質・能力について	10
3 佐野市の教育に関する状況	11
(1) 義務教育	11
(2) 幼児教育・保育	23
(3) 生涯学習	24
(4) スポーツ活動	26
(5) 文化芸術活動	27
(6) 文化財	28
4 本市教育の基本理念	31
5 本市教育の基本理念に基づく基本的方向	35
6 施策の展開	39
施策体系図	39
施策体系の詳細	40

## ●【各論】

<b>基本的方向1 特色ある教育と心の教育の推進</b> .....	<b>45</b>
施策1 確かな学力の育成に向けた教育の充実 .....	46
施策2 豊かな心の育成に向けた教育の充実 .....	51
施策3 健やかな体の育成に向けた教育の充実 .....	55
施策4 グローバル化に対応する教育の充実 .....	60
施策5 多様な教育的ニーズに対応した教育の充実 .....	64
施策6 連続性・一貫性のある教育の推進 .....	67
施策7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進 .....	70
施策8 科学技術の基盤となる教育の推進 .....	74
施策9 教職員の資質・能力の向上 .....	76
<b>基本的方向2 安全・安心で良好な教育環境の整備</b> .....	<b>79</b>
施策10 市立学校の適正規模・適正配置の推進 .....	80
施策11 安全・安心で快適な学校施設の整備 .....	81
施設12 安全を守り、学びを保障する取組の推進 .....	83
施策13 教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保 .....	87
施策14 学びのセーフティーネットの構築と充実 .....	89
施策15 教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり .....	91
※市教育施設の紹介〈佐野市教育センター〉 .....	95
<b>基本的方向3 教育を支える地域づくりの推進</b> .....	<b>97</b>
施策16 「地域とともにある学校づくり」への体制整備の推進 .....	98
施策17 地域との連携・協働のための取組の推進 .....	100
施策18 家庭教育支援の推進 .....	102
<b>基本的方向4 生活を豊かにする生涯学習の推進</b> .....	<b>105</b>
施策19 生涯学習の情報や機会の提供 .....	106
施策20 生涯学習の成果を活かす取組の充実 .....	109
施策21 青少年の健全育成の推進 .....	111
<b>基本的方向5 スポーツへの参画の推進と次世代アスリートの育成</b> .....	<b>113</b>
施策22 生涯スポーツの基礎づくりの推進 .....	114
施策23 次世代アスリートの育成の推進 .....	116
<b>基本的方向6 文化芸術活動の推進</b> .....	<b>119</b>
施策24 文化芸術に触れる機会の充実 .....	120
施策25 文化資源の有効活用 .....	122
施策26 文化芸術施設の基盤強化 .....	125
<b>基本的方向7 歴史・文化資源、豊かな自然の継承と活用</b> .....	<b>127</b>
施策27 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承・活用 .....	128
施策28 歴史・文化資源や豊かな自然への理解促進と人材育成 .....	130
<b>●参考資料</b> .....	<b>133</b>
佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置要綱 .....	133
策定庁内検討委員会の審議経過 .....	133
佐野市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱 .....	134
策定懇談会委員名簿、策定懇談会の審議経過 .....	135

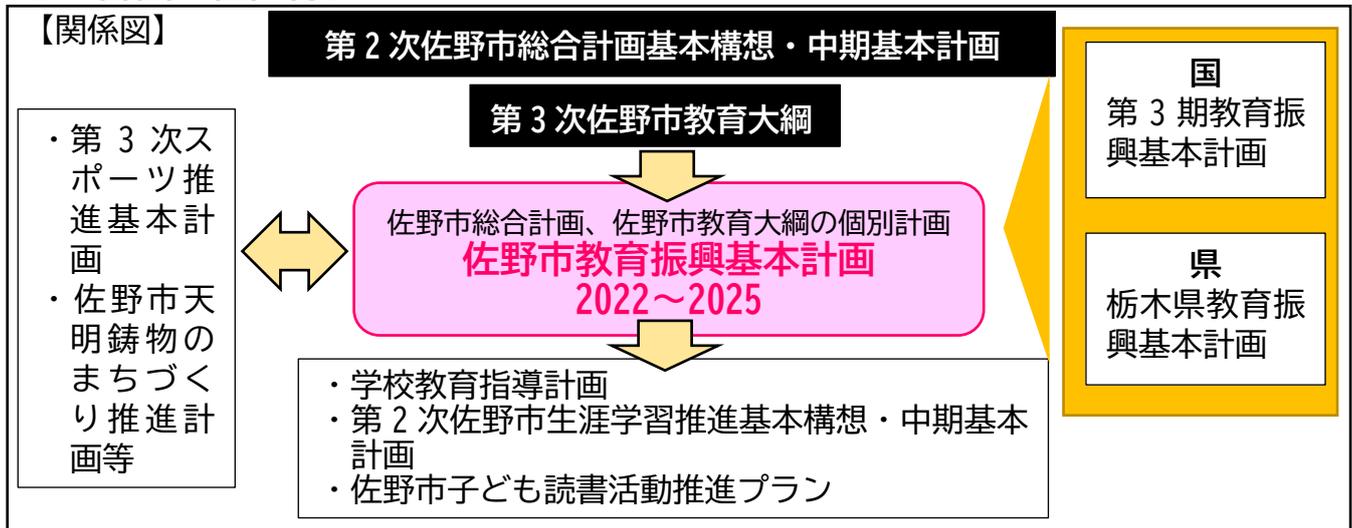
# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

人口減少と少子高齢化による人口構造の変化、グローバル化や情報化、技術革新の進展、家庭環境の多様化や地域社会の変化など、子どもたちを取り巻く社会は日々急激な変化を遂げています。これからの社会の担い手である子どもたちには、変化の激しい新たな時代を生き抜き、持続可能な社会の創り手となっていくことが求められています。また、人生100年時代を見据え、生涯に渡って自律的に学び、成果を活かして社会で活躍したり、スポーツに親しみ健康体力の保持増進を図ったりするなど生涯学習社会や生涯スポーツ社会の実現を目指していくことも重要となっています。このように子どもから大人まで未来に希望を持って生涯を生きながら、持続可能な社会を構築していくためには、学校、家庭、地域、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、相互の連携・協働の下、社会全体で教育に取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

佐野市は、平成30(2018)年3月にまちづくりの指針として「第2次佐野市総合計画基本構想・前期基本計画」を策定し、その実現に向けた取組を推進してまいりました。この度、「第2次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画」の策定に伴い、これまで本市が推進してきた教育施策の成果や課題などについての検証を行いました。この機に教育分野における本市の目指すべき姿と進むべき方向性をより具体的に定め、中長期的視点に立った本市の教育への考え方や施策等の進め方を市民の皆様明らかにし、市民の皆様と共に本市の教育を創り上げ、振興を図っていくために「佐野市教育振興基本計画 2022～2025」を策定することにいたしました。

## 2 計画の位置付け



本計画は、国の第3期教育振興基本計画（平成29(2017)年策定）や県の栃木県教育振興基本計画（令和3(2021)年2月策定）を参酌し、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とします。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が定める「第3次佐野市教育大綱」を本計画の上位計画として位置付けます。更に、市政運営の長期的かつ総合的な基本計

画である「第2次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画」における教育分野に関する個別計画としての性格を有します。

### 3 計画の構成

本計画は、「総論」と「各論」で構成しています。

「総論」では、教育を取り巻く社会情勢や本市の教育に関する状況を示すとともに、これらを踏まえた本市教育の基本理念等の方向性を明らかにしています。

「各論」では、本市教育の基本理念の下、7つの基本的方向とその実現のために必要となる28の施策及び主な取組等についての内容を示しています。

### 4 SDGs (Sustainable Development Goals) の推進

SDGsは経済、社会、環境が調和した持続可能で誰一人取り残さない社会の実現を目指す世界共通の目標です。佐野市教育振興基本計画では、基本的方向とSDGsの17の目標との関連性を示し、施策の推進を図り、SDGsの目標の達成につなげていきます。

#### 【佐野市教育振興基本計画に関連するSDGs】



### 5 計画期間

令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
第2次佐野市総合計画基本構想・前期基本計画				第2次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画				第2次佐野市総合計画基本構想・後期基本計画			
第2次佐野市教育大綱				第3次佐野市教育大綱				第4次佐野市教育大綱			
				佐野市教育振興基本計画				第2次佐野市教育振興基本計画			
国 第3期教育振興基本計画						国 第4期教育振興基本計画（予定）			国 第5期（予定）		
県 栃木県教育振興基本計画				県 栃木県教育振興基本計画				県 栃木県教育振興基本計画（予定）			

### 6 計画の対象

本計画は、小学校、中学校、義務教育学校を中心として生涯の各段階（幼児から大人まで）における、幼児教育・保育、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術活動、文化財及びこれらを支える行政を含めた教育に関する施策等を対象としています。

### 7 計画の進行管理

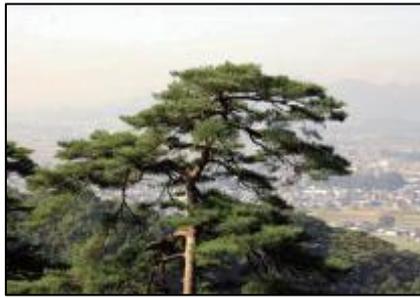
基本的方向の進捗状況と各施策の成果を測る一つの基準として「成果指標」を設定しました。佐野市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について、毎年点検・評価を行っています。本計画の施策等についても、達成状況を「成果指標」で測定しながら点検・評価を行い、施策等の着実な推進と改善・充実を図ります。

總

論



市の花 かたくり



市の木 松

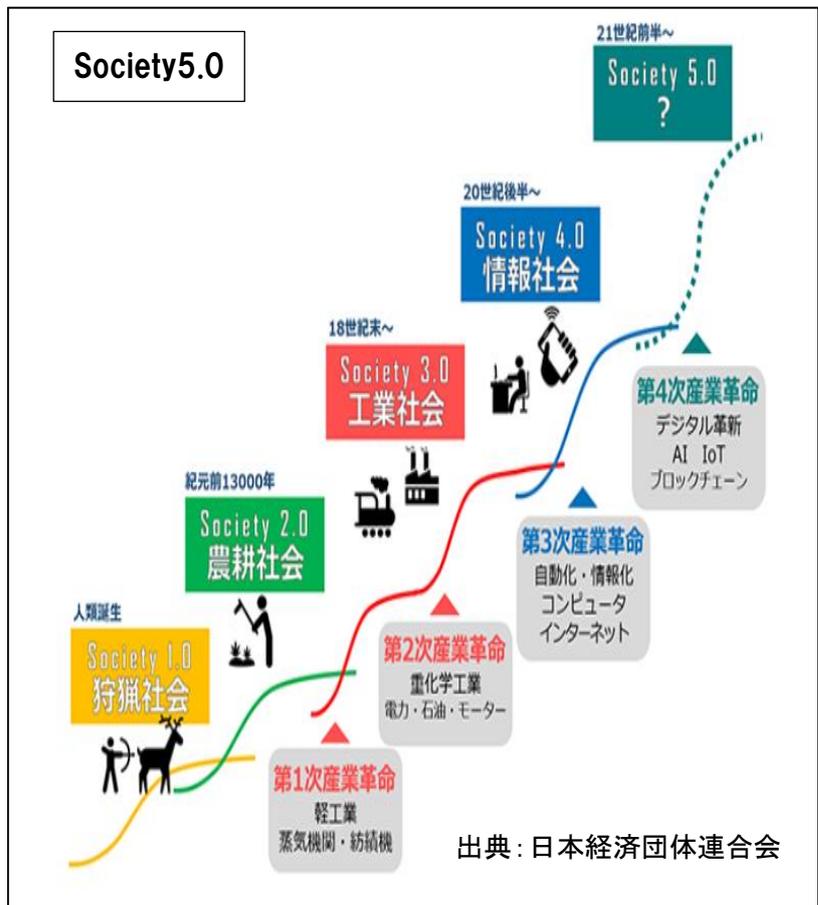


市の鳥 おしどり

# 1 教育をめぐる社会情勢

## (1) 急速な技術革新、情報化の進展

近年のコンピュータと通信技術の発達で情報社会（Society ソサエティ 4.0）が進展し、今後は超スマート社会といわれる Society5.0※1の到来が予想されています。Society5.0 では、人工知能（AI）、IoT※2、ロボティクス※3等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、そこで創出されるであろう新たなサービスやビジネスによって、私たちの生活がより便利で快適になっていくと言われています。しかし、その一方で、AI 等により多くの仕事が代替され、大量の失業者が生まれるという悲観的予測もあります。



また、技術革新に伴い、教育分野においても、新たなデジタル技術を活用し教育環境をより効果的・効率的に革新していこうとする取組※4も推進されています。

このような Society5.0 という劇的な変化が示唆される社会に向け、技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材等が求められており、そのために必要な力（科学的に思考・吟味し活用する力等）を育成していくことが必要となっています。

## (2) グローバル化の進展

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化し、経済や文化等の様々な分野で各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている、いわゆる、グローバル

※1 Society5.0…サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）。（内閣府 HP より）

※2 IOT(internet of things)…これまでインターネットに接続されていなかった様々なモノがネットワークを通じてサーバーやクラウドと接続して相互に情報交換をする仕組み。

※3 ロボティクス…ロボットの設計・製作・制御を行うロボット工学のこと。

※4 AI や動画、オンライン会話等のデジタル技術を活用した革新的な教育技法である EdTech（エドテック）が世界の教育現場に変革をもたらしています。その流れを受け、経済産業省では「未来の教室」ビジョンとして、様々な個性の子ども達が未来を創る当事者になるための教育環境づくりを提言しています。

化が年々進展しています。グローバル化には、他国の産業や文化を自国の発展に活用することができることや温暖化等の地球規模での問題を世界共通の課題として取組を推進することができるなどのメリットがある反面、他国の災害や感染症の発生が自国の経済にも打撃を与えたり、多種多様な文化等をもつ人々が価値観等の違いにより摩擦を生み出したりしてしまうなどのようなデメリットも懸念されています。

しかしながらグローバル化は今後より一層進むことが予想され、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる人材の育成や多文化共生に向けた教育の推進が求められています。そのために語学力やコミュニケーション能力の向上を図ることや自国の伝統・文化や異文化への理解を深めることなどが必要となっています。

### (3) 地球規模の問題の発生

地球温暖化や気候変動等の環境問題、資源の枯渇、途上国における人口増加、紛争やテロ、貧困問題など国境を越える様々な問題が深刻化しています。

そして、令和 2 (2020) 年には新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るうといった新たな危機に見舞われました。これらの問題は一つの国では対応できない地球規模の問題であり、国際社会全体として協力して取り組むことが求められています。そうした中で、平成 27 (2015) 年 9 月に国際連合で「我々の世界を変革す



出典：国連HP

る：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が国際社会の達成すべき 17 の目標として示されました。

これを受け、日本でもこの目標に関わり、企業や地方公共団体、学校等で様々な取組が行われ始めています。今後も国際社会、政府、企業、学術機関、市民社会、そして子どもも大人も含めた全ての人々が、これらの課題を自分事として捉えて、それぞれの立場から目標達成のために主体的に行動することが求められています。

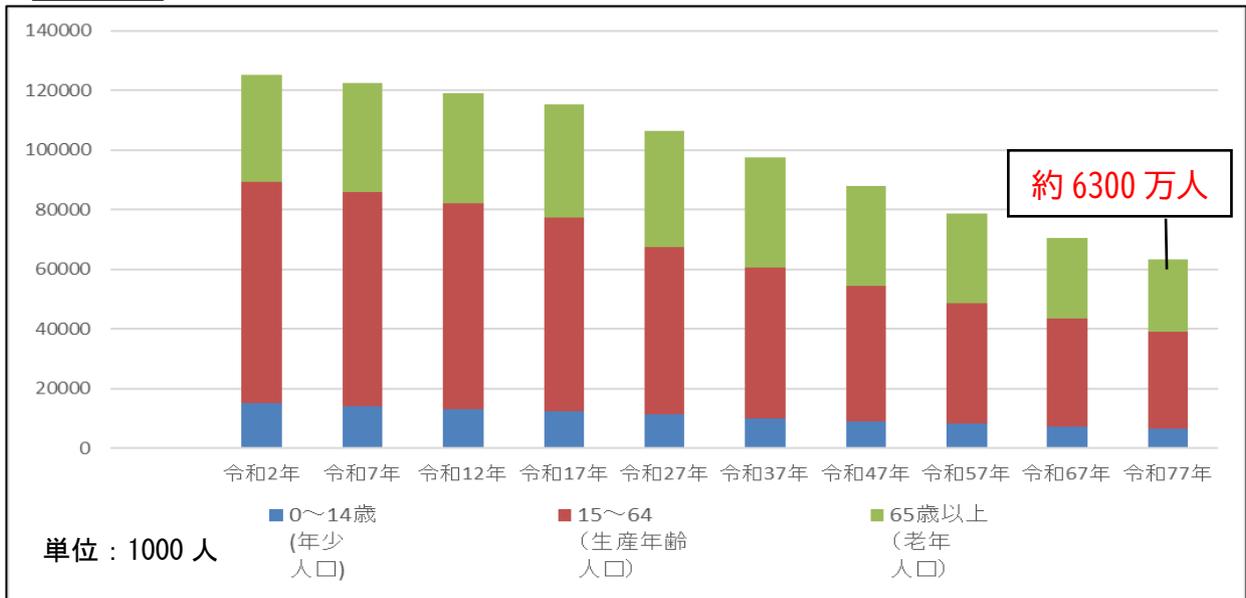
### (4) 人口構造の変化

日本の人口減少と少子高齢化の問題は、OECD諸国の中でも最も深刻であり、世界のどの国も経験したことのないような速度で進行していると言われています。平成 20 (2008) 年の 1 億 2808 万人でピークを迎えた日本の人口は、令和 32 (2050) 年頃には 1 億人を割り込み、令和 77 (2095) 年には約 6300 万人まで減少すると推計されていま

す。また、人口構成も生産年齢である15～64歳が減少し、年少人口が約1割、老年人口が約4割となり、少子高齢化が一層進むとされています。[資料1]

このような急激な変化により、生産年齢人口の減少や税収の減少、社会保障費のなど増大が懸念されるとともに、今を生きる私たちやこれからを担う子どもたちには持続可能で活力ある社会を創っていくことの必要性が強く求められています。

資料1 【日本の将来人口の推移と人口構成】



出典：「日本の統計2020」総務省から作成

## (5) 経済や産業、働き方等の変化

リーマンショック（2008）で深刻な景気後退に陥った世界経済は、その後、緩やかに回復傾向を示してきました。しかし、令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大恐慌以来最悪の経済危機（コロナショック）が発生しています。コロナショックは人と人との接触制限に起因して、世界的に人・物の動きや経済活動が制限される中で、世界経済は歴史的な低迷に陥り、これに伴い雇用・所得環境も急速に悪化し、経済の落ち込みの負の連鎖に繋がっています。

新型コロナウイルス感染症の発生は、これまで進めてきた経済・社会のデジタル化の重要性を明らかにし、デジタル化を急速に加速させるとともに、テレワークなどの働き方についても多様化をもたらしました。このことに加え、日本は諸外国に先行して高齢化が進み、2050年頃には100歳以上の高齢者が50万人を超えるという推計が出されるほどの超高齢化社会を迎え、労働市場をとりまく環境も大きく変化していきます。また、雇用形態についても、非正規雇用者の増加、フリーランス形態で業務を行う人の増加等が見られています。

今後の社会の変化に対して正確な予測を立てることが困難とされる中で、子どもたちが不透明な時代をしっかりと生き抜き、社会的・職業的自立を実現していくためには、

自分の生き方や働き方について考えを深め、主体的に社会に参画することができるよう、体系的・系統的なキャリア教育等の推進を図っていくことが求められています。

## (6) 家族形態、地域社会の変容と子育ての課題

日本では三世帯世帯が減少し「夫婦と子」「夫婦のみ」「ひとり親と子」等の核家族化が進むとともに、世帯員が一人だけの「単独世帯」が増加し、その傾向はより高まることが予想されています。また、こうした家族形態の変容は、価値観やライフスタイルの多様化とともに、地域の間人関係の希薄化、都市部への人口集中と周辺地域の過疎化をもたらし、地域社会にも大きな変化を生じさせています。また、その結果として地域や家庭の教育力の低下が生じ、子どもの健全育成への影響が懸念されています。こうした家族形態、地域社会の変容の中で、子育てに関する課題が顕著化しています。例えば、共働き家庭の増加や就業形態の変化などによる子育て支援ニーズの増大や仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての不安感・負担感の増大、安全な子どもの居場所の減少、児童虐待の増加、引きこもり状態の長期化などが挙げられます。

こうした子育てに関する課題への対応の一つとして、子育てしやすい環境の確保等、多様なニーズに合わせた幼児教育・保育の充実を図ることが求められています。

## (7) 教育の機会均等に係る課題

経済的な理由による教育格差、児童虐待、不登校など、子どもたちの教育の機会均等に係る課題が、近年、顕著化しています。例えば、所得の低い家庭では、学力向上を目的とした塾などの教育費用を捻出することは容易ではなく、結果として子どもの学力差にも影響を与える、自分が望む教育を受けたいと願っても親の所得が影響し、授業料が払えず高校を中途退学する、あるいは大学進学を断念するといったケースが指摘されています。厚生労働省の調査によれば、日本の子どもの貧困率（平成 28（2016）年度）は 13.9%、中でもひとり親家庭の貧困率は 50.8%を示しており、これは先進国の中でも高い水準となっています。

児童虐待については平成 30(2018)年度の児童相談所が対応した相談件数は約 160,000 件に上り、大変深刻な状況となっています。また、虐待による死亡事例も年間 50 件を超え、これは 1 週間に 1 人の子どもが命を落としていることを示し、大変憂慮される事態となっています。こうした状況を鑑み、令和元（2019）年 6 月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和 2（2020）年 4 月 1 日から施行されています。

また、不登校については、その数がここ数年全国的に増加傾向にあります。令和元（2020）年度には小学生で約 5 万人、中学生で約 13 万人が不登校になっており、児童生徒指導上の喫緊の課題となっています。

教育基本法第 4 条では「教育の機会均等」を規定しています。子どもの置かれた現状に対する課題に対応し、全ての子どもの学ぶ機会を保障するための対策や取組の推進が求められています。

## (8) 人生 100 年時代の到来と生涯スポーツ社会、生涯学習社会の実現

日本はこれまでにない超長寿社会となり、人生 100 年時代を迎えようとしています。健康で活力に満ちた長寿社会の実現にはスポーツが不可欠であり、国では国民の誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指しています。※1

また、100 年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育・保育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が非常に重要です。一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組の推進が必要となっています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生以降、スポーツをする機会や公民館等で学ぶ機会に制限がかかり、思うように活動をする事ができなくなっています。感染症対策の徹底、オンラインの活用等を踏まえたスポーツや生涯学習を止めない方法について検討し、取組を進めていくことが求められています。

## (9) 文化芸術資源（文化芸術活動、文化財等）の保存と活用

日本には諸外国を魅了する有形・無形の文化財が存在するとともに、地域に根付いた祭りや伝統芸能、伝統工芸などをはじめとする様々な文化芸術活動が全国各地で行われています。この日本の文化芸術資源は世界に誇るべきものであり、これを確実に継承するとともに、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性とその波及効果を意識した文化芸術振興施策を展開することがより一層求められています。

そのような中で、過疎化や少子高齢化の進展に伴う地域文化の後継者不足が顕著化したり、災害による文化財への被害が発生したりするなど、貴重な文化芸術、文化財の継承が課題となっています。地域の歴史とそこに住む人々の文化的活動により生まれ育まれてきた様々な文化芸術や文化財を保存し活用するとともに後世に継承していくことは、人々の誇りやアイデンティティの形成、地域の活性化やつながり、世代間交流等に寄与し、「人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの」※2 です。今後も、文化芸術、文化財を保存し活用する取組をより一層推進していくことが求められています。

## (10) 学校や教職員の役割の拡大による負担の増加

家庭や地域社会の変容やグローバル化、情報化の進展等による社会の急激な変化に伴い、学校や教職員の役割は益々拡大しています。例えば、通常の授業や部活動指導、学校行事、事務的業務に加え、多様化・複雑化する児童・生徒指導に係る問題や保護者対

※1 スポーツ基本法前文では「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」と規定しています。また、スポーツ庁は「Sport in Life プロジェクト」として生涯スポーツ社会の実現を目指しています。

※2 文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 23（2011）年 2 月 8 日閣議決定）に、「文化芸術振興の意義」として国民全体の社会的財産であるとともに心豊かな生活にとって不可欠なものとして示されています。

応の増加、一人一台端末の活用や小学校英語の教科化等の新しい教育への対応、子どもたちの安全確保に関する取組の増加、外部への説明責任の増大など、非常に多くの職務を果たさなければならない状況が起きています。

その結果として教職員の業務量と勤務時間が増加し、厳しい勤務実態が明らかになっています。平成 28（2018）年度の教員勤務実態調査（文部科学省）では、前回の平成 18（2006）年度調査に比べ、小学校、中学校共に学内勤務時間が平日及び土日ともに増加しています。[資料 2]

こうした現状を受け、学校における働き方改革を推進する必要性が叫ばれ、国や地方公共団体、学校で様々な取組がなされています。「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」※2 を目指した取組が今後より一層求められています。

資料 2

[教員の一日当たりの学内勤務時間]

時間：分

平日	小学校			中学校		
	28 年度	18 年度	増減	28 年度	18 年度	増減
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
講師	10:54	10:29	+0:25	11:16	11:04	+0:12
養護教諭	10:07	9:38	+0:29	10:18	10:01	+0:17

土日	小学校			中学校		
	28 年度	18 年度	増減	28 年度	18 年度	増減
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49
講師	0:57	0:17	+0:40	3:10	1:25	+1:45
養護教諭	0:46	0:07	+0:39	1:10	0:19	+0:51

出典：「教員勤務実態調査（平成 28 年度）の分析結果及び確定値の公表について（概要）」文部科学省

## 2 国・県の教育制度等の動向

### (1) 国・県の教育振興基本計画について

#### ア 国の第 3 期教育振興基本計画（2018～2022）の策定

平成 30（2018）年 6 月に第 3 期教育振興基本計画が閣議決定され、社会の現状や将来の変化等を踏まえ今後の国の教育政策の重点事項や基本方針などが示されました。

[教育政策の重点事項]

個人の目指すべき姿

自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

※2 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」平成 31（2019）年 3 月文部科学省より引用。

**社会の目指すべき姿**

一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

**教育政策の中心に据えて取り組むこと**

生涯にわたる一人一人の『可能性』と『チャンス』の最大化

**〔基本方針〕**

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える。
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する。
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

**イ 栃木県教育振興基本計画 2025 とちぎ教育ビジョン（2021～2025）の策定**

令和 2（2020）年 11 月に栃木県教育振興基本計画 2025 が策定され、基本理念とそれを具現化するための 6 つの基本目標や基本施策等が示されました。

**〔基本理念〕**

とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かでたくましい人を育てます

**〔基本目標〕**

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| I 学びの場における安全を確保する  | II 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす |
| III 未来を切り拓く力の基礎を育む | IV 自分の未来を創る力を育む      |
| V 豊かな学びを通して夢や志を育む  | VI 教育の基盤を整える         |

**（2）学習指導要領等の改訂について**

**ア 学習指導要領の改訂**

平成 27（2015）年 3 月には小・中学校学習指導要領の一部改訂がなされ、深刻化するいじめ問題を背景に、道徳が「特別の教科」となり、小学校は平成 30（2018）年度、中学校は令和元（2019）年度から全面実施されました。また、平成 29（2017）年の小・中学校学習指導要領の改訂では、小学校での英語の教科化、プログラミング教育などが盛り込まれ、児童生徒がこれからの新しい時代を生き抜くために必要な資質・能力を確実に育成することが求められました。そして、そのための「社会に開かれた教育課程」の実現、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善、「カリキュラム・マネジメント」の確立等の必要性が示されました。学習指導要領は小学校では令和 2（2020）年度から、中学校は令和 3（2021）年度から全面実施されています。

**イ 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂**

平成 29（2017）年に「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂がなされ、生涯にわたる生きる力の基礎が一人一人の幼児に育まれるよう、施設類型を問わず資質・能力の基礎を一体的に育むことが明示されました。人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の質の保障が求められています。

### (3) 新しい時代に必要な資質・能力について

これからの新しい時代に必要とされる資質・能力の具体例については、国や栃木県等から次の例のような様々な提案がなされています。これらの資質・能力を育成するために、学習指導要領の着実な実施等が重要であるとされています。

#### 例1：第3期教育振興基本計画（2018-2022）

- 予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせて解決に導いていく力。
- 溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるようにするための基本的な情報活用能力 など

#### 例2：栃木県教育振興基本計画 2025

- 自分の目指す未来を自ら描く力
- 描いた未来を実現するために必要な力  
（例：問題の本質を把握し自ら問いを立てる力、解決の見通しを立てる力、膨大な情報の中から必要な情報を選び収集する力、収集した情報を整理・分析する力、答えが一つに定まらない問題にも自ら解を見いだしていく力など）
- 多様な他者と協働して新しい価値観や行動を生み出すために必要な力として、自他の価値観や考え方を尊重し合う態度、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、自らの課題を乗り越えつつ他者と協働して物事を成し遂げる力 など

例3：「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）令和3年1月中央教育審議会

#### 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 文章の意味を正確に理解する読解力
- 教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力
- 対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力など
- 豊かな情操、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越えものごとを成し遂げる力、公共の精神、体力の向上、健康の確保など
- 自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、子供一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力
- Well-being（児童生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力）を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力

### 3 佐野市の教育に関する状況

#### (1) 義務教育

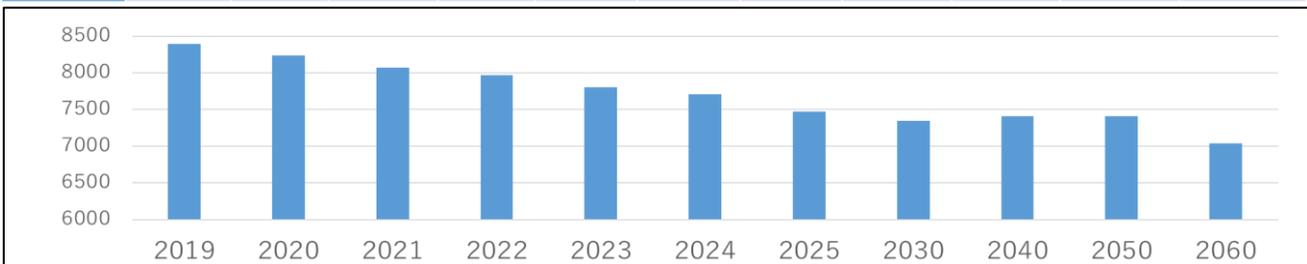
◇グラフや表の小○年、中○年等の表記には義務教育学校前期課程・後期課程の児童生徒も含まれます。

#### ア 市内の児童生徒数の推移

資料1 【市内の児童生徒数の推移予測】

「佐野市人口ビジョン」から算出

	2019 令和元年	2020 令和2年	2021 令和3年	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2030 令和12年	2040 令和22年	2050 令和32年	2060 令和42年
児童生徒数	8391	8235	8074	7966	7801	7711	7474	7349	7407	7410	7040



本市における児童数のピークは昭和 56(1981)年の 12,160 人、生徒数は昭和 61(1986)年の 6,269 人であり、当時は約 1 万 8 千人近い児童生徒が在籍していました。しかしながら、令和元(2020)年での児童生徒数は 8,391 人を示し、ピーク時から約 1 万人近く減少しています。これからも減少傾向は続き 10 年間で約 1,000 人減少する予測を示し、本市の大きな課題となっています。[資料 1]

#### イ 本市教育行政の特徴としての小中一貫教育と 2 学期制の導入

##### ①小中一貫教育

本市では小学校と中学校が学習指導や生徒指導において互いに協力し情報を共有して義務教育の目的を達成するために、平成 24(2012)年度から小中一貫教育を推進してきました。近年では、中学校区ごとに目標、目指す児童生徒像等のグランドデザインが設定され、教育活動が展開されています。その中で、平成 28(2016)年に学校教育法が改正され、一人の校長の下で一つの教職員組織が 9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する義務教育学校の制度が創設され、その制度に則った本市初となる義務教育学校が令和 2(2020)年にあそ野学園義務教育学校として開校し、令和 5(2023)年には 2 校目となる葛生義務教育学校が開校します。今後も児童生徒の健全育成に資する小中一貫教育を推進していきます。

##### ②2 学期制

平成 14(2002)年度の完全学校週 5 日制の導入とともに、学校運営等の見直しが全国的に行われる中、本市では平成 17(2005)年度から 2 学期制を導入しました。導入の目

的は、教職員が児童生徒に関わる時間の確保と連続した学習による学習活動の一層の充実を図ることです。平成 17 (2005) 年度末に教職員及び保護者へのアンケート調査、平成 22 年度に教職員へのアンケート調査を実施し、2 学期制について検証し、行事や家庭訪問の時期、学習状況の伝達方法等を見直し改善を図り今日に至っています。今後も 2 学期制について検証しながら 2 学期制の良さを生かした特色ある教育課程の編成に努めます。

ウ 児童生徒の「確かな学力」に係る状況

①全国学力・学習状況調査、とちぎっ子学習状況調査の結果について

資料 2 [全国学力・学習状況調査の本市と全国の平均正答率の比較]

資料 3 [とちぎっ子学習状況調査の本市と栃木県の平均正答率の比較]

小学校6年	平成30年度	令和元年度	令和3年度	小学校4年	平成30年度	令和元年度	令和3年度
国語 A 問題	同程度	同程度	同程度	国語	同程度	同程度	同程度
B 問題	同程度			算数	同程度	同程度	同程度
算数 A 問題	同程度	同程度	同程度	理科	同程度	同程度	同程度
B 問題	同程度			小学校 5 年	平成30年度	令和元年度	令和3年度
理科	同程度	/		国語	同程度	同程度	同程度
中学校 3 年	平成30年度	令和元年度	令和3年度	算数	同程度	同程度	同程度
国語 A 問題	同程度	同程度	同程度	理科	同程度	同程度	同程度
B 問題	やや下回る			中学校2年	平成30年度	令和元年度	令和3年度
数学 A 問題	やや下回る	同程度	同程度	国語	同程度	やや下回る	やや下回る
B 問題	やや下回る			数学	同程度	やや下回る	やや下回る
理科	やや下回る	/		理科	やや下回る	やや下回る	下回る
英語	/		同程度	社会科	同程度	下回る	下回る
※令和元年度から A B 問題の区別がなくなりました。				英語	やや下回る	やや下回る	やや下回る

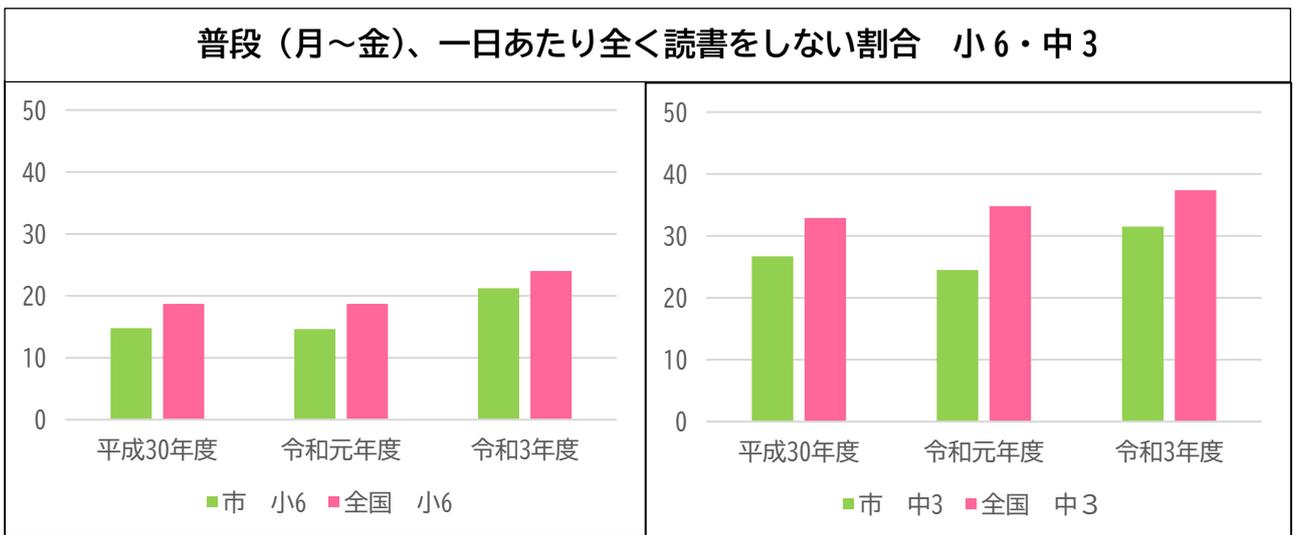
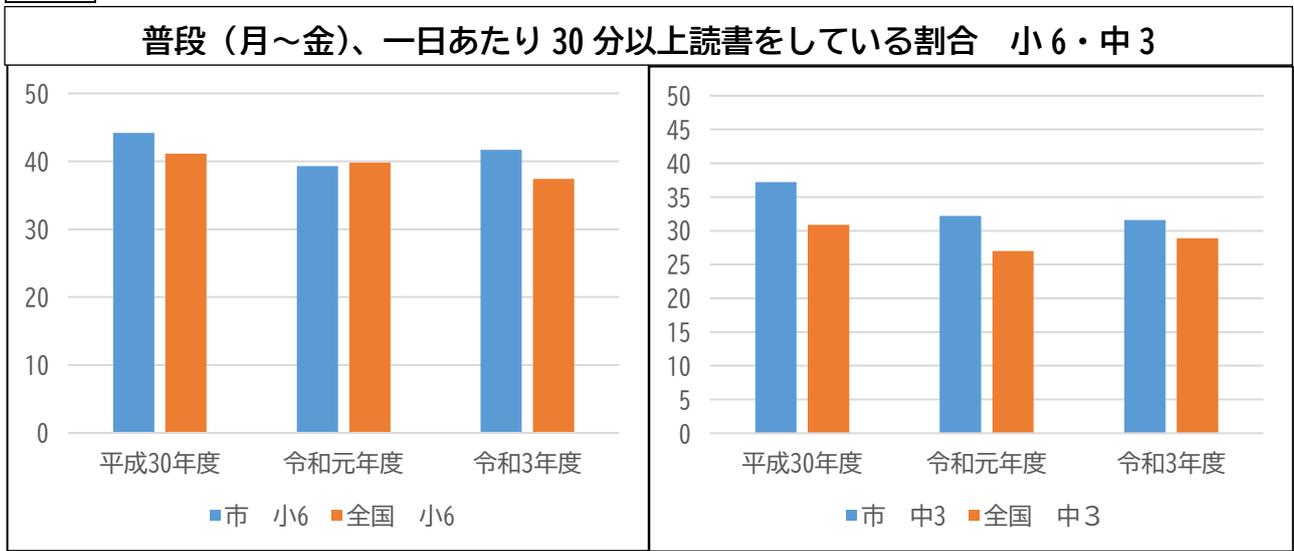
全国学力・学習状況調査における平成 28 (2016) 年度から令和 3 (2021) 年度までの過去 5 年間の本市の児童生徒の学力の状況は、小学校 6 年生では国語、算数、理科ともに、全国と同程度を示しました。中学校 3 年生では数学に課題が見られてきましたが、令和元 (2019) 年度には全国と同程度の結果を示しました。他の教科は全国とほぼ同程度で推移してきました。[資料 2]

とちぎっ子学習状況調査では、小学校 4・5 年生は、国語、算数、理科ともに、栃木県と同程度を示しました。中学校 2 年生は、国語は 5 年間、栃木県と同程度を示してきましたが、数学、理科、社会、英語はやや下回る状況となっています。[資料 3]

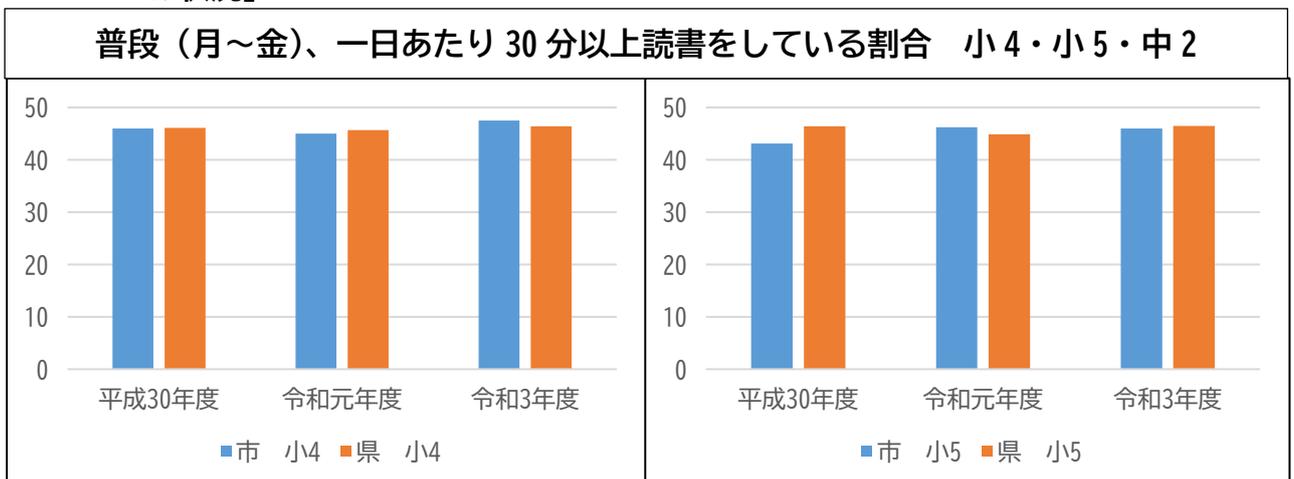
各学校では学力向上に向け、授業改善に取り組み、めあての明確化、自分の考えを伝え深め合う活動の充実、効果的な振り返り活動などを実践し、児童生徒も集中して学習に取り組む姿が見られています。今後も子どもたち一人一人の確かな学力の育成のため更なる取組を推進する必要があります。

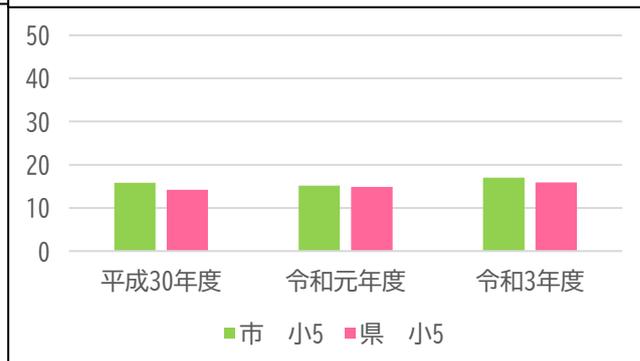
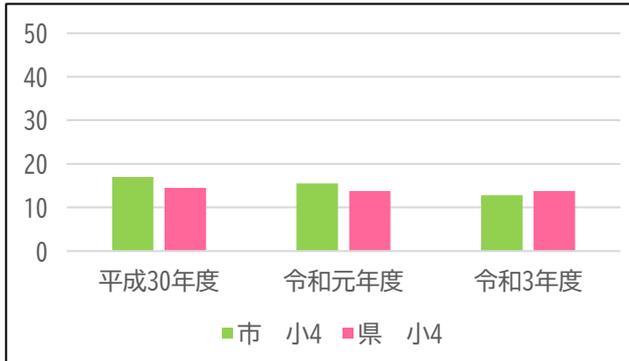
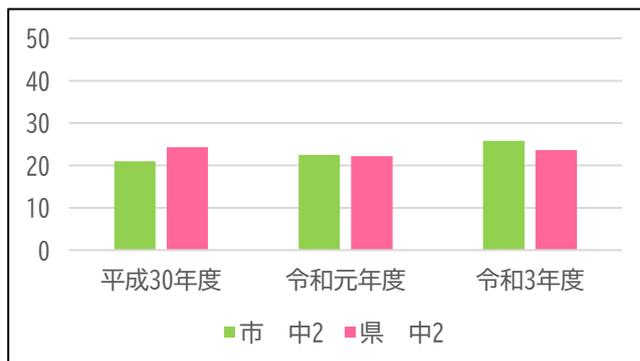
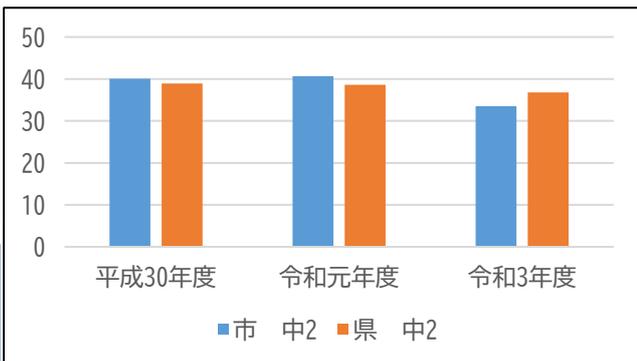
②児童生徒の読書活動の状況

資料4 [全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における小6・中3の読書活動の状況]



資料5 [とちぎっ子学習状況調査の児童生徒質問紙における小4・小5・中2の読書活動の状況]





普段（月～金）、一日あたり全く読書をしない割合 小4・小5・中2

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。」※1

普段（月～金）、一日当たり 30 分以上読書をする児童生徒の割合は県や全国と同程度となっています。本市の小学校では各学年の約 40%の児童が一日 30 分以上読書に取り組み、中学校になるとその割合は減るものの約 30～40%の生徒が 30 分以上読書に取り組んでいることが分かります。しかしながら、全く読書をしない児童生徒も 10～20%程度見られ、読書の習慣化の必要性が伺えます。[資料 4、資料 5]

今後も子どもたちの豊かな読書活動の推進と読書の習慣化に向け、読書環境の充実や読書の楽しさを味わう機会の充実を図ることが必要となっています。

イ 児童生徒の「豊かな心」に係る状況

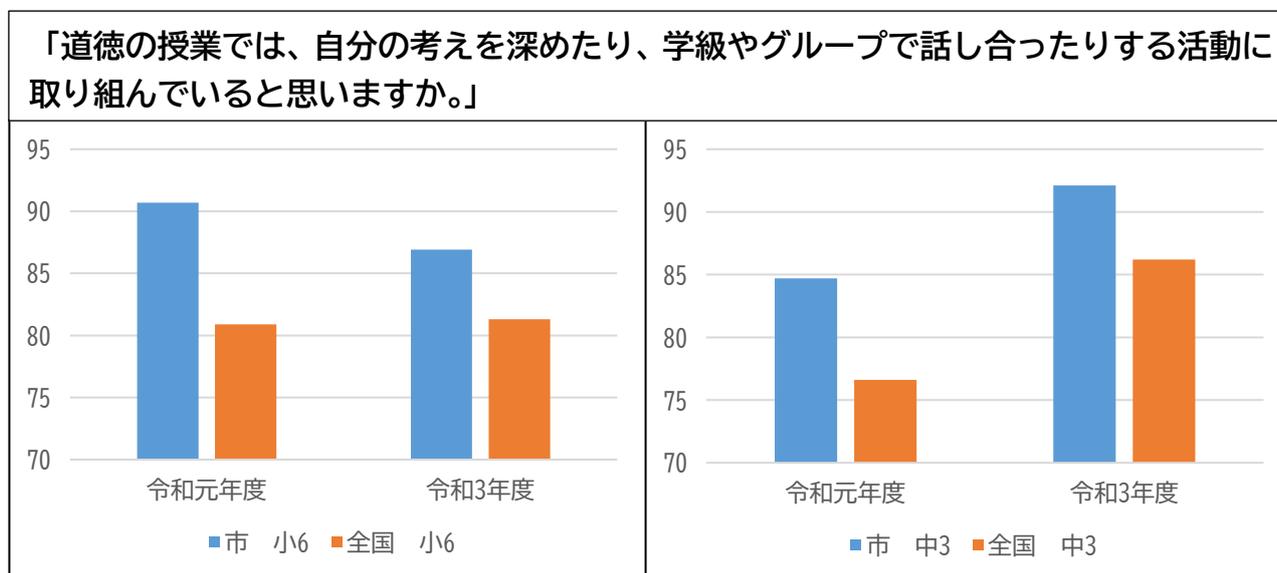
①特別の教科 道徳の授業改善

特別の教科道徳では、児童生徒の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫することが求められています。とりわけ、自分との関わりで道徳的価値を考えたり、話し合いを通して多面的、多角的に考えたりしながら自己の考えを深めるような授業づくりが重要とされ、各学校では授業改善に取り組んでいます。全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果によると、「道徳科の授業で、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいるか」という問いに対して、小学

※1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13（2001）年）より引用。

6年生、中学校3年生に、約90%が肯定的な回答をしており、全国平均よりも高くなり、授業改善が進んでいることがうかがえます。今後も、児童生徒の道徳性を養うために、更なる授業改善に取り組んでいくことが大切です。[資料6]

資料6 [全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における道徳科の授業の状況]



## ② 児童生徒の自己肯定感、思いやり等の状況

自己肯定感※1に関する質問「自分にはよいところがあるか」については、平成28(2016)年度から令和3(2021)年度までの5年間の変化を見ると、小学校6年生、中学校3年生ともに、全国平均よりも概ね高く、特に中学校3年生では上昇傾向にあります。しかしながら、小学校6年生では下降傾向にあり、全ての教育活動を通して子どもたちの自己肯定感を高める取組を推進する必要があります。[資料7①]

思いやりに関する質問「人が困っているときは、進んで助けているか」については、4年間にわたり、小学校6年生、中学校3年生ともに全国平均を上回っています。小学校6年生、中学校3年生ともに約90%が「人が困っているときは、進んで助けている」ことが分かります。[資料7②]

いじめに関する質問「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか」に関しても、小学校6年生、中学校3年生ともに全国平均を上回り、中学校3年生は上昇傾向にあります。小学校6年生、中学校3年生共に約97%が「いじめはどんな理由があってもいけない」と感じていることが分かります。しかしながら、小学校6年生はわずかに下降傾向にあります。いじめに対する認識を深め、「いじめはどんな理由があってもいけない」という意識を高めることが重要です。[資料7③]

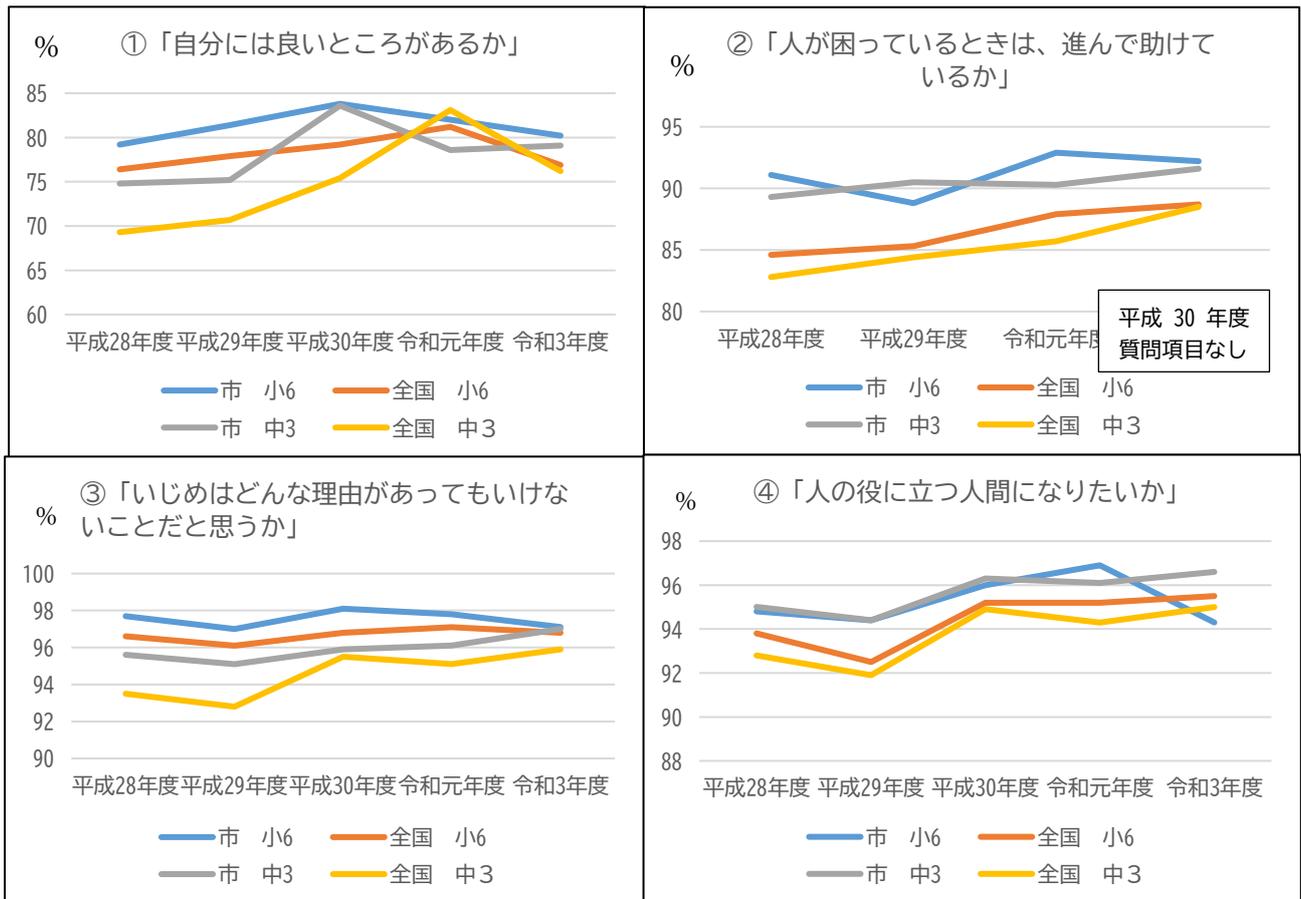
「人の役に立つ人間になりたいか」という質問についても、小学校6年生、中学校3年生ともに全国平均を上回ってきましたが、令和3(2021)年度の小学校6年生は全国平均をわずかに下回りました。約95%の児童生徒が役に立つ人間になりたいとは考えてい

※1 自己肯定感…自分に対する肯定的な意識のこと。

ますが、その傾向がより高まるように心の教育の充実を図る必要があります。[資料 7④]

これらのことから本市の児童生徒は全国よりも概ね自己肯定感や規範意識等が高いことがうかがえます。しかし、自己肯定感が低い児童生徒やいじめの認識が低い児童生徒が少なからず見られるという課題もあります。これら本市の状況を踏まえ豊かな心の育成に取り組んでいく必要があります。

資料 7 [全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における佐野市の児童生徒の自己肯定感等の状況]



ウ 児童生徒の「健やかな体」に係る状況

① 児童生徒の体力の状況

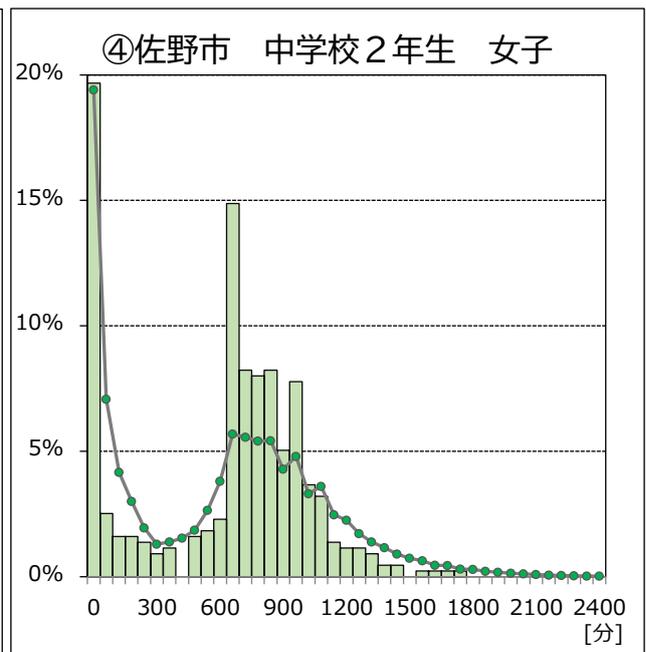
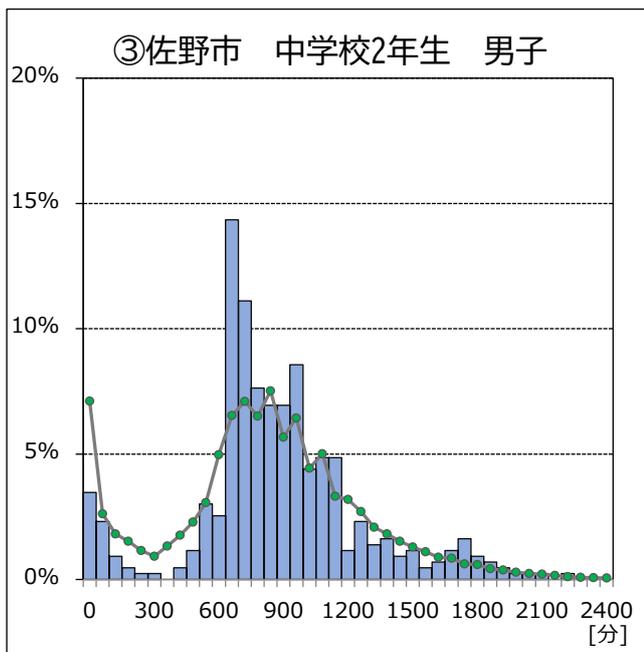
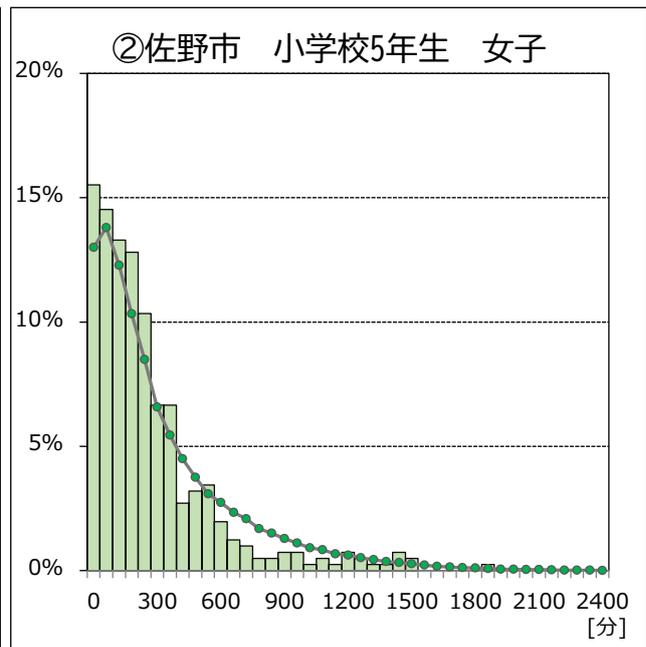
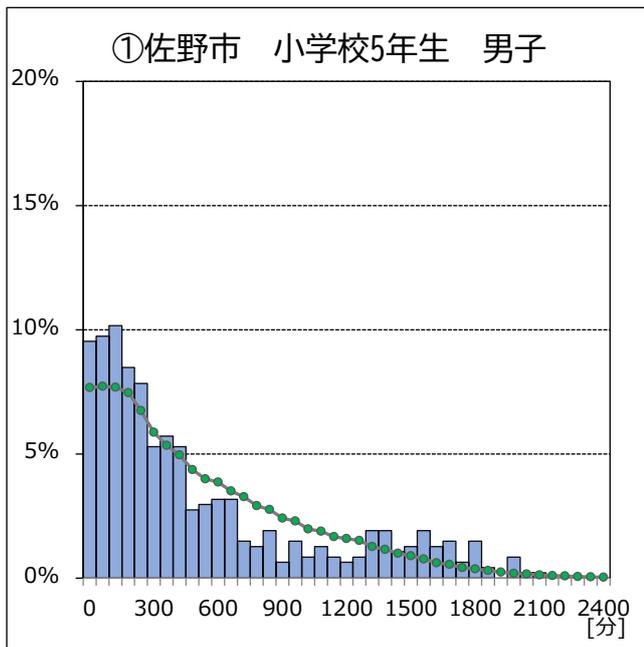
資料 8 [全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市と全国との体力の合計点での比較] ※令和 2 (2021) 年度は新型コロナウイルス感染症のため未実施

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校5年	ほぼ同程度	ほぼ同程度	ほぼ同程度	ほぼ同程度
中学校2年	ほぼ同程度	ほぼ同程度	ほぼ同程度	ほぼ同程度
[全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市と全国の種目別平均記録での比較から見える本市の課題]				
本市の課題	小5、中2でボール投げ、中2で立ち幅跳びが課題	小5、中2共にボール投げ、立ち幅跳びが課題	小5、中2共にボール投げが課題	小5、中2共にボール投げが課題

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における平成 28 (2016) 年度から令和元 (2019) 年度までの 4 年間の児童生徒の体力の状況は、小学校 5 年生と中学校 2 年生の体力の合計点では、全国とほぼ同程度となっています。しかしながら、種目別平均記録で見ると、ボール投げ及び立ち幅跳びが課題となっています。[資料 8]

②児童生徒の 1 週間の運動時間の状況

資料 9 [令和元 (2019) 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市の児童生徒の 1 週間の総運動時間の状況] ※棒グラフ…佐野市 折れ線グラフ…全国  
令和 2 (2021) 年度は新型コロナウイルス感染症のため未実施



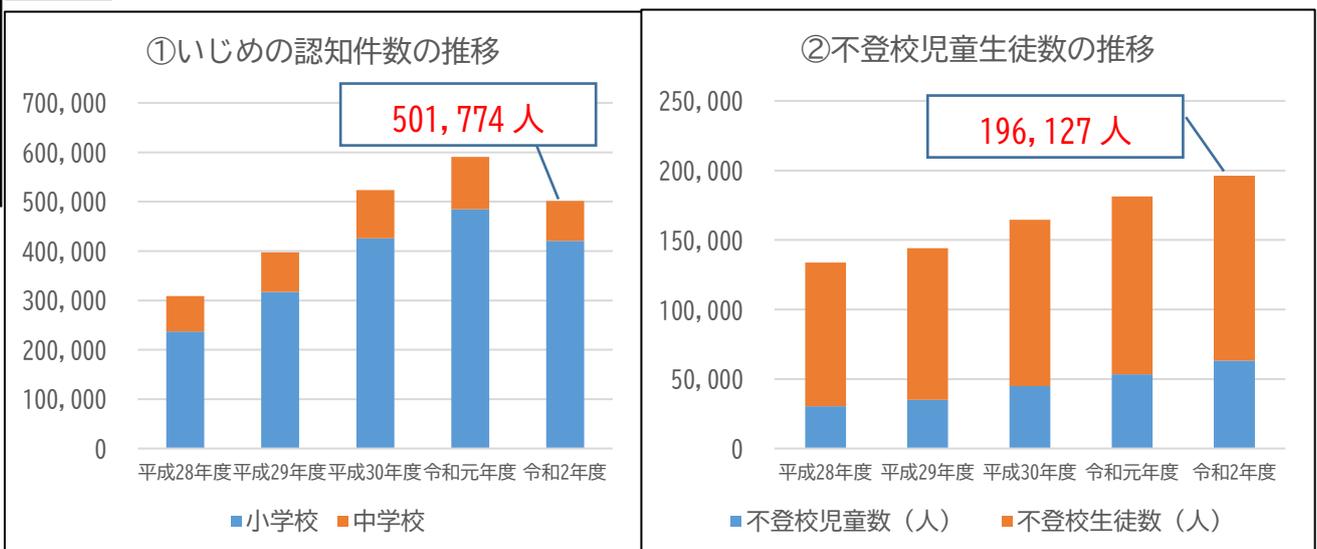
本市の児童生徒の1週間の総運動時間は、小学校では全体的な傾向はほぼ同じですが、運動時間が0時間もしくは1時間未満の割合が男女ともに全国よりも少し高くなり、運動をほとんどしない児童が課題として挙げられます。[資料9①②] 中学校では運動時間が0時間もしくは1時間未満の割合が男子は全国よりも低く、女子は全国と同程度となっていますが、女子では全体の約2割の生徒が運動時間0時間を示し課題であると言えます。しかしながら、運動時間が7時間以上の割合は男女ともに全国よりも高くなっており、よく運動をしている生徒が全国よりも多いということがうかがえます。[資料9③④] 運動をする子としない子の二極化傾向が全国的に叫ばれ久しくなりますが、本市でも同様の傾向が伺えます。運動をしない子どもたちの運動の習慣化を図ることが必要となっています。

### エ 児童生徒のいじめ・不登校等の状況

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、令和2(2020)年度の全国のいじめの認知件数は、小中学校の合計が501,774件で、これまで続けてきた増加が、大幅に減少しました。減少の要因として、文部科学省では新型コロナウイルス感染症により、児童生徒の物理的な距離が広がったことや様々な活動が制限され、子どもたちが直接対面してやり取りをする機会やきっかけが減少したこと等を挙げています。[資料10①] しかし、不登校については、児童生徒合わせて196,127人となり、小中学校ともに前年度より増加しています。[資料10②]

本市においても、毎年一定数のいじめの発生や不登校児童生徒が見られ、その対応は児童生徒指導上の重要課題となっています。今後も児童生徒の人間関係等に注意を払いながら、家庭、学校、関係機関等が連携を図り、未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、不登校児童生徒については社会的自立に向けた支援の充実にも努めていく必要があります。

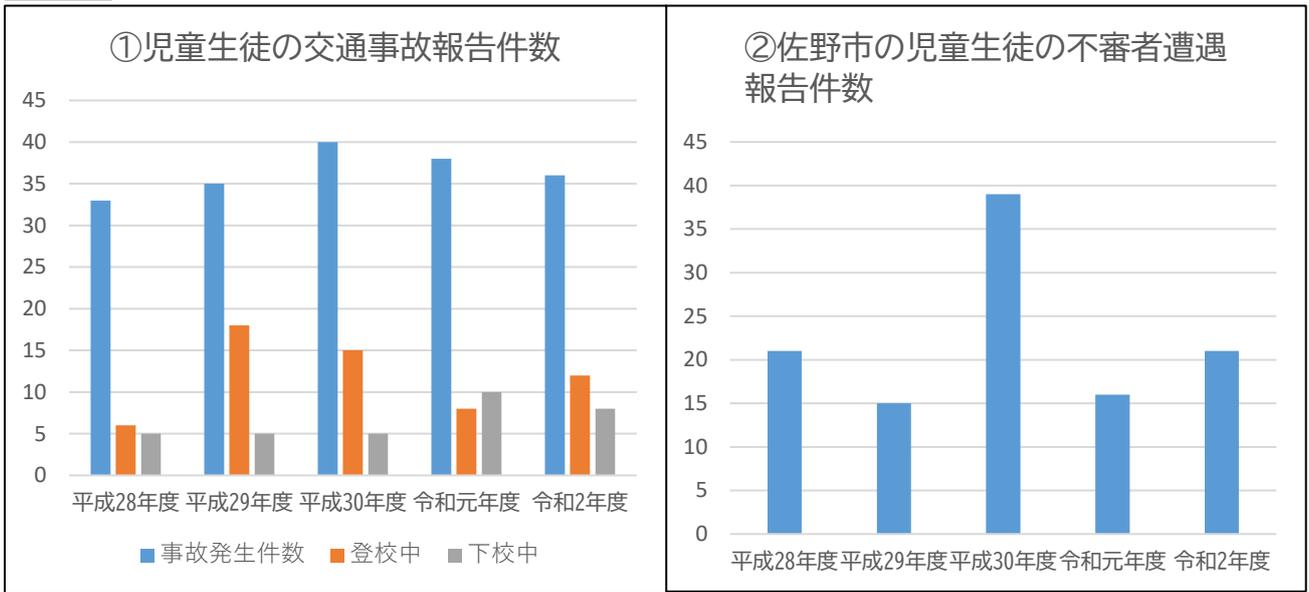
資料10 [全国のいじめ認知件数と不登校児童生徒数の推移]



出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

オ 児童生徒の交通事故・不審者遭遇の状況

資料 11 [佐野市の児童生徒の交通事故報告件数と不審者遭遇件数の推移]



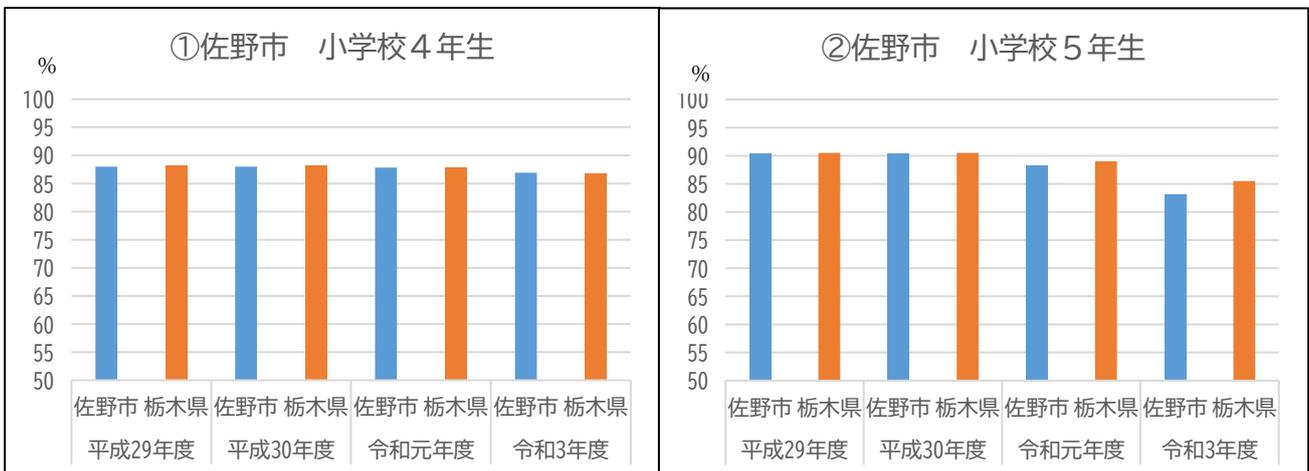
出典：佐野市教育委員会調査

本市の児童生徒の交通事故の発生については、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間では、毎年約 35 件の事故が発生しています。[資料 11①] また、不審者遭遇についても、年度による増減はありますが、毎年 15 件以上の遭遇事案が発生しています。[資料 11②]

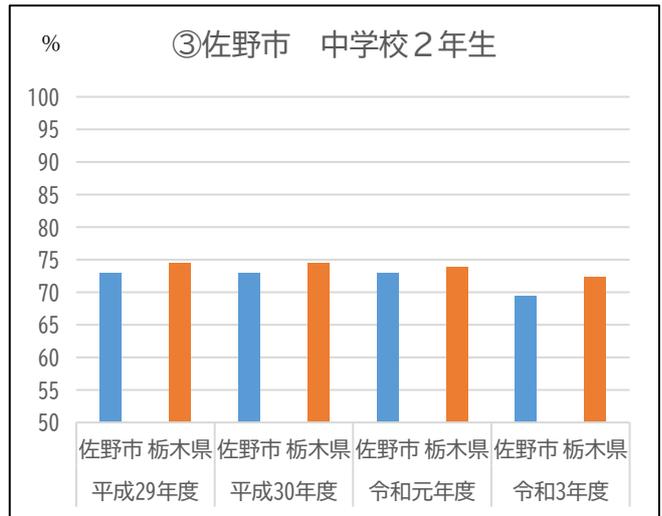
本市では学校での交通安全指導、地域の方による見守り活動に加え、佐野市通学路安全対策連絡協議会による交通安全、防犯、防災の危険箇所への安全対策を講じています。今後も児童生徒が痛ましい事件や事故に巻き込まれないよう学校における安全教育の推進や佐野市通学路安全対策連絡協議会による安全対策の充実を図っていくことが必要となっています。

カ 児童生徒の将来の夢や目標に関する状況

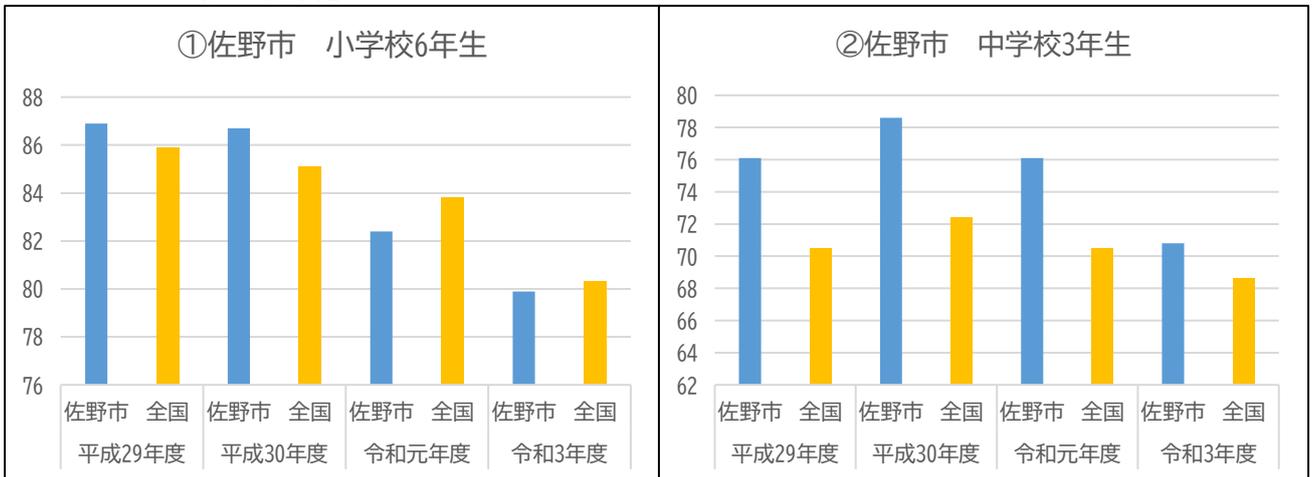
資料 12 [とちぎっ子学習状況調査の質問紙における将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合]



平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度のとちぎっ子学習状況調査によれば、毎年、小学校 4・5 年生では約 88%、中学校 2 年生では約 72%が「将来の夢や目標を持っている」と回答し、県と同程度を示しています。小学校では夢をもつ児童の割合が高いですが、中学生になるとその割合は低くなります。これは栃木県でもほぼ同じ傾向を示しています。[資料 12①②③]



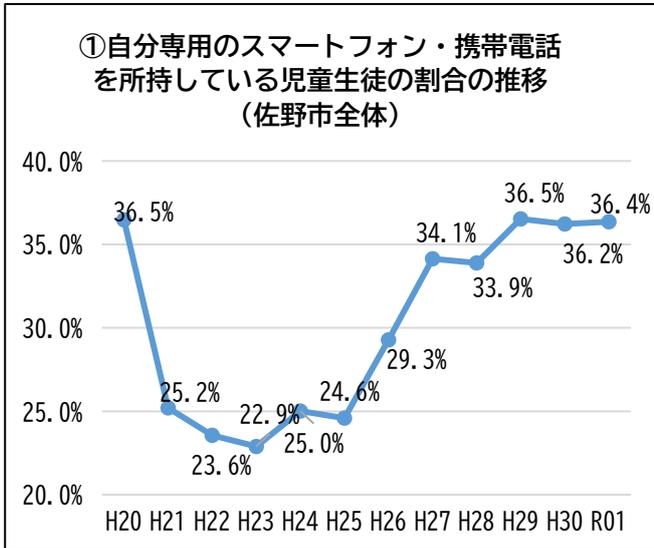
資料 13 【全国学力・学習状況調査の質問紙における将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合】



次に平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度の全国学力・学習状況調査によれば、毎年、小学校 6 年生の約 83%、中学校 3 年生の約 76%が「将来の夢や目標を持っている」と回答しています。しかしながら、中学校 3 年生は全国を上回っていますが、小学校 6 年生は下降傾向にあります。[資料 13①②] 児童生徒が将来の夢や希望をもち、「自立して生きていくことができる」「自分の力で生き方を選択していくことができる」「自分らしい生き方を実現することができる」ようにすることが求められています。そのためには発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育の充実を図ることが必要となっています。

キ 児童生徒のスマートフォン等の利用状況

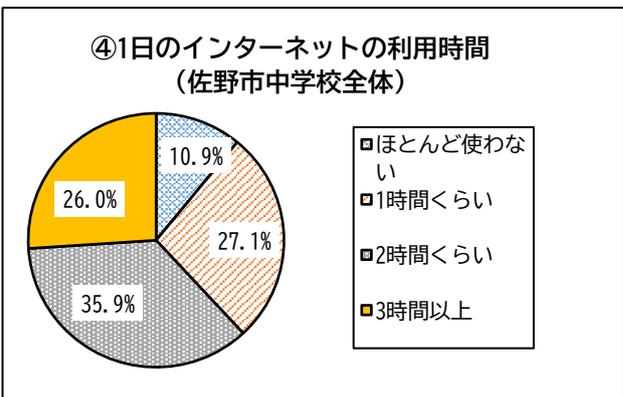
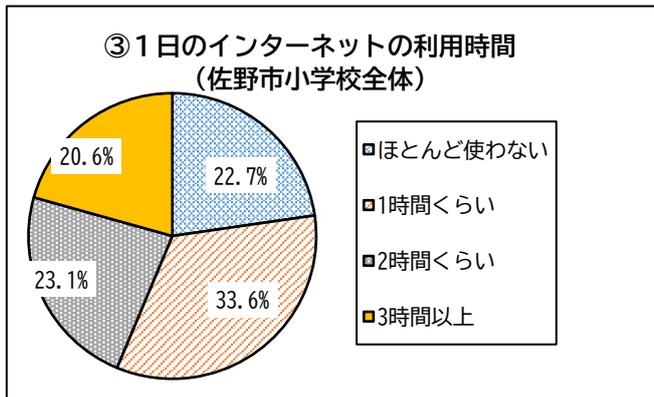
資料 14 [令和元(2019)年度インターネット及び携帯電話・スマートフォンの利用状況等に関するアンケート調査結果(佐野市教育センター)]



②児童生徒質問紙「自分専用の携帯電話・スマートフォンを持っているか。」への回答  
令和元年度 スマホ等の各学年の所持率

学年	所持率	スマホの所持率 ※1
小学1年	7.6%	42.3%
小学2年	9.6%	48.5%
小学3年	17.0%	42.6%
小学4年	30.9%	39.5%
小学5年	33.5%	41.0%
小学6年	39.7%	52.7%
中学1年	54.5%	72.6%
中学2年	65.6%	84.5%
中学3年	69.8%	89.5%

※1 携帯電話等を所持している児童生徒の内、スマートフォンを所持している児童生徒の割合

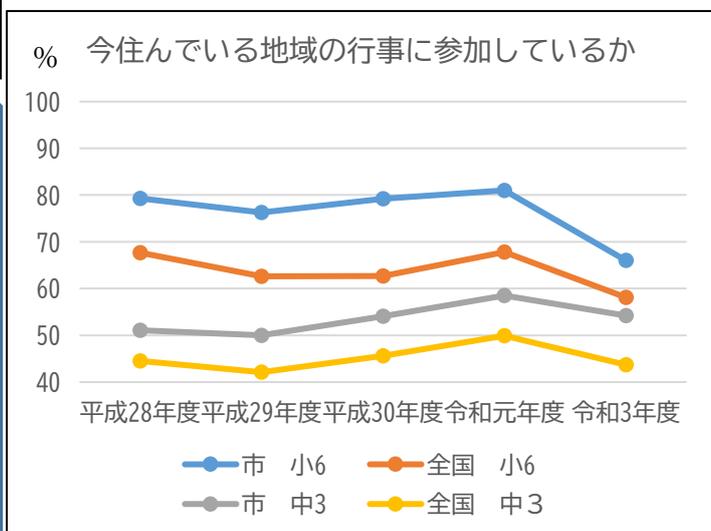


⑤インターネット利用に関わるトラブルの経験の状況  
○インターネットのトラブル等の経験あり 36.6% (中学校 48.4% 小学校 24.1%)  
ネット知り合った人と会った 小学生 21人 中学生 33人

令和元(2019)年度の佐野市教育センターによる調査では、スマートフォン・携帯電話を所持している児童生徒の割合は 36.4%を示し、その所持率は学年が上がるほど高くなり、中学校3年生では 69.8%が所持しているという結果となりました。[資料 14①②] また、一日のインターネットの利用時間も一日に3時間以上利用している小学生が 20.6%、中学生が 26%を示し、その多くがゲームや動画視聴、SNS 利用となっています。[資料 14③④] また、インターネット利用に関わるトラブルの経験については約 40%の児童生徒がトラブルに巻き込まれ、ネットいじめ等は深刻な問題となっています。その中でも、ネットで知り合った人と会った児童生徒が 54 名いるという結果は [資料 14⑤]、重大な犯罪に巻き込まれる可能性が懸念され、児童生徒指導上の大きな課題となっています。このことから、発達の段階に応じた情報モラル教育を、全ての子どもたちに対して行う必要があるとともに、家庭でのルール作りなどの大切さについて保護者啓発を継続していく必要があります。

### ク 地域とのつながりに関する児童生徒の状況

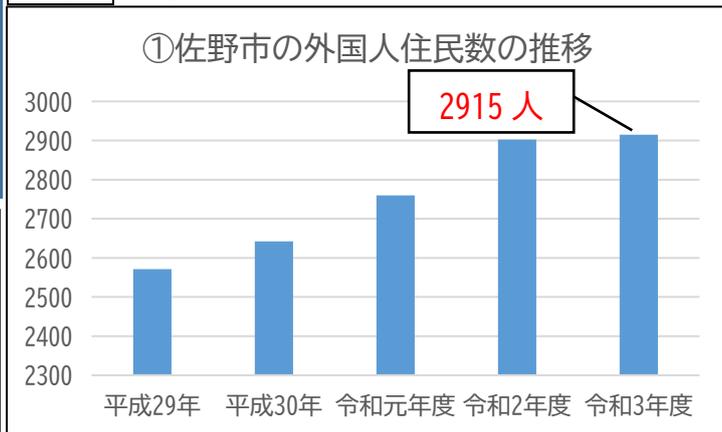
資料15 [全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における小6・中3の地域行事への参加状況]



近年、地域とのつながりの希薄化が指摘される中で、令和3（2021）年度はコロナ禍のため参加が減少しているものの、本市の児童生徒の地域行事への参加状況は全国を上回っています。[資料15] 子どもたちは地域との関わりの中で多くのことを学ぶことができます。過疎化や高齢化等の地域社会が抱える課題が顕著化している現代社会において、子どもと地域とのつながりを継続していくことは地域の教育力の向上や活性化等にとって大変重要となっています。

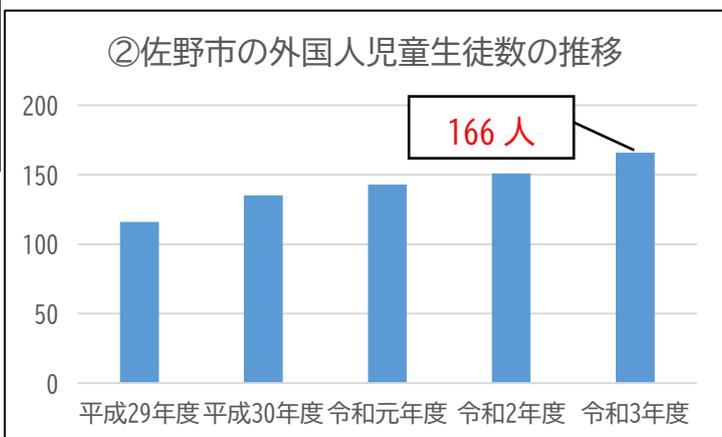
### コ 本市の外国人住民数及び児童生徒数

資料16 [佐野市の外国人住民及び外国人児童生徒数の推移]



佐野市で暮らしている外国人の主な出身国・ベトナム・中国・フィリピン・ペルー・ブラジル など

本市の外国人住民数は年々増加し平成29（2017）年度から2500人を超え、令和3（2021）年には2915人となり3000人に迫る勢いです。[資料16①] また、それに伴い、市立学校における外国人児童生徒数も増加しています。[資料16②] 今後、コロナ禍の状況が改善されれば、外国人の移住者は更に増加していくことが予想されます。グローバル化が進展する中、言語、宗教、習慣等の違う外国人と共に生きていくために、日本人と外国人が互いに尊重し、協働していける環境「共生社会」を構築していくことが求められています。また、学校教育においては国際教育の推進や日本語指導が必要な児童生徒への教育の充実等を図ることが必要となっています。



出典：佐野市調査

## (2) 幼児教育・保育

本市では令和2(2020)年3月に「第2期佐野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実に努めています。

### ア 保育

本市には、児童福祉法等に基づき、公立の認可保育所が12か所、私立の認可保育所が6か所、私立の認定こども園が9か所、小規模保育事業が12か所、事業所内保育事業が1か所全部で40か所の保育を行う施設等が設置されています。

年齢別入所数

令和3(2021)年3月31日現在

種別	施設数	入所人員						
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
市立保育所	12	54	92	115	163	188	178	790
私立保育所	6	57	76	88	102	89	80	492
私立認定こども園	9	52	96	114	136	135	132	665
小規模保育事業	12	53	85	67				205
事業所内保育事業	1	5	6	3				14
合計	40	221	355	387	401	412	390	2,166

※ 市外在住の園児を除く。

少子化が進む一方で保育のニーズは多様化し、心身の発育や発達に特別な支援を必要とする子どもが増え、一人一人の発達の段階に応じた支援を実施しています。また、そうした子どもたちに対応できる保育士のスキルアップが求められています。

### イ 幼児教育

本市には、私立幼稚園が4園(うち、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園1園)、子ども・子育て支援新制度に移行している認定こども園が9園あります。

年齢別園児数

令和3(2021)年3月31日現在

種別	施設数	園児数					
		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
私立幼稚園	新制度未移行園	3	24	62	65	75	226
	新制度移行幼稚園	1	4	12	15	21	52
私立認定こども園	3	157	322	321	341	1,141	
合計	13	185	396	401	437	1,419	

※ 市外在住の園児を除く ※ 認定こども園では、同一施設で幼児教育・保育を実施しているため、それぞれに計上しています。

本市には保育の質の向上を目指して実践研究を行う研究会があり、全ての市内の私立幼稚園・認定こども園、民間保育園、公立保育園等が施設形態、制度形態を越え参加しています。

### (3) 生涯学習

#### ア 生涯学習

##### (ア)「第2次佐野市生涯学習推進中期基本計画」の策定（令和3（2021）年度）

「第2次佐野市生涯学習推進中期基本計画」を策定し、生涯を通して学ぶことのできる環境の整備や学習機会の提供など、多様化・高度化する市民の学習ニーズに的確に応え、社会に貢献できる仕組みを作ることにより、生活を豊かにする生涯学習を推進しています。

##### (イ) 楽習出前講座の開設

公共施設等を利用した地域のサークル活動やグループ等の学習需要に対し、そのテーマに即した講師を派遣する出前講座を開設するとともに、公共施設等の活用促進に努めています。また、楽習講師編と行政編でメニューを取り揃え、主に登録楽習講師の中から派遣し、学習成果を発揮する場を提供する形で実施しています。[資料1]

資料1 [楽習出前講座の状況]

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学習メニュー・講座メニュー数	件	271	270	235	220
楽習講師登録者数	人	198	161	158	139
楽習講座受講者数	人	4666	5126	3763	689

#### イ 社会教育

##### (ア) 学社連携

家庭、学校、地域社会の教育機能を総合的に高め、児童・生徒及び地域住民の学習活動を支援し、生涯学習の地域づくりを進めるために、学校と地域社会の連携を推進しています。

##### ①学校支援ボランティア活動の支援の充実

学校支援ボランティアが活動支援中に他人に対して損害を与えた場合の賠償責任とボランティア本人の傷害事故を総合的に補償する保険に加入し、学校支援ボランティア活動の促進を図っています。

##### ②地域コーディネーター養成研修の開催

学校支援ボランティアの活動を推進するため、学校の要望と地域住民の願いをつなぐ地域コーディネーターを養成する研修を開催しています。

##### (イ) 青少年の健全育成

青少年が多様化する現代社会の進展に適応し、積極的に社会参加できるよう、集団宿泊生活、野外体験活動、親善都市との交流等の機会を提供し、青少年の健全育成並びに青少年団体指導者やボランティア等の育成及び活用を図っています。

##### ①子ども会ジュニアリーダー研修会の開催

子ども会活動において中心的役割を担う小学校5・6年生に対して、ジュニアリーダーとしての必要な知識及び技術を習得できるよう研修会を開催しています。

③放課後子ども教室の開設

全ての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進しています。令和元年（2019）度は、10小学校区に放課後子ども教室を開設しました。

(工) 家庭教育出前講座の開催

保護者を対象に、保育園・幼稚園や小学校等で家庭教育について学ぶ講座を開催しています。

(オ) 「佐野市子ども読書活動推進プラン」の策定（令和3（2021）年度）

子どもたちが、豊かな読書体験をするための環境を整備するため「佐野市子ども読書活動推進プラン」の策定を行いました。

(カ) 主な公民館活動

公民館の「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という機能を活かし、社会教育の中核的な施設として、地域との連携により活動を展開しています。

①市民教養講座の開催

地域課題を解決するための学習機会と、楽しみながら学習して生きがいを感じられるような知識・趣味的内容の学習機会を提供する講座を開催しています。

②市民大学の開催

現代的テーマを取り上げた講座を、中央公民館を中心会場として開催しています。

③親と子の交流活動の開催

中央公民館と田沼中央公民館を会場とし、親と子のきずなを深めながら、子どもの情操を豊かにし、心身の健全な育成を図ることを目的とした講座を開催しています。

ウ 主な社会教育施設の利用状況

資料2 【佐野市の主な社会教育施設の利用者数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市立図書館 (佐野・田沼・葛生)	338,025	338,221	342,781	320,397	139,283
公民館 (佐野・田沼・葛生)	289,277	270,797	255,258	231,330	100,390

平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度の 5 年間の主な社会教育施設の年間利用者の状況は、市立図書館（佐野・田沼・葛生）は約 33 万人、公民館は約 25 万人の利用者があります。[資料 2] しかし、東日本台風の被害及び新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、令和元（2019）年度以降の利用者数は減少しています。今後は感染症を乗り越えて市民の生涯学習に寄与する施設運営に取り組んでいくことが求められています。

## (4) スポーツ活動

本市では、平成 30（2018）年に「第 2 次佐野市スポーツ立市推進基本計画」を策定し、「スポーツで活力と健康あふれる佐野市の創造」の実現を目指し、様々な施策を実施してきました。令和 4（2022）年度からは第 2 次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画の基本目標である「新たな流れの創造による賑わうまちづくり」を推進するため「第 3 次佐野市スポーツ推進基本計画」を策定し、「スポーツツーリズムの推進」「生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備」の各施策を推進します。

### ア 児童生徒に関すること

#### ①佐野市総合型地域スポーツクラブ

市内で 6 つのクラブが設立され活動しています。（令和 3（2021）年現在）クラブの活動は、様々なスポーツを参加者のレベルや興味に応じて行うことができ、地域住民が主体となって運営が行われていることから地域住民の交流や子どもたちの健全育成、地域社会の活性化に大きな期待が寄せられています。

ジョータロークラブ	犬伏いきいきクラブ
佐野中央スポーツクラブ	J O H O K U スポーツクラブ
ためまアスレチッククラブ	葛生わいわいクラブ

#### ②スポーツ少年団

スポーツ少年団は、学校の枠を越えて主に子どもたちが地域でスポーツに親しむために結成されたスポーツ団体で、市内には 30 の団体があります。

#### 資料 1 【令和 3（2021）年度のスポーツ少年団数】

活動種目	団体数	活動種目	団体数
軟式野球	13	ソフトテニス	1
バレーボール	3	柔道	2
ミニバスケットボール	4	剣道	4
硬式野球	2	空手道	1

#### ③次世代アスリートの育成

次世代アスリートの育成を目的として、令和元（2019）年度には、「佐野市アスリート育成プラン」に沿って競技力向上対策トレーニングを実施しました。また、国際大会、全国大会等へ出場する団体や個人選手へそれらの大会での活躍を期し、全国大会等出場祝金を交付しました。また、高校生以上を対象とした佐野市スポーツ賞と、児童生徒を対象とした佐野市ジュニアスポーツ賞を設け、顕著な功績を残した団体や個人を表彰しました。今後の取組への大きな活力となっています。[資料 2]

**資料2** 【スポーツ賞・ジュニアスポーツ賞の受賞者数】

【スポーツ賞受賞者数】

	団体	個人
平成 29 年度	1	4
平成 30 年度	—	4
令和元年度	4 (特別賞含む)	—

【ジュニアスポーツ賞の受賞者数】

	小学生 (人)	中学生 (人)
平成 29 年度	19	34
平成 30 年度	51	40
令和元年度	17	43

**(5) 文化芸術活動**

潤いのある豊かな生活環境の創造と誇れる地域づくりを目指して、本市の歴史・文化資源、文化芸術活動を本市の財産として保存と振興を図る取組を推進しています。

**ア 「第3次佐野市天明鑄物のまちづくり推進計画」の策定（令和3（2021）年度）**

本市で一千年以上に渡り受け継がれる「天明鑄物」の知名度を更に向上させ、今後もその伝統と技術が後世まで受け継がれることを目指して、「第3次佐野市天明鑄物のまちづくり推進計画」を策定し、天明鑄物を活用したまちづくりに取り組んでいます。

**イ 伝統文化の保存と継承**

「牧歌舞伎」「越名舟唄」など市内には多くの郷土芸能が現存しています。これら郷土芸能が今後も継承されるように、後継者育成や継承団体等の活動支援の充実を図ることが求められています。

**ウ 主な文化芸術施設の利用状況**

**①主な文化施設の利用状況**

**資料1** 【主な文化施設の利用者数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
文化会館	160,662	168,393	165,307	146,200	27,393
あくとプラザ	34,565	35,056	36,982	32,873	8,454

平成 30（2018）年度までの本市の主な文化施設の利用状況を見ると、文化会館は毎年約 16 万人が利用し、本市の文化拠点の役割を果たしています。また、あくとプラザは約 3 万 5 千人が利用し、地域の文化交流の中心として活用が図られています。しかし、令和元（2019）年度の新型コロナウイルス感染症の発生により、イベント等の開催数や利用者数は減少しました。[資料 1]

**②主な芸術施設の利用状況**

**資料2** 【主な芸術施設の利用者数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
吉澤記念美術館	16,007	9,643	14,106	3,353	1,332
人間国宝田村耕一陶芸館	4,285	4,162	4,574	3,171	1,293

吉澤記念美術館では、地域芸術・文化遺産を引き継ぐとともに、美術に親しむ機会を提供し、市民文化の向上や地域社会の文化振興に寄与するための取組を推進しています。また、人間国宝田村耕一陶芸館では、本市出身の陶芸家であり、昭和 61 (1986) 年に人間国宝の認定を受けた田村耕一の作品を展示しています。平成 30 (2018) 年度までは多くの来館者がありましたが、東日本台風の被害及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和元 (2019) 年度以降の利用者数は減少しました。[資料 2] 感染症を乗り越えて本市の文化芸術の振興が図られるよう、市有文化芸術施設の利用等の在り方について検討し、魅力ある文化芸術活動を推進していく必要があります。

オ その他の芸術施設の状況

市内には、公立美術館のほか、民間施設である「東石美術館」、「安藤勇寿少年の日美術館」、「田村耕一美術館」があり、それぞれが特色をもった展示を行うとともに地域に根差した美術館として、本市の文化芸術の推進に寄与しています。

カ 市民団体の状況

市内には、様々な文化芸術活動を行っている団体があり、それらの団体を総括する組織として「佐野市文化協会」があります。現在、文化協会には 23 部門で 91 団体が加盟しており、広く市民参加を求め、市民文化の向上を目指して活動しています。

(6) 文化財

ア 佐野市の文化財

佐野市には国指定史跡である「唐沢山城跡」をはじめ、本地域に伝承された特色ある数多くの文化財が存在しています。唐沢山城跡では保存活用計画を策定し、計画的な保存と活用を図っています。[資料 1]

資料 1 【指定文化財等内訳表】(令和 2 (2020) 年 7 月 28 日現在)

	有形文化財									無形文化財	民俗文化財		記念物			計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	
国指定	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5
国認定	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
国登録	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
県指定	6	16	5	14	0	0	0	5	0	0	2	2	3	0	3	56
市指定	11	8	23	14	3	3	12	13	16	1	16	13	24	2	26	185
計	33	25	29	30	3	3	12	19	16	1	18	15	28	2	29	263

文化財は本市の歴史、伝統、文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、本市の文化の発展の礎をなすものです。貴重な市民の財産である文化財を適切に保存するとともに、その活用を図ったまちづくりや地域再生を企図し、次代に継承していくことは、現代に生きる私たちの一人一人の責務となっています。また、文化財を継承していくためには郷土を育む人材の育成も大切です。郷土博物館、葛生化石館をはじめ、各地で文化財の理解促進や保存等の活動が展開されています。

イ 博物館等の利用状況

資料2 [佐野市の主な博物館等の利用者数]

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
佐野市郷土博物館	22,125	22,362	20,387	12,566	9,644
葛生化石館	24,023	22,321	23,955	16,580	9,045
葛生伝承館	9,262	6,718	8,049	5,014	3,422

平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2021) 年度までの本市の主な博物館等の年間利用者の状況については、佐野市郷土博物館や葛生化石館は毎年約 2 万人、葛生伝承館は約 8 千人の入館者があり、多くの方が利用していたことが分かります。しかし、これら施設についても令和元 (2019) 年度の東日本台風の被害、新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、利用者は減少しました。[資料 2]

今後も感染症対策の徹底を図るとともに、感染症を乗り越えて施設運営に取り組んでいくことが求められています。



佐野市の豊かな自然①

カタクリの群生



唐澤山神社のつつじ



春

喜多山公園の桜



秋山川の上流



富岡町のヒマワリ



夏

仙波町のアジサイ



## 4 本市教育の基本理念

### －基本理念－

**豊かな学びを通して ふるさとを愛し  
持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育**

本理念を本市教育の基本理念として位置付けました。本市教育行政に関わる全ての施策や取組等を通して、教育理念である「豊かな学びを通してふるさとを愛し持続可能な社会の創り手を育むこと」を実現していきます。

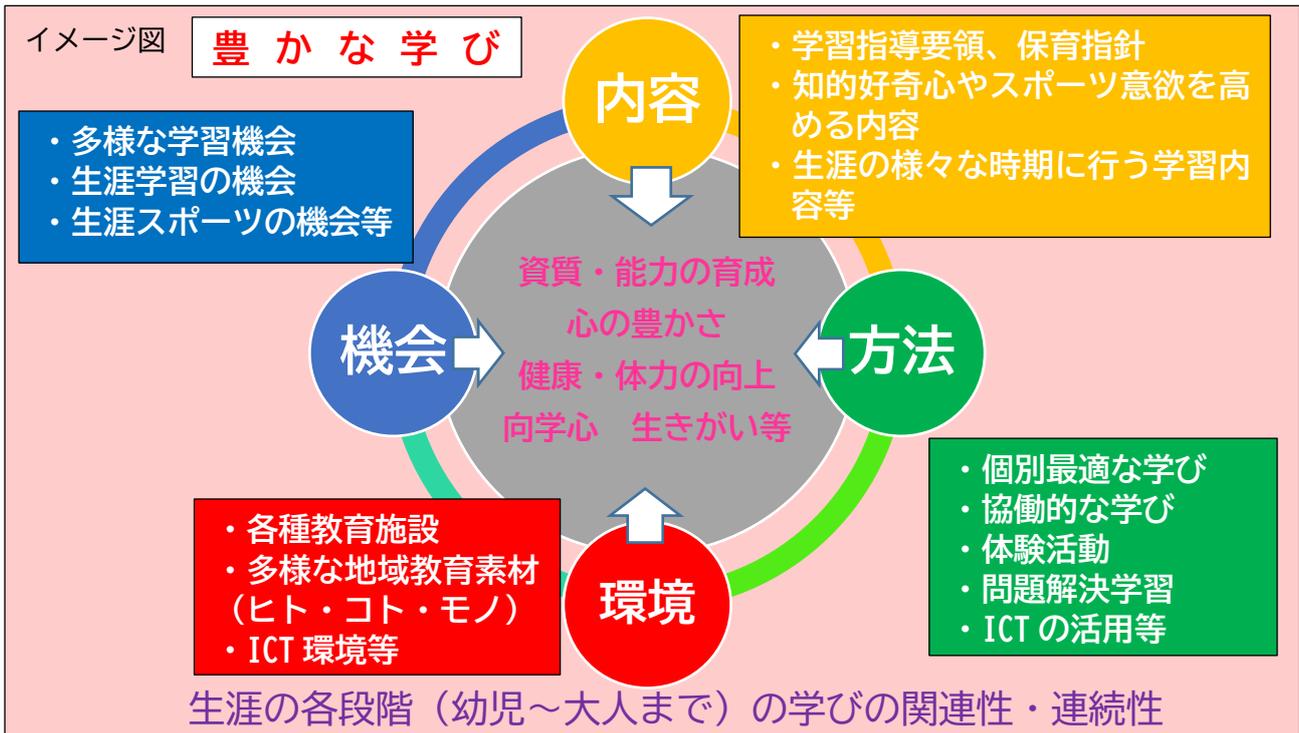
#### 基本理念を構成する3つのキーワード

基本理念は3つのキーワードから構成されています。3つのキーワードには次のような考えを込めています。

#### キーワード1 「豊かな学び」とは

**本市の考える  
「豊かな学び」**

『学びの内容、方法、環境、機会』が充実し、生涯の各段階の学びが関連しつながら展開される学び



学びは、生きる力の育成、自己の成長、人生の選択肢の広がりなどにつながり、人生をよりよく生きる可能性を高めてくれます。その可能性を一層高めるためにも、学びを豊かにすることが大切です。そこで本市では上のイメージ図のように『学びの内容、方法、環境、機会』が充実し、生涯の各段階の学びが関連しつながら展開され、資質・能力の育成、心の豊かさ、健康・体力の向上、向学心、生きがい等に結びついていくことを「豊かな学び」と捉えました。本市では学校、家庭、地域、関係各課・関係機関等が連携し、必要な手立てを講じ、生涯の各段階において豊かな学びを推進していきます。

## キーワード2 「ふるさとを愛する」とは

ふるさとへの誇りや愛着などの「ふるさとを愛する」心は、地元で活躍する人、地元から離れても何かの形で地元とつながる人の育成、つまり、持続可能な佐野市を築く上で必要不可欠であるとともに、自らの心の拠り所をもって生きていくことにもつながるものとして大変重要な意味をもっています。また、グローバル化の進展により、国際社会に貢献し、活躍する日本人の育成が求められています。そのためには異文化に対する理解を深め、異なる文化をもつ人々と協調していく態度を育てることが必要であり、それは自国文化を理解し尊重することから始まります。したがって、郷土の自然や歴史等への理解を深め「ふるさとを愛する」心を育てることは、グローバル化に必要な力の育成や多文化共生の実現にもつながることも意味しています。

本市では子どもから大人までの各段階において、郷土の自然や文化に触れる体験や地域の特色や資源を活用した教育活動等を推進することにより、ふるさとを知り、ふるさとを愛する心を育みます。



市の花 かたくり



市の木 松



市の鳥 おしどり

## キーワード3 「持続可能な社会の創り手を育む」とは

### 世界の動き

「教育をめぐる社会情勢」で述べてきたとおり、我が国では少子高齢化、技術革新等が進展し、今後、更なる社会の大きな変化が見込まれています。また、地球規模でも、環境問題、経済・社会問題が深刻さを増し、このままでは安定してこの世界で暮らせなくなる危機感が世界各国で高まっています。こうした地球規模の問題に対して、平成27(2015)年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、その目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

### 持続可能な開発目標

SDGs (Sustainable Development Goals)  
 ○17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)から構成。  
 ○**貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題が網羅されており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、「誰一人取り残さない」ことを強調し人々が人間らしく暮らしていくための社会基盤を2030年までに達成することが目標。**



## 日本の動き

日本では、平成 28（2016）年 5 月に内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置、12 月に SDGs 実施指針が策定され、SDGs 実現のための取組の推進が図られてきました。そして、教育分野においても平成 29（2017）年告示の新学習指導要領には、一人一人の児童生徒が「持続可能な社会の創り手」となることが明記され、学校にはその育成が求められています。このことは、「教育は、持続可能な社会の創り手として求められる『知識及び技能』『思考力、判断力、表現力等』『学びに向かう力、人間性等』を育むことにより、地域や世界の諸課題を自分事として考え課題解決を図る人材の育成に寄与し、SDGs の 17 全てのゴールの達成の基盤を作るという極めて重要な役割を担っている」※1 ということを意味しています。

### 新学習指導要領（平成 29（2017）年告示）前文より

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童（生徒）が自分の可能性を認識するとともにあらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となることができるようにすることが求められる。

## 佐野市の動き

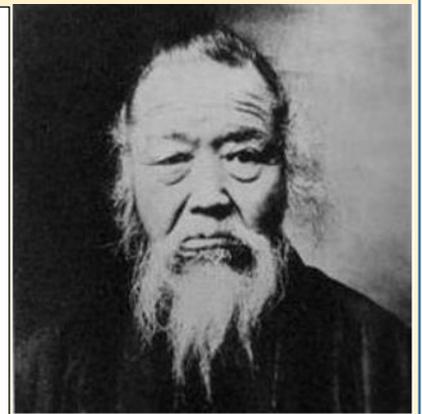
本市でも「SDGs 持続するまち佐野の実現」を目指し、SDGs を原動力の一つとした地方創生の推進を図っていますが、この「**持続可能な社会**」という考えは、本市の偉人「田中正造」が 100 年以上も前に訴えた思想「**真の文明は 山を荒らさず 川を荒らさず 村を破らず 人を殺さざるべし**」という「**真の文明**」論に繋がるものです。

### 佐野市の偉人 代議士・田中正造（1841 年～1913 年）

**真の文明は 山を荒らさず 川を荒らさず  
村を破らず 人を殺さざるべし**

明治時代に起きた「足尾鋇毒事件」。足尾銅山で行う採掘や精錬作業等により周辺の山が荒れ、川が汚染され、農作物等に甚大な被害が出ました。正造は河川流域の人々の窮状を訴え、当時の政府等と一生を捧げて闘い続けました。

この言葉は正造が晩年に日記に記した文明の在り方を問う言葉です。今、私たちは効率や快適さ、便利さ等を追求してきた文明観を変えなければならない岐路に立たされています。正造の「**真の文明**」論は、人命の尊重や自然との共生など、世界共通の目標である「**持続可能な社会**」を実現する上で基盤となる考えを示しています。



環境問題に留まらず貧困、平等など私たちが抱える様々な課題の解決に向け取り組み、持続可能な社会を築いていくことは、全ての人々の責務です。本市では「田中正造」の思想でもあり、日本や世界が目指す今後の社会の在り方でもある「**持続可能な社会**」の創り手を育むことを本市教育の根幹に据え、教育行政を推進していきます。

※1 「SDGs 実施指針改定版」平成 28（2016）年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定より引用

参考資料 SDGs（世界を変える17の目標）

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p><b>目標1【貧困】</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p><b>目標2【飢餓】</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p><b>目標3【保健】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p><b>目標4【教育】</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p><b>目標5【ジェンダー】</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p><b>目標6【水・衛生】</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p><b>目標7【エネルギー】</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p><b>目標8【経済成長と雇用】</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p><b>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>目標10【不平等】</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>目標11【持続可能な都市】</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>目標12【持続可能な消費と生産】</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>目標13【気候変動】</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>目標14【海洋資源】</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>目標15【陸上資源】</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>目標16【平和】</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p><b>目標17【実施手段】</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

## 5 本市教育の基本理念に基づく基本的方向

本市教育の基本理念のもと、今後4年間（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）の本市教育が目指す基本的方向を7つ設定します。

### 基本的方向1【特色ある教育と心の教育の推進】

○特色ある教育と心の教育の推進により、子どもたちに新しい時代に必要な資質・能力の育成を図ります。

次代を担う子どもたちには、変化の激しい社会をたくましく生き抜き、持続可能な社会の創り手として成長していくことが必要とされています。そのためには「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」※1という視点が重要とされ、必要な資質・能力の育成を図ることが求められています。

本市では子どもたちが幼稚園教育要領等（平成29（2017）年告示）に示されている資質・能力の基礎の育成、学習指導要領（平成29（2017）年告示）に示されている資質・能力を確実に育成できるよう確かな学力の育成に向けた教育の充実に努めます。また、道徳教育の充実や人権教育の推進等により豊かな心の育成を図るとともに、学校保健や体育活動の充実等により健やかな体の育成を図ります。さらに、外国語教育等のグローバル化に対応する教育、特別支援教育や不登校児童生徒への支援等の多様なニーズに対応した教育、幼小連携や小中一貫教育等の連続性・一貫性のある教育など、子どもたちが新しい時代に必要な資質・能力を身に付けるために必要な教育や取組を推進していきます。

### 基本的方向2【安全・安心で良好な教育環境の整備】

○子どもたちの安全・安心と学びが保障される教育環境や教職員にとって良好な教育環境を整備します。

学校教育の質を高め、子どもたちの可能性を引き出すためには、子どもたちにとって安全・安心で学びが保障される教育環境が必要です。その教育環境とは、望ましい学校規模が確保されていること、学校施設・設備機能の更新と充実が図られていること、ICT環境の整備と活用が図られていること、通学路の安全対策が講じられていること、学びのセーフティーネットが構築されていること、学校の危機管理体制が確立されていることなどが挙げられます。また、教育の担い手である教職員が子どもたちとしっかりと向き合い、いきいきと教育活動に従事できるよう働き方改革を通して環境づくりを進めていくことも大切な教育環境の整備となっています。

本市では市立学校の適正規模・適正配置の推進や教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保を始めとする子どもたちの安全・安心と学びが保障されるとともに、教職員にとっても良好な教育環境につながる取組を計画的に推進していきます。

※1 第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年6月15日 閣議決定）より引用

### 基本的方向3【教育を支える地域づくりの推進】

○教育を支える地域づくりの推進を図り、子どもたちの豊かな学びや成長を支えます。

家族形態の変容等による家庭や地域の教育力の低下が叫ばれるようになり、学校や子どもを取り巻く問題の複雑化・困難化が指摘されるようになりました。そうした問題に対応するためには学校だけでなく、家庭や地域が組織的・継続的に連携・協働し社会総掛かりで教育に関わることが必要とされています。その仕組みとして登場したのがコミュニティ・スクールと地域学校協働活動であり、全国の多くの学校で取り入れられ様々な取組がなされています。

本市でも、その重要性を捉え、令和2（2020）年度に開校したあそ野学園義務教育学校にコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を推進する学校地域応援団を導入しました。令和8（2026）年度までに市内全校へコミュニティ・スクールと学校地域応援団を導入する予定であり、そのための体制整備を計画的に進めていきます。本取組を通して「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を推進していきます。

### 基本的方向4【生活を豊かにする生涯学習の推進】

○人生100年時代を見据えた生活を豊かにする生涯学習を推進します。

生活環境や食生活・栄養状態の改善、医療技術の進歩による平均寿命の伸長により、人生100年時代の到来が予測されています。人生100年時代では「生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルの実現し、人生を豊かに生きられる環境を整備すること」※1が求められています。

本市では、生涯にわたり学び続け、自己実現を図る生涯学習を推進するために、まず、義務教育段階で、学ぶことの楽しさを味わい、生涯学び続ける力の基礎を培います。そして、社会の変化や市民の多様なニーズを踏まえた学習機会の充実や学んだ成果を生かす機会の提供等の充実を通して、子どもから高齢者まで、そのライフスタイルに合わせて、生活を豊かにする生涯学習の推進に努めます。

### 基本的方向5【スポーツへの参画の推進と次世代アスリートの育成】

○豊かなスポーツライフの実現に向け「する」「みる」「ささえる」視点からスポーツ参画の推進と次世代アスリートの育成を図ります。

スポーツは人間の身体的・精神的な欲求に応えるとともに、人と人をつなげ、人生をより豊かにするものです。また、スポーツは心身の健全な発達や活力ある社会の形成にも深く関与し、「する」「みる」「ささえる」の視点からスポーツに参画し生涯にわたってスポーツに親しむことは大変重要です。

※1 第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年6月15日 閣議決定）より引用

本市では、生涯スポーツの基礎づくりとして、子どもたちがスポーツの楽しさや喜び、感動や共感を味わう経験を積むことができるよう、スポーツに取り組む機会の充実を図るとともに、トップアスリートの競技を観戦したり、スポーツボランティアとして大会運営に関わったりする機会の充実に取り組んでいます。また、本市のアスリートが全国大会等で活躍する姿は、市民に夢や感動を与え、スポーツへの関心を高めてくれます。本市出身のトップアスリートの育成に向け、スポーツ指導者登録制度の構築を図るとともに指導者を部活動へ派遣する等の取組を推進していきます。

## 基本的方向6【文化芸術活動の推進】

### ○地域の文化力向上に向けた文化芸術活動を推進します。

文化芸術はゆとりと潤いを実感し心豊かな生活を実現していく上で大切な役割を果たします。また、個人やコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する心のよりどころとなるものであり、社会的財産です。

本市では、文化協会を中心に様々な団体が活動を行うほか、市民文化祭等の実施により、市民の文化芸術に対する意識の高まりにつながっています。また、地域文化の活性化には、文化の担い手となる人づくりが重要となります。多様で魅力的な文化活動を実践する人々や団体などの育成、支援を通じて、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。

その他、文化資源を本市の“宝”とし、「天明鋳物」等、特色ある資源を積極的に活用することで市民へより一層の理解と愛着を促すなど、文化資源の活用による地域の活性化を進めます。

## 基本的方向7【歴史・文化資源、豊かな自然の継承と活用】

### ○佐野市の誇る歴史・文化資源や豊かな自然を保存・活用し、郷土への愛情と誇りを育みます。

本市には国指定史跡である唐沢山城跡など、その長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた貴重な歴史・文化資源が数多く存在しています。これらは本市の歴史、伝統、文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、本市の文化の発展の礎をなすものです。

本市では、文化財の保存・活用を図り後世に残していくとともに、貴重な歴史・文化資源への市民の理解を深め、郷土の歴史・文化への関心を醸成し、故郷への誇りと郷土愛を育む取組を推進していきます。

# 佐野市の豊かな自然②



蕎麦畑



唐澤山神社の紅葉

秋



金蔵院の紅葉



磯山弁財天



朝日森天満宮の梅

冬



梅林公園の梅

## 6 施策の展開

### 佐野市教育振興基本計画 施策体系図

基本理念

基本的方向

基本施策

豊かな学びを通して  
ふるさとを愛し  
持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育

1 特色ある教育と心の教育の推進	1 確かな学力の育成に向けた教育の充実
	2 豊かな心の育成に向けた教育の充実
	3 健やかな体の育成に向けた教育の充実
	4 グローバル化に対応する教育の充実
	5 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進
	6 連続性・一貫性のある教育の推進
	7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進
	8 科学技術の基盤となる教育の推進
	9 教職員の資質・能力の向上
2 安全・安心で良好な教育環境の整備	10 市立学校の適正規模・適正配置の推進
	11 安全・安心で快適な学校施設の整備
	12 安全を守り、学びを保障する取組の推進
	13 教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保
	14 学びのセーフティーネットの構築と充実
	15 教職員がいそいそと教育活動に取り組める環境づくり
3 教育を支える地域づくりの推進	16 「地域とともにある学校づくり」への体制整備の推進
	17 地域との連携・協働のための取組の推進
	18 家庭教育支援の推進
4 生活を豊かにする生涯学習の推進	19 生涯学習の情報や機会の提供
	20 生涯学習の成果を活かす取組の充実
	21 青少年の健全育成の推進
5 スポーツへの参画の推進と次世代アスリートの育成	22 生涯スポーツの基礎づくりの推進
	23 次世代アスリートの育成の推進
6 文化芸術活動の推進	24 文化芸術に触れる機会の充実
	25 文化資源の有効活用
	26 文化芸術施設の基盤強化
7 歴史・文化資源、豊かな自然の継承と活用	27 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承・活用
	28 歴史・文化資源や豊かな自然への理解促進と人材育成

### 基本的方向1【特色ある教育と心の教育の推進】

○特色ある教育と心の教育の推進により、子どもたちに新しい時代に必要な資質・能力の育成を図ります。

#### 施策1 確かな学力の育成に向けた教育の充実

##### 主な取組

- (1)学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進
- (2)各種学力調査の結果に基づいた学力向上の推進
- (3)読書活動の推進
- (4)生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の充実

#### 施策2 豊かな心の育成に向けた教育の充実

##### 主な取組

- (1)道徳教育の充実
- (2)人権教育の推進
- (3)いじめ、問題行動等防止対策の推進
- (4)体験活動の充実
- (5)読書活動の推進【再掲】

#### 施策3 健やかな体の育成に向けた教育の充実

##### 主な取組

- (1)体力の向上に向けた体育活動の充実
- (2)基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進
- (3)学校保健の充実
- (4)食育の推進

#### 施策4 グローバル化に対応する教育の充実

##### 主な取組

- (1)外国語教育の充実
- (2)異文化体験の充実
- (3)伝統と文化を尊重する教育の充実

#### 施策5 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

##### 主な取組

- (1)特別支援教育の充実
- (2)不登校児童生徒への支援の充実
- (3)帰国した児童生徒・外国人児童生徒への支援の充実

施策6 連続性・一貫性のある教育の推進

主な取組

- (1)小中一貫教育の推進と充実
- (2)小中高連携、幼小連携の推進

施策7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進

主な取組

- (1)キャリア教育の推進
- (2)主権者教育の推進
- (3)消費者教育の推進
- (4)環境教育の推進
- (5)SDGs と関連付けた ESD の推進

施策8 科学技術の基盤となる教育の推進

主な取組

- (1)理数教育の充実
- (2)情報活用能力の育成

施策9 教職員の資質・能力の向上

主な取組

- (1)教職員研修の充実
- (2)調査研究等の充実

基本的方向2【安全・安心で良好な教育環境の整備】

○子どもたちの安全・安心と学びが保障される教育環境や教職員にとって良好な教育環境を整備します。

施策10 市立学校の適正規模・適正配置の推進

主な取組

- (1)佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)の推進

施策11 安全・安心で快適な学校施設の整備

主な取組

- (1)学校施設の計画的な維持管理
- (2)学校施設・設備の保全と充実
- (3)予期せぬ危機への迅速な対応の推進

施策12 安全を守り、学びを保障する取組の推進

主な取組

- (1)安全教育・防災教育の推進
- (2)通学路の安全対策の推進
- (3)学校給食の安全衛生管理の徹底
- (4)感染症や災害を乗り越えて学びを保障する取組の推進

施策13 教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保

主な取組

- (1)学校教育の質の向上に向けた ICT の活用の推進
- (2)情報セキュリティの確立と徹底

施策14 学びのセーフティーネットの構築と充実

主な取組

- (1)虐待の早期発見・早期対応
- (2)就学援助制度の充実
- (3)奨学金制度の充実

施策15 教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり

主な取組

- (1)学校における働き方改革の推進
- (2)教職員の心身の健康の保持増進
- (3)学校支援体制の充実

基本的方向3【教育を支える地域づくりの推進】

○教育を支える地域づくりの推進を図り、子どもたちの豊かな学びや成長を支えます。

施策16 「地域とともにある学校づくり」への体制整備の推進

主な取組

- (1)コミュニティ・スクールの推進
- (2)地域主体の学校支援ボランティア活動の推進  
(学校地域応援団)

施策17 地域との連携・協働のための取組の推進

主な取組

- (1)地域の力を生かした教育活動の推進
- (2)地域連絡協議会の推進
- (3)学校や市教育委員会からの情報発信の充実

施策18 家庭教育支援の推進

主な取組

- (1)子育てに関する学習機会・相談機会の充実
- (2)地域ぐるみによる子育て活動への支援の推進
- (3)子どもの居場所づくりの支援の推進

基本的方向4【生活を豊かにする生涯学習の推進】

○人生100年時代を見据えた生活を豊かにする生涯学習を推進します。

施策19 生涯学習の情報や機会の提供

主な取組

- (1)生涯学習に関する情報提供の充実
- (2)多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供
- (3)高等教育機関や近隣の自治体との連携の推進
- (4)生涯学習施設の充実

施策20 生涯学習の成果を活かす取組の充実

主な取組

- (1)生涯学習の成果を発表、活用できる機会の充実
- (2)生涯学習の指導者の発掘と育成の推進

施策21 青少年の健全育成の推進

主な取組

- (1)青少年の交流機会の充実
- (2)青少年による地域活動やボランティア活動の推進

基本的方向5【スポーツへの参画の推進と次世代アスリートの育成】

○豊かなスポーツライフの実現に向け「する」「みる」「ささえる」視点からのスポーツへの参画の推進と次世代アスリートの育成を図ります。

施策22 生涯スポーツの基礎づくりの推進

主な取組

- (1)子どもたちがスポーツに親しむ機会の充実
- (2)感染症を乗り越えスポーツをする機会を生み出す取組の推進

総論

施策 23 次世代アスリートの育成の推進

主な取組

- (1)ジュニア選手の育成の推進

施策体系の詳細

基本的方向 6【文化芸術活動の推進】

○地域の文化力向上に向けた文化芸術活動を推進します。

施策 24 文化芸術に触れる機会の充実

主な取組

- (1)本物の文化芸術を体験する機会の提供
- (2)文化芸術活動団体との連携・支援
- (3)感染症等を乗り越え文化芸術に触れる機会を生み出す取組の推進

基本的方向 5

施策 25 文化資源の有効活用

主な取組

- (1)天明鋳物の魅力を広める取組の推進
- (2)郷土芸能の保存と継承への支援の充実
- (3)美術館による文化資源の有効活用

施策 26 文化芸術施設の基盤強化

主な取組

- (1)文化芸術施設の計画的な整備改修の推進
- (2)各文化芸術施設の利用促進

基本的方向 6

基本的方向 7【歴史・文化資源、豊かな自然の継承と活用】

○佐野市の誇る歴史・文化資源や豊かな自然を保存・活用し、郷土への愛着と誇りを育みます。

基本的方向 7

施策 27 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承・活用

主な取組

- (1)文化財等の調査及び保存・継承の推進
- (2)唐沢山城跡等の適切な保存整備と活用の推進

施策 28 歴史・文化資源や豊かな自然への理解促進と人材育成

主な取組

- (1)歴史・文化資源の理解促進
- (2)ふるさとの歴史や自然に触れる機会の充実



各

論



市の花 かたくり



市の木 松



市の鳥 おしどり

# 基本的方向 1

## 特色ある教育と心の教育の推進

- 施策 1 確かな学力の育成に向けた教育の充実
- 施策 2 豊かな心の育成に向けた教育の充実
- 施策 3 健やかな体の育成に向けた教育の充実
- 施策 4 グローバル化に対応する教育の充実
- 施策 5 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進
- 施策 6 連続性・一貫性のある教育の推進
- 施策 7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進
- 施策 8 科学技術の基盤となる教育の推進
- 施策 9 教職員の資質・能力の向上

【基本的方向 1 と関連する SDGs】



基本的方向1

特色ある教育と心の教育の推進により、子どもたちの新しい時代に必要な資質・能力の育成を図ります。

施策1 確かな学力の育成に向けた教育の充実

◇現状と課題◇

これからの未踏の時代に、社会的・職業的に自立し持続可能な社会を創っていくためには、その基盤として確かな学力を身に付けることが必要です。確かな学力の育成には幼児期からの体系的な教育が必要であり、平成29(2017)年に告示された幼稚園教育要領や保育所保育指針、小・中学校学習指導要領等では系統性を踏まえた各発達段階で育成すべき資質・能力等が示されました。

学校教育

「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」[平成29(2017)年告示]

育成すべき3つの資質・能力

①実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」②未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」③学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」

資質・能力の育成

- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善と学習評価の充実
- 教育目標や経営方針等を家庭や地域と共有し、社会と連携・協働しながら資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現
- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた「カリキュラム・マネジメント※1」の推進

幼児教育・保育

学力の土台となる力の育成

義務教育、その後の学校教育の基礎を培う

教育課程や保育計画を通じ、生涯にわたる生きる力の基礎が一人一人の幼児に育まれるよう幼児教育や保育の内容に関し、次の点について施設類型を問わず共通に告示されました。※2「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」[平成29(2017)年告示]

育みたい資質・能力

○知識及び技能の基礎 ○思考力、判断力、表現力等の基礎 ○学びに向かう力、人間性等

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

○健康な心と体 ○自立心 ○協同性 ○道徳性・規範意識の芽生え ○社会生活との関わり ○思考力の芽生え ○自然との関わり・生命尊重 ○数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ○言葉による伝え合い ○豊かな感性と表現

※1 カリキュラム・マネジメント…各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

※2 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」について、合同の検討会議等を通じて整合性が図られ告示された。令和2(2020)年度全国児童福祉主管課長会議(令和3(2021)年3月)時の文部科学省初等中等教育局幼児教育課の資料より。

本市の幼稚園等※1 や市立学校では改訂の主旨を踏まえ幼稚園教育要領等や学習指導要領の着実な実施に向け取り組んでいます。特に市立学校では今後も子どもたちに新しい時代に必要となる資質・能力の育成が図れるよう、幼児教育・保育、学校教育の充実を図ることが求められています。

次に、本市の学力の状況については、令和元（2019）年度の「全国学力・学習状況調査」では、本市の小中学校ともに全国とほぼ同程度であるという結果が示されました。しかし、教科ごとの課題も見られ、各学校では学力調査の結果分析に基づく学力向上改善プランを作成し、課題の克服に取り組んでいます。今後も学習状況を踏まえた、きめ細かな学習指導の充実を図り、児童生徒の学力向上に努めていく必要があります。

また、「学習の基盤となる資質・能力」として言語能力を確実に育むことも求められています。その方策の一つとして読書活動の推進を図ることが重要です。本市の読書活動に関する児童生徒の実態については、上記調査によると、普段（月～金）、一日当たり30分以上読書をする児童生徒の割合は約30%程度で県や全国と同程度となっています。しかしながら、全く読書をしていない児童生徒も10～20%程度見られ、読書の習慣化の必要性が伺えます。また、自分で調べて考える探究的な学習が総合的な学習の時間をはじめ多くの教科で推進されるようになり、図書資料から必要な情報を正しく得る力の育成も求められるようになってきています。活字離れが進んでいると言われる現代社会において、読書を通して語彙力、表現力、想像力等を豊かにしたり、必要な情報を得る力を育成したりするためにも、読書習慣の定着を図ることが重要となっています。

## 主な取組 (1) 学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善につなげたり、2学期制の良さや児童生徒、地域の実態等を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図ったりすること等を通して、学習指導要領に示された資質・能力の育成を図ります。

### 【具体的な方策】

#### ① 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進

学校では「主体的・対話的で深い学び」が実現した子どもの学びの姿を明らかにし、教師の手立て等についての研究を深め、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。



タブレットを活用した話し合い活動

※1 幼稚園等とは、幼稚園、認定こども園、保育園、小規模保育園、企業主導型保育園を指します。

**②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実**

I C Tを最大限活用し、個々の資質・能力を育成するための「個別最適な学び」と子どもたちがお互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す「協働的な学び」の一体的な充実を図り授業改善につなげます。

**③2 学期制のよさ等を踏まえたカリキュラム・マネジメントの一層の推進**

各学校の教育目標を実現するために、2 学期制のよさ、児童生徒や地域の実態等を踏まえた教育課程を計画的かつ組織的に編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントの一層の推進を図ります。

**④学校の独自性のある学力向上策の推進**

「学力向上の各校一改革一挑戦」を合言葉に、子どもたちの学力の状況を踏まえた各学校独自の学力向上策を推進します。

**⑤学校訪問指導の充実**

学習指導要領の着実な実施に向けて、学校のニーズに応じた指導主事や学力向上指導員による学校訪問指導の充実を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

- 学校教育指導計画作成事業 ○学校訪問指導（共同訪問・計画訪問・要請訪問）
- 学習指導主任研修会 ○教育団体（校長会、教頭会、小教研、中教研）との連携等

**（2）各種学力調査の結果に基づいた学力向上の推進**

全国学力・学習状況調査、とちぎっ子学習状況調査、市独自の各種調査の結果を分析し、客観的な根拠に基づいた学力向上を推進します。

【具体的な方策】

**①各種学力調査の分析・活用による学力向上策の推進**

市教育委員会による各種学力調査結果の分析・活用、各学校による学力向上改善プランの作成・活用を通して、指導方法の工夫改善等の学力向上策の推進を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

- 諸検査実施委託事業

**（3）読書活動の推進**

魅力ある学校図書館や市立図書館づくりを通して、子どもたちの自発的な読書習慣の形成や課題解決に必要な情報を図書資料から得る力等の育成を図ります。

【具体的な方策】

**①「佐野市子ども読書活動推進プラン」※1の推進**

※1 佐野市子ども読書活動推進プラン…平成 20（2008）年 3 月に「第 1 期佐野市子ども読書活動推進計画」を策定し、第 3 期まで取組を推進してきました。その成果と課題を踏まえ、本市の子どもたちの読書活動を推進するために令和 3（2021）年度に策定しました。

「佐野市子ども読書活動推進プラン」に基づき、家庭・地域・学校で子どもたちが主体的に読書に取り組むことができるよう、蔵書の充実や電子図書館など読書環境の整備を推進します。



学校図書館の利用（小学校）



移動図書館（小学校）



朝の読書活動（中学校）



ビブリオバトル※1（中学校）

**②学校図書館事務職員の計画的な配置**

学校図書館の蔵書管理を担当する学校図書館事務職員を配置し、子どもたちの読書活動の活性化や学習活動での利用促進を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○佐野市子ども読書活動推進プラン ○学校図書館事務の配置

**（4）生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の充実**

幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえ、生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の充実を図ります。

【具体的な方策】

**①幼児教育・保育内容の充実**

幼児期にふさわしい環境づくりと指導の充実を通して、幼稚園指導要領等に明示された『育みたい資質・能力』の育成や『幼児期の終わりまでに育つ

※1 ビブリオバトル…知的書評合戦。どこでも手軽に楽しめる書評ゲームとして教育現場でも注目され取り組まれています。

てほしい具体的な姿』の実現」(詳細は本計画 P46 参照)を図ります。また、市内の幼稚園、保育園、認定こども園等と高等教育機関が連携・協力して実践研究や学習活動を行い、公開保育や市民フォーラムを通じ、教育・保育の質の向上を目指します。



公立保育園での保育の様子

**②教諭・保育士の専門性の向上**

質の高い幼児教育・保育及び子育て支援を提供するために、研修や会議等の充実を図り職員の専門性を高めます。

【関連事業、会議・研修等】

- 保育所運営事業
- 私立幼稚園支援事業
- 民間保育所特別保育運営支援事業

**成果指標**

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
全国学力・学習状況調査の全国平均との比較(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナのため未実施 R1は-0.5点	0.8点
「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。」に対する30分以上の割合(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナのため未実施 R1は53.9%	80%

## 施策2 豊かな心の育成に向けた教育の充実

### ◇現状と課題◇

近年、子どもたちの心の成長に関する多くの課題が指摘されています。具体的には、基本的な生活習慣の乱れ、いじめ等の問題行動の増加、忍耐力及び規範意識や対人関係能力の低下、社会性の未発達、自尊感情の低さなどです。これらの要因の一つとして子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることが挙げられています。例えば、核家族化や少子化により地域の間人関係の希薄化が進み、心の成長の糧となる生活体験や自然体験が減少しています。また、家庭環境についても経済的に困難な子育て世帯の割合の増加や児童虐待の相談件数の増加等が見られています。また、スマートフォン等の情報通信技術の発達と浸透により、コミュニケーション方法の変化に伴う対人関係トラブルやインターネットの長時間利用、SNS上の誹謗中傷やいじめ、有害情報により子どもたちが巻き込まれる犯罪等も起きています。更に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子どもたちを取り巻く環境が変化し、慣れない生活の中で、ストレスを抱えている子どもたちが増加しています。

子どもたちには今後も大きく変化する社会を生き抜く力を身に付けることが求められ、その土台となるものが、社会性、規範意識、思いやりなどの豊かな心となります。

令和元(2019)年度の全国学力・学習状況調査では、本市の児童生徒の規範意識や自尊感情は全国を概ね上回っていますが、自尊感情の低い児童生徒も見られ、その向上を図ることが課題となっています。また、本市のいじめ認知件数も一定数見られ、未然防止等の対応を推進していく必要があります。平成30(2018)年度から「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として位置付けられ、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることが求められています。各学校では子どもたちの心に響く道徳科の授業を目指して授業改善に取り組んでいます。今後も、道徳教育の充実をはじめ、人権教育の推進、いじめや問題行動の防止への取組、体験活動の充実などを通して、子どもたちの豊かな心の育成に向けた取組をより一層推進していく必要があります。

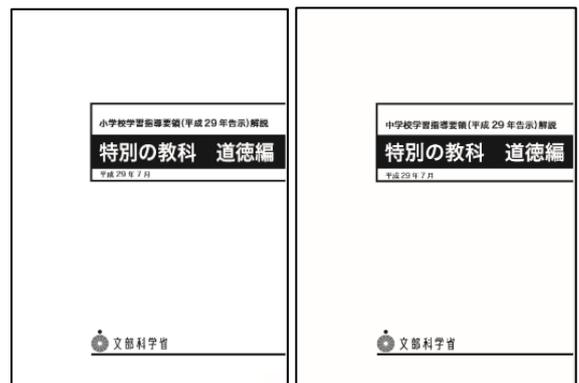
### 主な取組 (1) 道徳教育の充実

道徳教育の要である道徳科の授業の創意工夫を図るとともに、学校の教育活動全体を通して道徳教育の推進を図ります。

【具体的な方策】

#### ①指導体制の整備の推進 と道徳教育の充実

校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の整備の推進を図り、教育活動全体を通じた道徳教育の充実に努めます。



## ②道徳科の指導の工夫改善

子どもたちの道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を養うため、道徳科の指導方法や評価の在り方、教科書の効果的な活用方法等について研究実践に努めます。

## ③「道徳教育全体計画」「別葉」等の定期的な見直し

道徳教育の目標達成のための「道徳教育全体計画」及び「年間指導計画」、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容や時期等を整理した「別葉」の定期的な見直しを図り、児童生徒、学校及び地域の実態に即した道徳教育の推進を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○学校訪問指導 ○パワーアップ研修講座

## (2) 人権教育の推進

「佐野市人権教育基本方針」「第2期佐野市人権教育・啓発推進行動計画」等に基づき、学校教育、社会教育等の相互の連携を図りながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するための人権尊重の精神の涵養を図ります。

【具体的な方策】

### ①人権教育に関する研究の推進と研究成果の活用

市教育委員会指定による人権教育研究校での実践的な研究や佐野市立小中学校人権教育研究会による研究の成果を生かした人権教育の推進を図ります。



### ②人権教育に関する研修の推進

人権教育に関する教職員の研修機会の設定や校内研修等で活用できる映像資料の整備の充実等を計画的に行い、人権教育に関する研修の推進を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○学校教育における人権教育研究推進事業、人権教育研究会運営支援事業  
○人権教育主任会議、人権教育研修会 I

## (3) いじめ、問題行動等防止対策の推進

多様化するいじめや問題行動等に対応するために児童・生徒指導体制を確立し、組織的に未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

【具体的な方策】

①児童・生徒指導体制の確立

子どもたち一人一人の理解に基づいた児童・生徒指導を推進するとともに、学校と関係機関等が連携・協働して、組織的に対応する児童・生徒指導体制の確立を図ります。

②学級経営を基盤とした児童・生徒指導の充実

日頃から学級経営の充実を図り、学業指導※1をはじめ、全教育活動における児童・生徒指導の充実強化に努めます。

③いじめ防止基本方針に基づく対策の推進

「佐野市いじめ防止基本方針※2」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する子どもたちの認識を深めるとともに、いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応を図ります。

④宣誓「STOP THE いじめ」等を生かした啓発の推進

市教育委員会で策定した宣誓「STOP THE いじめ」や「佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言」※3 を掲載したクリアファイルを子どもたちに配布し、いじめゼロに向けた意識の高揚を図ります。

⑤いじめ防止アドバイザーの配置と活用の促進

専門的な見地から助言を行う外部のいじめ防止アドバイザーを配置し、対応が困難ないじめ問題の解決に向けて取り組みます。



※1 学業指導…それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適應を解消し社会性を身に付けたり、意欲的に学習に取り組んで学力を向上させたりして自己実現（社会的自立）を図っていくための指導・援助のこと（栃木県教育振興基本計画 2025 より引用）  
 ※2 佐野市いじめ防止基本方針…平成 25（2013）年 9 月のいじめ防止対策推進法の施行を受け、本市のいじめ防止の基本方針として平成 27（2015）年 11 月策定しました。（最終改定 平成 31（2019）年 3 月）  
 ※3 佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言…平成 26（2014）年 8 月に「いじめゼロさのまるサミット」を開催し、宣言を採択しました。これを受け、「いじめゼロ大人宣言」（佐野市の青少年とともに育つ市民の会）も採択され、学校、家庭、地域が一体となり、いじめの未然防止等の取組を推進しています。

**⑥教育相談等の充実**

市教育センターへの相談業務を担当する職員の配置や学校への心の教室相談員の配置を通して、悩みをもつ子どもたちや保護者等に対する相談支援の充実を図ります。

**⑦スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と活用の促進**

児童・生徒指導上の諸課題に対応するために、学校や子どもたち、家庭を福祉機関につなげ支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）※1を市教育センターに配置し、その活用の促進を図ります。

**⑧情報モラル・マナーを育成する教育の充実**

日常的な情報モラル教育を実施するため、学校においては、一人一台端末の活用を図り、自主的なルールづくり等を推進し、適切な使い方が身に付くよう指導を行います。また、家庭に対してスマートフォン等の利用実態を踏まえた啓発通知の配布を行い、保護者から子どもへの情報モラル教育の推進を呼びかけます。

**【関連事業、会議・研修等】**

- いじめ問題対策事業 ○いじめ防止推進事業 ○いじめ防止アドバイザー活用事業  
○スクールカウンセラー等活用事業 ○教育相談事業 ○心の教室相談員活用事業

**（4）体験活動の充実**

子どもたちの成長の糧となる社会や自然、人、文化など様々な対象に直接関わる豊かな体験活動の充実を図ります。

**【具体的な方策】****①学校や地域の特色を生かした体験活動の推進**

学校や地域の特色を生かした社会奉仕体験活動や自然体験活動、伝統文化体験活動等の体験活動を計画的に位置付け、体験活動の推進を図ります。（感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取組みます。）

**②異年齢の交流活動の充実**

小学校及び義務教育学校を中心に、人と関わる喜びを育むことができるよう「縦割り班活動」「異学年交流」等の異年齢の交流活動の充実を図ります。（感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取組みます。）

**③豊かな体験を積める機会（市主催・共催行事）の設定**

子どもたちが豊かな体験を積むことができるよう、子ども会ジュニアリーダー研修会等の体験活動の機会の設定を図ります。（感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取組みます。）

※1 SSW…法律や制度を活用し、児童生徒と取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しをし、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家。

【関連事業、会議・研修等】  
 ○海の自然体験活動推進事業 ○子ども会ジュニアリーダー研修会開催事業  
 ○佐野・芦屋青少年交流事業  
 ○郷土博物館 学校利用推進事業○葛生化石館 出張講座

**(5) 読書活動の推進 [再掲]**

【基本的方向1】 特色ある教育と心の教育の推進【施策1】 確かな学力の育成  
 に向けた教育の充実 【主な取組】(3) 読書活動の推進 P48 を参照

**成果指標**

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
認知したいじめの解消率	66.7%	100%
「道徳の授業では自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナのため未実施 R1は87.7%	95%
SSWの支援したケース数	100 ケース	100 ケース

基本的方向1  
 特色ある教育と心の教育の推進

**施策3 健やかな体の育成に向けた教育の充実**

◇現状と課題◇

健康や体力は、私たちが生涯にわたっていきいきと生活するために不可欠なものであり、これらを育むためには、運動の習慣化や基本的な生活習慣の確立が必要とされています。義務教育段階はその基礎づくりとして、子どもたちが運動の楽しさを実感できるような体育授業の実践や早寝早起き朝ごはんなどの基本的な生活習慣を獲得するための取組等を推進していくことが求められています。

本市の子どもたちの体力や生活習慣等の状況については、令和元(2019)年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、体力に関しては、小学生・中学生の男女ともに全国とほぼ同程度という結果でしたが、ボール投げなど種目によっては課題が見られる運動もありました。また、運動する子としない子の二極化が指摘されて久しくなりますが、本市でも同様の傾向が見られます。運動は、筋力や体の機能の維持、生活習慣病の予防、気分転換やストレス解消など、体と心に効果をもたらします。近年、ゲーム機やスマートフォン等の普及、防犯上の理由等から家庭での子どもたちの外遊びが減少しており、子どもたちの運動の習慣化のために学校の体育的活動の充実を図ることが必要となっています。また、生活習慣に関して、本市の子どもたちの朝食摂取の状況についてですが、

施策2  
 豊かな心  
 施策3  
 健やかな体

わずかに欠食となっている子どもたちが見られます。朝食欠食ゼロを目指して保護者と連携し生活習慣の見直しを図っていくことが必要となっています。更に健康に関しては、新型コロナウイルス感染症を始め多くの感染症やアレルギー疾患など、子どもたちを取り巻く健康課題は多様化し、学校生活において様々な配慮をしなければならないケースが増加しています。学校や家庭、医療機関や福祉機関等の関係機関との連携を強化し、学校保健のより一層の充実を図り、適切な対応に努める必要があります。

主な取組 **(1) 体力向上に向けた体育活動の充実**

運動の楽しさを味わい体力向上につながる体育活動の充実や指導の工夫改善を図るとともに、運動部活動の持続可能かつ効果的な運営のために地域の人材活用について研究を進めます。

【具体的な方策】

**①子どもたちの運動の日常化の推進**

「体力向上の一校一改革一挑戦」を合言葉に「できる」「分かる」喜びを実感できる体育の授業や業間運動、外遊びの奨励など、各学校の実態に合わせた特色ある体力向上の取組を通して、子どもたちの運動の日常化を推進します。(感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取組みます。)



小学校「ボール投げゲーム」

体育の授業

中学校「ベースボール型ゲーム」

**②新体力テストの実施及び分析と活用**

全校で新体力テストを実施し、その結果の分析に基づく子どもたちの体力向上に向けた指導の工夫改善に取り組みます。

**③持続可能な部活動の実現**

「佐野市運動部活動の在り方に関する方針」※1に基づく部活動休養日の設定、専門的な技術や指導力を備えた部活動指導員や外部指導者の配置、学校単位から一定規模の地域単位での部活動の在り方の研究など、持続可能な部活動の実現に向けた取組や研究を推進します。

※1 「佐野市運動部活動の在り方に関する方針」…学校や地域の実態に応じた多様な運動部活動の形を構築することを目的として本市の基本方針を平成31(2019)年3月に策定しました。



外部指導者による部活動指導

【関連事業、会議・研修等】  
 ○地域部活動推進事業 ○小学校部活動支援事業、中学校部活動支援事業  
 ○小学校部活動指導者派遣事業、中学校部活動指導者派遣事業  
 ○小学校体育連盟記録会等開催支援事業 ○中学校体育連盟大会開催支援事業

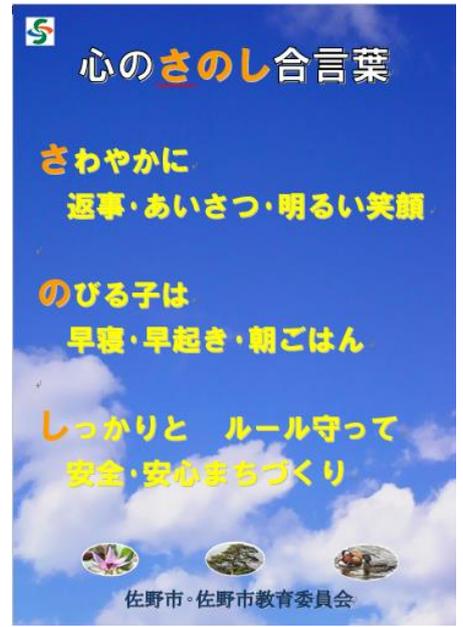
**(2) 基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進**

子どもたちの心身の健康の基盤であり、自己管理能力を習得するための基礎となる基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進を図ります。

【具体的な方策】

**①「心のさのし合言葉」を生かした啓発の推進**

平成18(2006)年に市と市教育委員会で策定した「心のさのし合言葉」を学校生活で活用できるようポスターやクリアファイル等を配布し、合言葉を通じた基本的な生活習慣への意識付けを図ります。



**②「中学生のための礼儀作法読本」の活用**

中学1年生・義務教育学校7年生を対象に「中学生のための礼儀作法読本」を配付し、発達段階に応じた礼儀作法の習得を図ります。

**③基本的な生活習慣の確立を図るための指導の充実**

日常指導や道徳科、特別活動をはじめ学校の教育活動全体を通じて、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けた指導の充実を図ります。

【関連事業、会議・研修等】  
 ○心の教育推進事業 ○中学校道徳副読本整備事業

### (3) 学校保健の充実

多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するために学校内の組織体制の整備や関係機関との連携を図り、全教職員で学校保健（保健管理・保健教育）の充実に努めます。

【具体的な方策】

#### ①保健管理・保健教育の充実

各学校の学校保健計画に基づき、関係機関や関係各課との連携の下、性に関する指導、薬物乱用防止、生活習慣病予防、感染症予防、熱中症予防、がん教育等の指導の充実に努めるとともに、適切な日常の健康観察や定期健康診断、学校環境衛生活動等の実施に努めます。

#### ②歯の健康の保持増進

日常の歯磨き指導や保護者の同意を得た児童を対象に週1回フッ化物洗口を実施し、子どもたちの歯の健康の保持増進を図ります。



日常の歯磨き指導

#### ③感染症の予防と対策の徹底

感染症予防の啓発と指導の徹底による子どもの健康意識の向上を図るとともに、学校医等との連携、学校等欠席者感染症情報システムによる情報収集等を通して、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する予防と対策の徹底を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○小学校児童フッ化物洗口事業 ○小学校・中学校健康管理支援事業

### (4) 食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるように学校と家庭が連携して食育の推進に取り組みます。

【具体的な方策】

①「食に関する指導全体計画」に基づく食育の推進

栄養教諭の専門性を生かした食に関する授業や栽培収穫体験等を学校の「食に関する指導全体計画」に位置付け、食育を計画的に推進します。

②「食育だより」等による啓発の推進

「食育だより」や「給食だより」、「佐野市学校給食料理集」の発行を通して、学校給食による食育の啓発を図ります。

③学校給食を通じた佐野市の食文化理解の促進

郷土料理である「しもつかれ」や佐野の名物グルメ「いもフライ」「佐野黒から揚げ」などを給食で提供したり、地場産物を取り入れた季節や旬に配慮した献立を工夫したりすることを通して、本市の食文化の理解の促進を図ります。



【関連事業、会議・研修等】  
 ○「食育だより」・「給食だより」発行 ○「佐野市学校給食料理集」発行

成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
新体力テストの平均得点の全国平均との比較	R2はコロナのため未実施 R1は-0.4点	1.9点
「朝食を毎日食べている。」に対する「あまりしていない」「全くしていない」割合(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナのため未実施 R1は4.95%	0%

## 施策4 グローバル化に対応する教育の充実

### ◇現状と課題◇

グローバル化が進展する中、今後さらに言語や文化が異なる人々と協働しなければならない機会が増えてくることが予想されます。こうした社会に身を置くことになる子どもたちには、語学力・コミュニケーション力をはじめ、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー、主体性や積極性などグローバル人材に必要とされる様々な力や態度を身に付けていくことが求められています。

本市では平成18(2006)年度から小学校で英語に触れる活動を始めました。その後、研究組織を立ち上げ、学年に応じた市オリジナルの活動案を作成し、低学年から高学年まで段階的に英語の指導を行いました。その結果、子どもたちが英語を使って進んでALTに話しかけたり、英語の学習に積極的に取り組んだりする姿が見られるようになりました。また、毎年、英語授業研修会を実施し、小学校と中学校の教員が同じ授業を参観し、指導法を研究することによって教員の資質の向上を図ってきました。しかし、新学習指導要領の全面実施により、小学校の高学年で外国語が教科化されるとともに、中学校の指導内容も高度化しました。教員はこれまで以上に指導力を高め、子どもたちの英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することが求められています。

また、異文化を理解するためには、自国の文化理解が基盤となります。各学校ではふるさと学習「さの学」を通して、郷土の伝統文化等への理解を深める学習活動を展開しています。さらに、生徒を対象とした本市の姉妹都市であるアメリカのランカスター市との相互交流や児童を対象としたEnglish Campを開催し、異文化体験や英語で意思疎通を行う体験の充実を図っています。異文化に対する理解は、自国の文化理解が基盤となり育まれるものです。また同時に、異なる文化や生活様式をもつ人々との交流活動も大切です。今後もこうした異文化に対する理解を深める取組の充実を図っていく必要があります。(令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症のため交流活動は中止。令和3(2021)年度は実施可能な交流活動を実施。)

### 主な取組 (1) 外国語教育の充実

小学校外国語活動、小学校外国語科、中学校外国語科の接続に配慮した指導を重視し、教員の指導力や専門性を向上させることを通して、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力を高めるための教育の充実を図ります。

#### 【具体的な方策】

#### ①英語によるコミュニケーション能力の育成の推進

子どもたちの英語への興味関心を高め、英語で自分の気持ちや考えをやり取りさせる授業実践等を通して英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。

**②外国青年英語指導助手（ALT）による指導の充実**

A L Tの計画的な訪問により、子どもたちが生きた英語に触れる機会をつくとともに、定期的にA L Tの研修を実施し、A L Tの指導力の向上を図ります。



**③高等教育機関等と連携した教員研修の充実**

教員が自信をもって英語で授業を行うことができるよう、高等教育機関等と連携した教員の英語の指導力向上研修の充実を図ります。



**【関連事業、会議・研修等】**

- 小中学校英語授業研究会、A L T 対象英語教育研究会
- 佐野日本大学短期大学英語教育連携事業 ○外国青年英語指導助手指導事業
- 小学生英語検定料助成事業、中学生英語検定料助成事業

## (2) 異文化体験の充実

子どもたちの異文化体験を充実させ、異なる文化や習慣等をもつ人々を理解し受容しながら共生していく力の育成を図ります。

【具体的な方策】

### ①国際交流活動の推進

アメリカ合衆国の姉妹都市ランカスターとの生徒間相互交流を通して、相互理解と友好親善を深め、国際的視野を広め、豊かな国際感覚を身に付けることを目指します。(コロナ禍における交流の在り方について、様々な角度から生徒間相互交流を検討していきます。)

### ②児童が英語に触れ挑戦できる機会の充実

異文化を肌で感じながら英会話に挑戦できる機会として高等教育機関と連携した児童対象の「English Camp」や国際交流協会と連携した「英語であそぼう」を開催し、英語や異文化への興味関心を高めます。(感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取り組みます。)



【関連事業、会議・研修等】

- 佐野日本大学短期大学英語教育連携事業
- 外国青年英語指導助手指導事業
- ランカスター市中中学生相互交流事業

## (3) 伝統と文化を尊重する教育の充実

佐野市の各地域の伝統や文化を学んだり体験したりする学習など、郷土への理解を深め、誇りや愛着を育むための教育を推進します。

【具体的な方策】

### ①ふるさと学習「さの学」の推進

各学校で地域の伝統文化や歴史を学んだり豊かな自然に触れたりするふるさと学習「さの学」を計画的・系統的に実施し、子どもたちの郷土を知り、郷

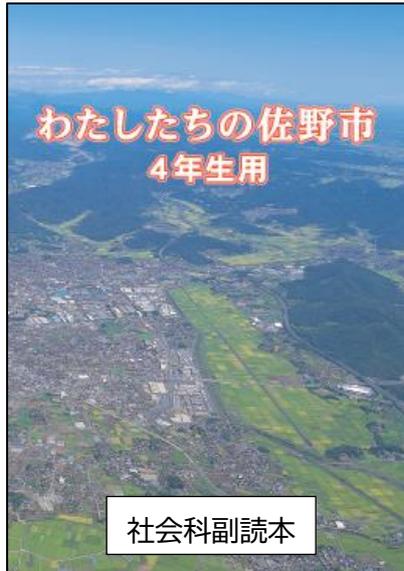
土を誇りに思う心情の育成を図ります。

**②社会科副読本「わたしたちの佐野市」の内容の充実**

児童の郷土理解が深まるよう小学校及び義務教育学校前期課程の3, 4年生が使用する社会科副読本「わたしたちの佐野市」の内容の充実を図ります。

**③「佐野かるた」の活用促進**

佐野市の名所や歴史・年間行事、ゆかりの人物等を紹介するために佐野市子ども会連合会が作成した「佐野かるた」を社会科の授業やかるた取り大会等で活用し、郷土への興味関心を高めます。



社会科副読本



**【関連事業、会議・研修等】**

- 社会科副読本作成事業
- 佐野かるた取り大会

**成果指標**

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
英検3級程度以上の英語力を身に付けている生徒の割合	45%	58%
「今までに受けた英語の授業では、英語で自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができていた。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナ禍のため未実施 R1は小6項目無し 中3 72%	100%

## 施策5 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

### ◇現状と課題◇

学校、幼稚園等における子どもたちの教育的ニーズは年々多様化しています。例えば、特別支援教育では、特別な支援を要する幼児、特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒は全国的に増加傾向にあります。また、医療的ケア児※1も増加傾向にあり、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通学するようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。こうした状況を受け、一人一人の子どもたちに応じた適切な教育的支援が必要とされるとともに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム※2構築のための特別支援教育の推進が求められています。また、不登校児童生徒も令和元（2019）年度の国の調査では全国で約18万人※3となり、その要因も学校や家庭に関わるだけでなく、様々な背景等が複雑に絡み、学校と関係機関が連携し、その子の状況に応じた支援をすることが必要になっています。さらに、日本に就労する外国人の増加により、外国人児童生徒数も増え、日本語指導や適応指導の必要性が一層増しています。このように学校、幼稚園等では在籍する子どもたちの多様な教育的ニーズに応えることのできる体制づくりが求められています。

こうした多様な教育的ニーズに関わり、国の法整備等も進みました。障がい者に関しては、共生社会の実現に向けて、平成26（2014）年に「障害者の権利に関する条例」が批准され、平成28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行や発達障害者支援法の改正がなされました。また、医療的ケア児に関しては令和3（2021）年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、国及び地方公共団体等には医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められています。不登校児童生徒に関しては、平成28（2016）年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、外国人児童生徒に関しては令和元（2019）年に「日本語教育推進法」が施行され、教育の機会の確保に向けた積極的な取組が求められています。

本市でも特別な支援を要する幼児や特別支援学級に在籍する児童生徒、通常の学級で配慮を必要とする児童生徒は年々増加しています。また、外国人児童生徒、医療的ケア児への支援など、学校における対応も多様化しています。更に、不登校児童生徒も一定数見られ、関係機関等と連携し、学習機会の確保等の支援策を検討していくことが必要となっています。本市では学校、保護者、地域、関係機関等の緊密な連携の推進を図り、これらの課題に対応していきます。

※1 医療的ケア児…学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等

※2 インクルーシブ教育システム…障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みのことです。その中で、個人の要求に基づく「合理的配慮」の提供が必要とされています。

※3 「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省）では、不登校児童生徒の内訳は児童53,350人、生徒127,922人で合計181,272人となっています。

## 主な取組 (1) 特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、特別支援学級や通常の学級等における指導の充実を図ります。

【具体的な方策】

### ①インクルーシブ教育システムのための教育環境づくりの推進

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、一人一人の教育的ニーズ等に応じた合理的配慮※1（基礎的環境整備※2を含む）の下で、できるだけ同じ場で共に学ぶことができるような教育環境づくりに努めます。

### ②特別支援学級及び通級指導教室における指導の充実

個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、その発達の段階や障がいの実態に合った指導の充実を図るとともに、特別支援学級支援員の活用など学習支援体制の強化を図ります。

### ③通常の学級における特別な教育的支援の充実

特別支援教育に関する校内体制を一層工夫改善し、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもたち（医療的ケア児を含む）に対する切れ目ない適切な支援に取り組みます。

### ④特別支援教育における ICT の活用

一人一台端末や読み上げペン等、子どもたち一人一人の指導や支援に適した ICT の活用を図ります。

### ⑤すこやか保育（障がい児発達支援）の充実

心身の発育や発達に特別な支援を要し、保育に支援を要する児童（集団保育が可能であるおおむね3歳以上の児童）に対し、障がいの程度又は発育もしくは発達の段階に応じた支援と保育の充実を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

- さわやか教育指導員配置事業    ○さわやか健康指導員配置事業
- 特別支援学級支援員配置事業    ○特別支援教育研修会
- 特別支援教育コーディネーター連絡会議    ○教育支援委員会運営事業
- 通級指導教室連絡会議、通級指導教室担当者会議    ○巡回相談事業
- スクーリング・サポート事業    ○特別支援教育研究会作品展開催事業

## (2) 不登校児童生徒への支援の充実

不登校の未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、関係機関等と連携し、子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に努めます。

※1 合理的配慮…「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもたちと同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う「必要かつ合理的な取組」のことです。

・障害の特性や具体的場面・状況に応じて「個別」に必要なもの・体制面や財政面において「過重な負担」を課さないもの。

※2 基礎的環境整備…教材の確保や施設・設備の整備等の「合理的配慮」の基礎となる環境整備のことです。

【具体的な方策】

**①適応指導教室「アクティヴ教室」での不登校支援の充実**

市教育センター内に設置している適応指導教室「アクティヴ教室」において、不登校児童生徒の学校生活への適応・復帰及び社会的自立のための支援の充実を図ります。

**②不登校支援フォーラムの開催**

不登校児童生徒の保護者等を対象に、不登校支援に関わる方の話をうかがい、不登校児童生徒への支援の在り方や大切な考え方等について理解を深め、関係者が連携した支援の在り方を考えていきます。

**③児童・生徒指導体制の確立【再掲】**

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策2】豊かな心の育成に向けた教育の充実【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進 P53を参照

**④教育相談等の充実【再掲】**

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策2】豊かな心の育成に向けた教育の充実【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進 P54を参照

**⑤スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と活用の促進【再掲】**

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策2】豊かな心の育成に向けた教育の充実【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進 P54を参照

【関連事業、会議・研修等】

- 適応指導教室「アクティヴ教室」運営事業
- 教育相談事業
- 心の教室相談員活用事業

**(3) 帰国した児童生徒・外国人児童生徒への支援の充実**

日本語教室における日本語指導や適応指導、日本語教育指導員等による巡回指導等を通して、帰国した児童生徒や外国人児童生徒が学校生活に適應できるよう支援の充実を図ります。

【具体的な方策】

**①日本語教室での日本語指導等の充実**

市内の学校に日本語教室を設置し、一人一人の習熟度に応じた日本語指導、適応指導、教科指導の充実を図ります。

**②日本語教室指導員等による巡回指導の充実**

スペイン語・ポルトガル語等を専門とする日本語教室指導員や指導助手が定期的に巡回指導をし、母語による支援を行います。さらに、家庭訪問や教育相談時の通訳をはじめ、外国人児童生徒の指導に関する様々な支援の充実を図

ります。

### ③外国人児童生徒やその保護者への支援の充実

外国児童生徒やその保護者が日本の学校生活を理解し適応できるよう、一人一台端末の翻訳アプリの活用、就学に必要な手続きの補助、必要な通知の翻訳、進学に関する情報提供等の支援の充実を図ります。

### ④外国人児童生徒の受入体制の研究推進

本市の外国人児童生徒数の増加傾向を受け、本市の実情にあった受入体制について研究を推進します。

#### 【関連事業、会議・研修等】

○日本語教室担当者会議※日本語教室設置校（佐野小、天明小、植野小、犬伏東小、城東中）  
○外国人児童生徒教育拠点校（天明小、植野小、犬伏東小、城東中）

#### 成果指標

成果指標	基準値	令和2(2020)年度	目標値	令和7(2025)年度
市が特別支援教育に力を入れていると感じている市民の割合		40.2%		45.0%
アクティブ教室へ通級している児童生徒のうち在籍校に1回以上登校した児童生徒の割合		91.7%		100%
日本語指導が必要な児童生徒が日本語教室等で指導を受けている割合		71.6%		80%

## 施策6 連続性・一貫性のある教育の推進

### ◇現状と課題◇

幼小や小中等の間を切れ目なく連続性・一貫性のある教育を進めることの重要性が増し、全国的に多くの取組が実践されています。この背景には法令上の要請とともに、学校現場の多様化・複雑化する課題が関係しています。法令上の要請とは、まず平成17(2005)年に国際的に質の高い教育を実現するために義務教育9年間を見通した目標設定の必要性や学校種間の連携・接続に関する課題への対応の必要性等が盛り込まれた中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」が示されました。その答申を受け平成18(2006)年には教育基本法が改正され、その第5条第2項に義務教育の目的が明記されました。そして平成19(2007)年には学校教育法の第21条が新設され、義務教育の9年間に共通した目標規定がなされました。また、幼小連携についても、教育基本

法では幼児期と児童期の教育理念が連続性・一貫性のある構成となっており、その必要性が示されています。こうした法令整備の中で、学校では学習指導や児童・生徒指導等に関する課題が多様化・複雑化してきました。これらの課題に対応するためには、子どもたちの教育に関わる者同士が互いに協力し責任や認識を共有して、系統性等に配慮した教育活動に取り組むことが不可欠となり、連続性・一貫性のある教育が推進されるようになりました。

本市でも幼小連携、小中一貫教育、中高連携の推進を図り、各段階をつなぐ取組を積み重ねてきました。中でも、小中一貫教育については本市の義務教育の特徴として、平成 24（2012）年度から推進しており、中学校ごとの推進ブロックでは育成を目指す児童生徒像やグランドデザインを設定し、小学校と中学校の教員が共通認識の下、9 年間の学びの連続性を意識した教育活動に取り組んでいます。更に、令和 2（2020）年度に開校した本市初となる義務教育学校であるあそ野学園義務教育学校の取組をモデルとして、今後、更に小中一貫教育を推進していきます。

幼小、小中等の各段階の円滑な接続を図り、連続性・一貫性のある教育を展開することは、子どもたちの健やかな成長や新しい時代に必要な資質・能力の育成のために重要です。今後もその重要性を認識し、取組の推進を図ります。

### 主な取組 **（1）小中一貫教育の推進と充実**

本市では平成 24（2012）年から小中一貫教育を推進し、令和 2（2020）年に市内初の義務教育学校「あそ野学園義務教育学校」を設置しました。今後はあそ野学園の取組や成果の共有化を図り、義務教育 9 年間を一体的に捉え子どもたちの成長と学びの連続性を重視した教育のより一層の推進と充実を図ります。

#### 【具体的な方策】

##### **①各推進ブロックのグランドデザインに基づいた小中一貫教育の推進**

各推進ブロックで設定したグランドデザインに基づき、子どもたちや教職員の交流や連携を図り、系統的な学習指導やきめ細かな児童・生徒指導を推進します。

##### **②あそ野学園義務教育学校、葛生義務教育学校の取組や成果等の共有**

義務教育 9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施しているあそ野学園義務教育学校や葛生義務教育学校の取組や成果等を市内各校で共有化し、小中一貫教育をより一層推進します。

#### 【関連事業、会議・研修等】

- 第 2 次小中一貫教育推進計画
- 佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）

### **（2）小中高連携、幼小連携の推進**

市内の公立・私立の義務教育段階の学校間及び高等学校との連携、市内の幼稚

園・保育園・認定こども園と小学校・義務教育学校前期課程における連携による情報の共有と活用を通して、円滑な接続と学校生活への適応支援を推進します。

【具体的な方策】

①市内公私教育連絡協議会の設置と推進

市立学校と市内の県立学校、私立学校で公私教育連絡協議会を設置し、課題の共有、学校間の連携推進等に取り組み、効果的な児童・生徒指導や進路指導等の推進を図ります。

②幼小連携教育研究会の充実

幼小の教員が互いの教育を理解し、見通しをもって教育活動を展開できるよう、佐野市教育会と市教育委員会の共催による幼小連携教育研究会（平成5（1993）年発足）での研修や研究協議の充実を図ります。



③「スタートカリキュラム」による円滑な幼小接続の推進

各小学校・義務教育学校前期課程において編成した幼児期の学びの芽生えと児童期の自覚的な学びをつなぐ「スタートカリキュラム」※1を通して、子どもたちが小学校生活に円滑に移行できるように努めます。

④中高連携の推進

生徒指導や進路指導に関して市内の中学校・義務教育学校後期課程等と高等学校での情報共有等の連携推進を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

- 幼小連携教育研究会
- 保育所運営事業
- 民間保育所特別保育運営支援事業
- 公私教育連絡協議会設置事業

成果指標

成果指標	基準値 令和2（2020）年度	目標値 令和7（2025）年度
教科の接続等について、中学校と連携している小学校の割合（全国学力・学習状況調査）	R2はコロナ禍のため未実施 R1は76.9%	97%
小中合同の授業研究などの合同研修を実施した学校の割合	65%	70%

※1 スタートカリキュラム…小学校や義務教育学校に入学した児童が、幼児期の遊びや生活を通じた学びや育ちを基礎として主体的に自己を発揮し、学ぶことができるようにするための、生活科を中心とした合科的なカリキュラム。

## 施策7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進

### ◇現状と課題◇

グローバル化、少子高齢化、技術革新等により経済社会構造が変化し、今後より一層、業務の自動化による職業の変化や新たな職業の誕生、雇用形態の多様化や就労期間の長期化等が起こることが予測されています。そうした新たな経済社会構造を迎えるに当たり、子どもたちが働くことの意義を理解し、将来に夢や目標をもち、自立した社会人となることができるようキャリア教育の充実を図ることが求められています。また、自立した社会人に関わる課題として、日本の若者の政治や社会問題への関心の低さが指摘されています。内閣府による平成30（2018）年度の若者意識調査でも政治や社会問題への関心は諸外国の若者に比べ最も低い結果を示し、若者の社会参画への意識の高揚を図る必要が求められています。こうした状況を受け、国では若者に国政の重要な判断に参加してもらうための政策を進めてきました。例えば、平成28（2016年）の選挙権の18歳以上の高校生等への引き下げ、令和4（2022年）4月1日からの成年年齢の18歳への引き下げなどです。しかし、こうした政策に対し、選挙での若者の投票率の低さや成年年齢引き下げによる契約に関するトラブル発生への懸念が言及されています。これら課題への対応として義務教育段階から計画的に主権者教育や消費者教育を推進し、子どもたちの政治や選挙への関心を高めたり、責任ある消費行動が取れるようにしたりすることが求められています。さらに、国際社会の共通課題として持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成も必要とされています。平成27（2015）年の国連サミットにおいて、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示されました。また、新学習指導要領（平成29（2017）年告示）の前文には、学校教育を通して「持続可能な社会の創り手」の育成を図ることが明記されました。教育現場ではSDGsに関わる学習などESD（持続可能な開発のための教育）を推進し「持続可能な社会の創り手」の育成を目指していくことが求められています。

このような流れを受け、本市でも総合的な学習の時間や関連する各教科の学習を通して、子どもたちが主体的に社会に関わる力の育成に努めています。例えば、キャリア教育については、小学校段階から職業体験等に取り組み、系統的にキャリア教育を推進している学校も見られます。しかしながら、職業体験＝キャリア教育と捉えられてしまう傾向もあり、子どもたちの各時期のキャリア発達課題を理解し、その達成を通じたキャリア発達を遂げていけるよう全教育活動を通して体系的・系統的なキャリア教育を推進する必要があります。また、主権者教育の一環として、市議会傍聴を開催し、市役所近隣の学校を中心に見学に訪れています。また、SDGsに関わり学校では総合的な学習の時間を中心に現代社会の課題をテーマに問題解決的・探究的な学習に取り組んでいます。今後も子どもたちが主体的に社会に関わる力を身に付けることができるよう様々な取組を推進していく必要があります。

## 主な取組 (1) キャリア教育の推進

学校や地域の特色、子どもたちの実態を踏まえ、全教育活動を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向けた基礎を育みます。

【具体的な方策】

### ①体系的・系統的なキャリア教育の推進

子どもたちの義務教育 9 年間におけるキャリア発達を長期的に支援する観点に立ち、小中学校及び義務教育学校前期課程・後期課程の各段階の取組を踏まえた体系的・系統的なキャリア教育の推進を図ります。



### ②「キャリアパスポート」の活用

キャリア教育における学習活動を記録し蓄積する「キャリアパスポート」を通して、自らの学習状況やキャリア形成に関する自己評価を行い、主体的に学びに向かう力等の育成を図ります。

### ③地域や地元企業等との連携推進

「マイチャレンジ」等の職業体験では、地域や地元企業等との連携を進め、子どもたちの勤労観・職業観の育成に努めます。

### ④信頼される進路指導の推進

子どもたちが適切な進路を主体的に選択することができるよう、子どもたちや保護者から信頼される進路指導を推進します。

【関連事業、会議・研修等】

○中学生マイチャレンジ事業 ○キャリア教育推進事業

## (2) 主権者教育の推進

主体的に社会に参画することの意義や価値を感得していくことができるよう子どもたちの発達の段階に応じた体系的な主権者教育の推進を図ります。

【具体的な方策】

①体系的な主権者教育の推進

主権者としての意識の涵養のために、各学校で社会科を中心に教科等横断的な主権者教育の推進を図ります。

②子どもたちの佐野市議会傍聴の推進

子どもたちが政治の世界をより身近に感じることができるよう佐野市議会を傍聴したり議場を見学したりする機会を設けます。



③選挙への理解を深める支援の充実

高校生対象の主権者教育の出前講座や市立学校等への投票箱等の選挙器材の貸し出しなどを通して、子どもたちの選挙への理解を深める支援の充実を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○市内各学校による佐野市議会見学と傍聴

(3) 消費者教育の推進

成年年齢の引き下げを受け、義務教育の段階から計画的に消費者教育を推進し、消費者として主体的に判断し責任をもって行動できる力の育成を図ります。

【具体的な方策】

①自立した消費者の育成につながる学習の推進

適切な消費行動に結び付くよう、社会科、家庭科、技術・家庭科の教科等を中心に、子どもたちの発達段階を踏まえた消費者教育の推進を図ります。

②佐野市消費生活センターによる出前講座の活用の推進

佐野市消費生活センターによる出前講座を活用し、学校における消費者教育を効果的に進め、子どもたちの消費者知識の習得を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○学校教育指導計画作成事業 ○学校訪問指導（共同訪問・計画訪問・要請訪問）

#### (4) 環境教育の推進

身近な環境問題への体験的な学習や問題解決的な学習を通して、環境に対する興味・関心を高め、進んで環境の保全に貢献しようとする態度の育成を図ります。

【具体的な方策】

##### ①本市の偉人「田中正造」の功績を活用した環境教育の推進

本市の偉人である鉱毒問題解決に命を捧げた田中正造の功績や本市が10月12日に定めた「田中正造の日」※1等を活用した環境教育を推進します。



田中正造

【関連事業、会議・研修等】

○学校教育指導計画作成事業 ○学校訪問指導（共同訪問・計画訪問・要請訪問）

#### (5) SDGs と関連付けた ESD の推進

貧困、平和、エネルギー等の現代社会の課題を自らの課題として捉え行動しようとする力を培うことができるよう SDGs（持続可能な開発目標）と関連付けた ESD※2（持続可能な開発のための教育）を推進します。

【具体的な方策】

##### ①教科横断的、探究的な学習による ESD の推進

総合的な学習の時間を中心に、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを工夫し、探究的な学習による SDGs と関連付けた ESD を推進します。



SDGs に関する授業

SDGs に関する講話

※1 田中正造の日…10月12日は市内の惣宗寺（佐野厄除け大師）において正造翁の本葬が行われ、当時3万人の方が集まったと言われています。市では郷土の偉人である正造翁の偉業をたたえるため、平成25（2013）年の没後100年に、この日を「田中正造の日」と決めました。

※2 ESD…education for sustainable development「実施可能な開発のための教育」現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のことです。

【関連事業、会議・研修等】  
○学校教育指導計画作成事業 ○学校訪問指導（共同訪問・計画訪問・要請訪問）

**成果指標**

成果指標	基準値 令和 2 (2020) 年度	目標値 令和 7 (2025) 年度
「将来の夢や目標を持っている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナ禍のため未実施 R1は 79.25%	86%
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナ禍のため未実施 R1は 56.35%	70%

**施策 8 科学技術の基盤となる教育の推進**

◇現状と課題◇

科学技術の振興は社会と経済の発展の原動力であり、科学技術創造立国を目指す日本では科学技術人材の育成を推進しています。しかしながら、日本の子どもたちの理数教科への関心は国際的に低いとされ、子どもたちの科学技術、理科、算数・数学への関心・素養を高め、理数好きの子どもたちの裾野を拡大することが求められています。

また、情報社会の進展により、子どもたちの「情報活用能力※1」の育成の必要性が高まり、新学習指導要領（平成 29（2017）年告示）では「情報活用能力」が言語能力等と同じ「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられました。さらに、「情報活用能力」に含まれる資質・能力の一つとして「プログラミング的思考」が示され、小学校では各教科の特質に応じたプログラミング教育が必修化され、中学校では技術・家庭科（技術分野）のプログラミングに関する内容の充実が図られました。学校にはプログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することが求められています。また、近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、モバイルメッセージや SNS、オンラインゲーム等によるネット依存やネットいじめ等のトラブルが社会問題化しています。学校教育においては、家庭と連携し子どもたちの情報モラル・マナーを育成することが必要となっています。

※2 情報活用能力…コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等を含むものを指します。

基本的方向 1 特色ある教育と心の教育の推進

施策 7 主体的に社会に関わる力の育成

施策 8 科学技術の基盤となる教育

本市の児童生徒の理数教科への関心は、令和元（2019）年度の全国学力・学習状況調査によると、算数・数学については、多くの子どもたちがその大切さを理解していますが、算数・数学が好きと感じている子は6，7割程度に留まっています。理科については、理科の学習が好きという子どもたちは多く、全国を上回っていますが、将来、理科や科学技術に関する職業に就きたいと考えている子どもは少なくなっています。今後も理数教育の充実を図り、理数教科への関心を高めていく必要があります。また、子どもたちの「情報活用能力」の育成に関しては、プログラミング教育に関する教員研修会を開催し、プログラミング教育への理解を深め、自信をもって指導に当たれるように支援しています。また、子どもたちの情報モラル・マナーに関しては、SNSで知り合った人に会ったことがある等の事例も発生しており、子どもたちが痛ましい事件に巻き込まれないよう家庭との協力体制のもと、より一層の指導の徹底を図る必要があります。

## 主な取組 (1) 理数教育の充実

子どもたちの科学への関心や学習意欲を高められるように算数・数学や理科の授業改善を図るとともに、科学の楽しさを体験できる機会の創出を図ります。

【具体的な方策】

### ①日常生活等の関連を見いだす活動や観察、実験等の探究学習の充実

理数教科での日常生活や社会との関連から問題を見いだす活動や見直しをもった観察、実験等の探究学習の充実を通して、STEAM教育※1の基盤となる資質・能力の育成を図ります。

### ②佐野市科学教育連絡協議会への支援の充実

理科研究発表会などの子どもたちが科学の楽しさを体験する機会を提供している佐野市科学教育連絡協議会への支援の充実を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

- 「佐野の子ども理科研究」（佐野市科学教育連絡協議会）の発行
- 調査研究事業
- パワーアップ研修講座

## (2) 情報活用能力の育成

子どもたちの発達の段階を踏まえ、教科等横断的な視点で情報活用能力（プログラミング的思考※2やICTを活用する力を含む）の育成を図ります。

【具体的な方策】

### ①プログラミング教育の推進

プログラミング教育に関する教員研修を通して内容や指導方法の理解を深

※1 STEAM教育…STEM (science, technology, engineering, mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習のことです。

※2 プログラミング的思考…自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のことです。

めるとともに、各学校の適切なカリキュラム・マネジメントの下、子どもたちのプログラミング的思考等の育成を図ります。

**②情報教育アドバイザーによる教育の情報化に関わる支援の充実**

市教育センターに情報教育アドバイザーを配置し、ICTを活用した授業支援や教員研修等、教育の情報化全般に関わる支援の充実を図ります。

**③情報モラル・マナーを育成する教育の充実【再掲】**

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策2】豊かな心の育成に向けた教育の充実【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進【具体的な方策】⑧情報モラル・マナーを育成する教育の充実 P54 を参照

**【関連事業、会議・研修等】**

- 情報教育アドバイザー活用事業
- 調査研究事業
- 情報教育研修会
- パワーアップ研修講座
- 携帯アピール文の作成と配布

**成果指標**

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
「理科や算数の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合（とちぎっ子学習状況調査）	R2はコロナ禍のため未実施 R1は88.6%	90%
情報教育アドバイザーの学校への訪問回数	213回	300回

**施策9 教職員の資質・能力の向上**

◇現状と課題◇

変化の激しい時代を生き抜き、持続可能な社会を創る子どもたちを育成するためには、教育の直接的な担い手である教員の資質・能力の向上は欠かせません。教員に求められる資質・能力としては、教職に対する使命感・責任感、変化を前向きに受け止め教職生涯を通じて自律的・継続的に学び続ける力、専門職としての高度な知識・技能、総合的な人間力、ファシリテーション能力※1、情報活用能力、データリテラシー※2の向上などが必要とされています。※3

※1 ファシリテーション能力…話し合い等が生産的、効果的に進むように発言を促し、話を整理し、合意形成や相互理解を支援する力。  
 ※2 データリテラシー…データを理解し、解釈し、分析する能力のことです。  
 ※3 「教師の資質能力の向上等について」令和2(2020)年11月【文部科学省】の「教師に求められる資質能力」及び『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～(答申)令和3(2021)年1月【中央教育審議会】から抜粋。

また、栃木県教育委員会では「とちぎの求める教師像」を設定し、その具現化を目指しています。

#### とちぎの求める教師像

～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～  
人間性豊かで信頼される教師 幅広い視野と確かな指導力をもった教師  
教育的愛情と使命感をもった教師

また、全国的に近年の定年退職者数増加に伴う採用者数の増加により、教員の年齢層・経験年数の均衡が崩れ始め、かつてのような先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承をうまく図ることができない状況が指摘されており、継続的な研修を充実させていくことが必要とされています。本市でも職層等に合わせた研修を実施するなど、教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。今後も自己研修の推進とともに、効率的効果的な研修体制整備に努めていきます。

### 主な取組 (1) 教職員研修の充実

豊かな人間性や確かな指導力等を持ち合わせた信頼される教職員の育成のため、校内研修の充実や各種研修会等への参加の推進を図ります。

#### 【具体的な方策】

##### ①職層等に合わせた教職員研修の充実

職層と教育的ニーズを踏まえた教職員研修会やパワーアップ研修講座※1の充実を通して、学び続ける教職員としての意識を高め、指導力の向上を図ります。

##### ②OJT※2や現職教育等の校内研修の充実

各学校の実態等に基づいた研究課題を設定し、自主的・組織的な研究を推進するとともに、必要に応じて指導主事等を活用した校内研修の充実を図ります。また、教職員の不祥事防止を徹底する研修を開催し、信頼される教職員の育成を図ります。

##### ③教職員の知見を広げる教育講演会の開催

佐野市教育会と共催の下、教職員としての知見を広げられるよう教育現場を取り巻く様々な課題やこれからの教育に係る内容等について教育講演会を開催します。

##### ④教科指導員による研修支援の充実

教科指導等に専門的な力を有している教員を教科指導員に委嘱し、各学校の研究推進や校内研修等の要請に応え教育活動の振興充実を図ります。

※1 パワーアップ研修講座…市教育センター主催による学習指導等に関する時間外に行う希望研修のことで。

※2 OJT…on the job training 職場内訓練。実際の職務現場で業務を通して行う職業教育のことで。

【関連事業、会議・研修等】

- 各種研修会 ○教職員の指導力向上事業 ○パワーアップ研修講座 ○調査研究事業
- 教科指導員制度 ○教育講演会開催事業

(2) 調査研究等の充実

「学び続ける教師」を目指し、調査研究や研究指定校制度を活用し、教科指導等の研究を深め、その成果を市内各学校で共有し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

【具体的な方策】

①調査研究の推進

市教育センター調査研究委員会において、教科指導や教育における今日的課題に関する調査研究を実施し、その成果の共有と活用を図ります。



②研究指定校における研究の推進と共有化

市教育委員会指定等による人権教育をはじめとする研究学校において実践的な研究を推進し、その成果の共有と活用を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

- 研究指定校制度 ○調査研究事業

成果指標

成果指標	基準値	令和2(2020)年度	目標値	令和7(2025)年度
パワーアップ研修が参考になったと感じる研修参加者の割合		100%		100%
「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の児童の割合(全国学力・学習状況調査)	R2 はコロナ禍のため未実施 R1 は項目なし			80%
授業にICTを活用して指導することが「できる」「ややできる」と回答した教職員の割合		63.6%		100%

## 基本的方向 2

### 安全・安心で良好な教育環境の整備

施策 10 市立学校の適正規模・適正配置の推進

施策 11 安全・安心で快適な学校施設の整備

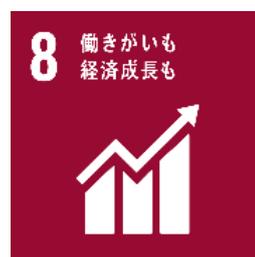
施策 12 安全を守り、学びを保障する取組の推進

施策 13 教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保

施策 14 学びのセーフティーネットの構築と充実

施策 15 教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり

【基本的方向 2 と関連する SDGs】



基本的方向2

子どもたちの安全・安心と学びが保障される教育環境や教職員にとって良好な教育環境を整備します。

施策10 市立学校の適正規模・適正配置の推進

◇現状と課題◇

少子化の進行に伴い一校当たり子どもたちの数や学級数が少なくなり、学校の小規模化が進んでいる地域が全国的に見られます。小規模校には、子ども一人一人に目が届き、丁寧な指導が受けられるメリットがある一方、集団による学習や活動がしにくいなどのデメリットもあります。学校教育では子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、認め協力し合い、切磋琢磨することなどを通じて一人一人の資質・能力を伸ばしていくことが大切であり、そのためには一定の集団規模が確保されていることが望まれます。

本市でも全国の傾向と同様に学校の小規模校化が進み、複式学級を抱える学校も見られるようになってきました。そうした状況を受け、本市では平成27(2015)年1月に複式学級の解消と小中一貫教育の推進を目的とした「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」を策定し、市立学校の適正規模・適正配置を推進してきました。平成29(2017)年4月には船津川小学校と植野小学校の統合を行い、令和2(2020)年4月には本市初の施設一体型小中一貫校としてあそ野学園義務教育学校が開校し、令和5(2023)年4月には葛生義務教育学校が開校となります。また、令和元(2019)年度には小中一貫教育の推進、複式学級の解消、施設老朽化への対応などを目的とした「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)」を策定しました。今後は策定される実施計画において計画的な整備を進めていく必要があります。

主な取組(1)佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)の推進

子どもたちにとって望ましい教育環境と小中一貫教育のより一層の推進を図るために、義務教育学校の整備を進めていきます。

【具体的な方策】

①実施計画に基づく義務教育学校の設置

佐野市立小中学校適正規模適正配置基本計画(後期計画)実施計画に基づき、義務教育学校の設置を進めていきます。



※1 義務教育学校…平成28(2016)年の学校教育法の改正により創設された新しい学校種。一人の校長の下、義務教育9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校。前期課程(6年)、後期課程(3年)に区分され、前期課程修了後は、県立、私立も含め他の学校への進学も可能である。

【関連事業、会議・研修等】

- 佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画
- 佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）
- 佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）実施計画

成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
計画に対する設置された義務教育学校の割合	11.1%	22.2%

施策11 安全・安心で快適な学校施設の整備

◇現状と課題◇

学校施設は子どもたちの学習・生活の場であり、その成長を支えるにふさわしい環境へと常に改善していく必要があります。特に、安全性や機能性を確保することは、子どもたちの成長を守るために必要不可欠です。

全国の学校施設の状況ですが、まず安全性に関しては耐震化が最優先に進められ、大部分の学校で完了している状態にあります。しかし、この間、学校施設の老朽化が進行した割合が急速に増え、外壁等の落下事故が全国で発生しています。また、令和2(2020)年には新型コロナウイルスの感染が拡大し、様々な制限が私たちの生活に課されました。学校ではコロナ禍の中で子どもたちを守るための学校環境づくりが重要課題となり、試行錯誤の中で取組が進められてきました。次に、機能性に関しては、学校トイレの洋式化の遅れが全国的な課題となっています。家庭では洋式トイレがほとんどですが、学校では多くの和式便器が残っています。このため学校で子どもたちがトイレを我慢するといったケースが報告され、洋式化を進めることが子どもたちの健康を守るためにも必要となっています。また、近年、猛暑が長期に渡って続き、子どもたちの熱中症が全国で相次いでいます。その予防対策として教室へのエアコン設置が進められ、全国の公立学校の普通教室のエアコン設置率は78.4%(令和元(2019)年9月1日時点)に達しました。

本市の学校施設の状況ですが、安全性に関しては、学校施設の耐震化率は100%を達成しています。また、学校施設のブロック塀の改修を行ったり、天井材や外壁等の非構造部材についても職員による日常的な目視点検や他の工事に合わせた改修を行ったりしています。さらに、遊具についても点検と更新に努めています。しかし、施設の老朽化は全国の傾向と同じように進行しており、計画的・効率的に保全・更新を進めていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症対策として、全校の全ての水道蛇口の光触媒加工を行い、感染経路を減らす等の取組を実施し、安全・安心な学校環境の確保に努めています。機能性に関しては、本市は普通教室へのエアコン設置を他に先駆けて取

り組み、平成23(2011)年には全ての普通教室への設置を完了しています。また、学校トイレの洋式化についても令和元(2019)年度から順次設置を進めています。今後も学校施設の整備を計画的に進めていくとともに、様々な危機に対する学校環境の安全確保に迅速に対応していくことが必要とされています。

### 主な取組 (1) 学校施設の計画的な維持管理

子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保するため、中長期的な視点に立ち、学校施設の維持管理を推進します。

【具体的な方策】

#### ① 学校施設の計画的な老朽化対策の推進

老朽化した学校施設の機能改善と長寿命化を図り、安全・安心に配慮した教育環境の整備を推進します。

【関連事業、会議・研修等】

○葛生・常盤中学校区小中一貫校整備事業

### (2) 学校施設・設備の保全と充実

学校トイレの洋式化や施設の計画的な予防保全に努め、快適な学校施設・設備の整備を推進します。

【具体的な方策】

#### ① 学校トイレ、教室エアコン、遊具等の計画的な改修

学校トイレの洋式化や教室エアコン、遊具の改修等、学校施設の現状と課題を把握し、快適な学校施設環境に向けた整備を推進します。

【関連事業、会議・研修等】

○小中学校トイレ洋式化事業 ○小中学校屋内運動場改修事業  
○小中学校エアコン設置事業 ○小学校遊具改修事業

### (3) 予期せぬ危機への迅速な対応の推進

新型コロナウイルス感染症のような予期せぬ危機にも迅速に対応し、子どもたちにとって安全・安心な学校環境の確保に努めます。

【具体的な方策】

#### ① 危機を捉えた迅速な対応の推進

子どもたちに関する予期せぬ危機の現状と課題を捉え、安全・安心な学校環境ために必要な対応に迅速に取り組めるよう努めます。

例：新型コロナウイルス感染症対策として、学校の水道蛇口等の次世代光触媒コーティング、二酸化炭素濃度測定器の設置等を行いました。



二酸化炭素濃度測定器

【関連事業、会議・研修等】

○情報技術活用公共的空間安全安心確保事業

成果指標

成果指標	基準値	令和2(2020)年度	目標値	令和7(2025)年度
施設の瑕疵による事故件数		0件		0件
修繕依頼のあった学校施設の修繕が完了した割合		71%		78%

施策12 安全を守り、学びを保障する取組の推進

◇現状と課題◇

子どもたちが巻き込まれる痛ましい交通事故や犯罪の発生、また、甚大な被害を及ぼす大地震や豪雨等の自然災害の発生、そして新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、近年、子どもたちの日常が脅かされる事件・事故、災害等が多発しています。特に、今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症や災害等の緊急事態であっても必要な教育活動を継続することが必要となっています。また、学校内においても熱中症や食物アレルギーのアナフィラキシーショックによる救急搬送など、子どもたちの命に関わるような事故が起きています。こうした状況を受けて、学校や家庭、地域には、子どもたちに自らの命を守り抜くための意識や行動力を身に付けさせ、安全・安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成したりすることが求められています。また同時に、学校には子どもたちを取り巻く多様な危険を捉えた組織的な安全管理の徹底を図ることも求められています。

本市では令和元(2019)年10月に発生した台風19号(令和元年東日本台風)により河川の氾濫や土砂崩れ等が起き、床上・床下浸水等の未曾有の被害もたらされました。また、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の流行を受け、新しい生活様式が必要となり、学校では様々な感染症対策に取り組みながら教育活動を継続できるよう努め

ています。また、子どもたちに関する交通事故や不審者遭遇事案なども毎年発生しており、継続的な安全指導と安全対策の実施が必要となっています。さらに、食物アレルギーを抱える子どもたちも一定数在籍しており、エピペンの管理や使用に関する教職員の共通理解など学校における適切な対応が必要となっています。今後も子どもたちの掛け替えのない命を守るための安全教育・防災教育の推進や緊急事態下における子どもたちの学びの保障のための環境整備の推進等を図る必要があります。

## 主な取組 (1) 安全教育・防災教育の推進

子どもたちの実態や地域の特性等を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて系統的・体系的かつ実践的な安全教育・防災教育を推進します。

### 【具体的な方策】

#### ① 学校安全計画及び危機管理マニュアルの不断の検証・改善の推進

学校を取り巻く安全上の課題を捉え、市の防災防犯を所管する部署と連携し、各学校の学校安全計画及び危機管理マニュアルを常に検証・改善し、組織的な安全管理に努めます。

#### ② 実践的な安全教育の実施

令和元年東日本台風による本市の被害状況を踏まえた安全教育、警察と連携した交通安全教室や不審者対応訓練、緊急地震速報を活用した避難訓練等の実践的な取組を計画的に実施し、子どもたちが安全かつ主体的に行動できる力の育成を図ります。

#### ③ 緊急情報の共有化の推進

一斉メール配信システム及び学校ウェブサイトシステムを利用し、子どもたちの安全を確保するための緊急情報を発信し注意喚起を促すとともに、安全情報の共有化を図ります。

#### ④ 学校への応急手当普及員の配置の推進

佐野市消防本部との連携の下、教員対象の応急手当普及員講習会を開催し、取得の推進を図り、応急手当普及員資格者の各学校への配置を推進します。



応急手当普及員講習

### 【関連事業、会議・研修等】

○学校安全情報共有システム実施事業

## (2) 通学路の安全対策の推進

佐野市通学路安全対策連絡協議会の組織を生かし、通学路における交通安全、防犯、防災の危険箇所の安全対策を講じます。

【具体的な方策】

### ①通学路危険箇所の合同点検と安全対策の実施

佐野市通学路安全対策連絡協議会において交通安全、防犯、防災に関する通学路の危険箇所の合同点検を実施し安全対策を講じます。



通学路合同点検

### ②子どもたちへの防犯ブザーの貸与と活用の推進

希望する市立学校の子どもたちに防犯ブザーを貸与し、「いつでも鳴らせるように持つ」等の意識化と活用の推進を図り、犯罪被害防止に取り組みます。



防犯ブザー

### ③学校支援ボランティア（見守りボランティア）の登録推進と見守り活動の充実

見守りボランティアの登録推進を図り、保護者や地域との連携を強化し登下校の見守り活動の充実を図ります。



登下校見守り活動

【関連事業、会議・研修等】

○通学路安全対策事業 ○地域学校協働活動推進事業

## (3) 学校給食の安全衛生管理の徹底

学校給食における食中毒、食物アレルギー事故及び異物混入事故等が起こらないよう、徹底した安全衛生管理を行います。

【具体的な方策】

①学校給食食材の放射性物質検査の実施

学校給食食材の放射性物質検査を実施し、放射性物質に対する保護者の不安を軽減し、より安全・安心な給食の提供に努めます。

②食物アレルギーへの適切な対応

「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」※1に基づき症状に応じた学校給食を提供するとともに、食物アレルギーのある子どもたちに関わる管理と指導の徹底を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○学校給食食材の放射性物質検査

(4) 感染症や災害を乗り越えて学びを保障する取組の推進

感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動を継続できるようにICTの活用等の指導體制の整備や衛生環境の整備等に取り組めます。

【具体的な方策】

①ICTの活用等による子どもと学校の間を継続する取組の推進

やむを得ずの臨時休業を想定し、ICTを活用し家庭でオンラインを活用した学習ができるような環境整備やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等により心のケアを行うなど、子どもと学校の間が継続できる取組を推進します。



家庭でのオンラインを活用した学習のために、全児童生徒にタブレットを、インターネット環境の無い家庭に貸出用モバイルWi-Fiルーターを整備しました。

②危機を捉えた迅速な対応の推進【再掲】

【基本的方向2】安全・安心で良好な教育環境の整備【施策11】安全・安心で快適な学校施設の整備【主な取組】(3) 予期せぬ危機への迅速な対応の推進 P82 を参照

※1 「学校における食物アレルギー対応の手引き」佐野市教育委員会が策定。令和2(2020)年11月に改訂。

【関連事業、会議・研修等】  
 ○小学校ICT環境維持管理事業、中学校ICT環境維持管理事業  
 ○スクールカウンセラー等活用事業

**成果指標**

成果指標	基準値	令和2(2020)年度	目標値	令和7(2025)年度
交通安全に関する通学路危険箇所の改善率		67.1%		80%
応急手当普及員全校配置達成率		93.1%		100%
学校給食における事故件数 ※年間200日、1日約8,000食の給食提供の内の事故件数		39件		0件

**施策13 教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保**

◇現状と課題◇

人工知能(AI)、ロボット、ICT等の先端技術が高度化し、子どもたちが活躍する頃の超スマート社会 Society5.0 では先端技術がより生活に浸透し、これらを手段として活用していくことが当たり前となっていることが予想されています。こうした社会を生き抜くために必要な資質・能力を子どもたちに育むためには、学校で日常的にICTを活用できる環境を整備し活用していくことが大切です。教師による対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす(ハイブリッド化)など、これまでの実践とICTを最適に組み合わせ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るなど、学校教育の質の向上につなげていくことが必要とされています。

ICT活用を推進する上で必要不可欠な条件として情報セキュリティの確立が挙げられます。学校には指導要録や児童・生徒指導の記録等の個人情報が多く保管されており、これらに対する不正アクセス事案が全国で発生しています。不正アクセス防止等の十分な情報セキュリティ対策を講じることは、学校で安心してICTを活用するために必要不可欠になっています。

本市のICT整備状況ですが、令和元(2019)年度に教師用タブレットの導入と各学校のPCルームの端末のタブレット型への入れ替えを行うとともに、電子黒板も全校に設置し授業等で活用しています。さらに、令和2(2020)年度にはGIGAスクール構想の実現に向け、全校に子どもたち用端末の整備等を行いました。また、本市の情報セキュリティ対策に関しては平成30(2018)年5月1日に「佐野市学校教育情報セキュリティ

ポリシー」を策定し、情報漏洩の防止等に取り組んでいます。今後も学校のICT環境の整備と活用を計画的に進め Society (ソサイエティ) 5.0 時代を生き抜くために必要な資質・能力の育成に努めます。

主な取組 **(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用の推進**

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向け、一人一台端末や通信ネットワーク等の学校のICT環境を整え、教育の情報化を推進します。

【具体的な方策】

**①一人一台端末の効果的な活用に関する研修や研究の推進 (ICTの活用に向けた教員の資質・能力の向上)**

GIGA スクール構想で整備した一人一台端末を用いてオンラインを活用した学習をはじめ新たな学びを創造するために、効果的な活用等に関する研修機会の設定や研究の推進を図ります。



**②家庭でオンラインを活用した学習に取り組める環境整備の推進**

誰でも家庭でオンラインを活用した学習に取り組めるように貸出用モバイルWi-Fi ルーターの整備と活用を通して子どもたちの学びの保障に努めます。

〈関連〉【基本的方向2】安全・安心で良好な教育環境の整備【施策12】安全を守り、学びを保障する取組の推進【主な取組】感染症や災害を乗り越えて学びを保障する取組の推進【具体的な方策】(4) ICTの活用等による子どもと学校の間関係を継続する取組の推進 P86を参照

**③特別な支援が必要な子どもたちへのICTを活用した支援の推進**

不登校児童生徒、病気療養、障がい等により特別な支援が必要な子どもたちに対するICTを活用したきめ細かな支援の検討と取組の推進を図ります。

〈関連〉【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策5】多様な教育的ニーズに対応した教育の推進【主な取組】(1) 特別支援教育の充実【具体的な方策】④特別支援教育におけるICTの活用、【主な取組】(2) 不登校児童生徒への支援の充実 P65を参照

**④デジタル教科書等の整備**

小学校の国語、算数、地図、中学校の国語、社会、数学、理科、英語において

指導者用デジタル教科書やその他デジタル資料を導入し、授業での活用を推進します。

**⑤情報教育アドバイザーによる教育の情報化に関わる支援の充実【再掲】**

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策8】科学技術の基盤となる教育の推進【主な取組】(2) 情報活用能力の育成 P75 を参照

【関連事業、会議・研修等】

○小学校ICT環境維持管理事業、中学校ICT環境維持管理事業

**(2) 情報セキュリティの確立と徹底**

「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」※1に基づく安全性の高い情報ネットワークシステムを構築し、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。

【具体的な方策】

**①「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」に基づく適切な運用**

「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」に基づく安全性の高い情報ネットワークシステムの構築や教職員のセキュリティ意識の向上に努め、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○佐野市教育情報セキュリティ委員会

**成果指標**

成果指標	基準値	令和2(2020)年度	目標値	令和7(2025)年度
「ICT機器を、意見を交換したり、調べたりするために使用している。」と答えた児童生徒の割合		22.0%		100%

**施策14 学びのセーフティーネットの構築と充実**

◇現状と課題◇

児童虐待、家庭の経済的困窮により子どもの学ぶ権利が保障されない事案が数多く発生しています。児童虐待の疑いで児童相談所に通告された子どもの数は年間約10万人に上り、その数は年々増加しています。また、我が国の7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われ、家庭の経済的困窮によって子どもたちが厳しい成育環境に置かれています。困窮により教育の機会が得られないために、不安定な就労を招き、次の世代であるその子どもも貧困となるという、いわゆる貧困の連鎖が大きな問題となっています。こ

※1 佐野市学校教育情報セキュリティポリシー…市立学校の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書を言います。平成30(2018)年5月1日策定。令和3(2021)年5月1日改訂。

うした状況を打破し、次代を担う全ての子どもたちの未来を応援すること、全ての子どもたちの能力と可能性を最大限に高められるようにすることは、私たち大人そして社会の責務となっています。

本市では児童・生徒指導上の諸課題に対応するため福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを市独自に市教育センターに配置しています。社会福祉士の資格を生かして学校と家庭、関係機関等を繋ぐ役割を担い、課題解決に向けた支援に務めています。また、経済的な理由で学びを断念しないように貧困家庭への就学援助制度の充実や大学進学者に対する奨学金制度の充実にも努めています。今後も全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう学校と市教育委員会、関係機関、関係各課が緊密に連携し「学びのセーフティネット」を構築し機能させていくことが必要とされています。

主な取組 **(1) 虐待の早期発見・早期対応**

子どもたちの日常の様子を注視し、虐待の兆候をつかみ、学校と関係機関等が連携し、その早期発見・早期対応に取り組みます。

【具体的な方策】

**①日常的な観察と関係機関等と連携した迅速な対応**

日常的な観察を通して虐待の兆候をつかむとともに、児童相談所や市家庭児童相談課等の関係機関等や弁護士等の専門家と連携した迅速な対応に努めます。

**②スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と活用の促進 [再掲]**

【基本的方向1】 特色ある教育と心の教育の推進【施策2】 豊かな心の育成に向けた教育の充実【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進 P54を参照

【関連事業、会議・研修等】

○市教育センターへ SSW の配置 ○弁護士等の専門家との連携

**(2) 就学援助制度の充実**

保護者の経済力に関わらず、子どもたちが安心して義務教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭に対して就学支援の充実を図ります。

【具体的な方策】

**①就学援助制度の充実**

経済的理由により就学に支障をきたしている子どもたちの保護者に対して、学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費等の一部を支給します。また、新入学の子どもたちに対しては新入学の学用品費に限り入学前支給を実施し、入学を不安なく迎えらるるよう支援します。

【関連事業、会議・研修等】

○就学援助制度 ○小中学校就学援助事業

### (3) 奨学金制度の充実

学ぶ機会の確保につながる奨学金貸与制度や本市への定住促進を目的とした佐野市返済助成制度を通して、本市の未来を担う人材に対し支援の充実を図ります。

【具体的な方策】

#### ①奨学金貸与制度の充実

広く人事を育成することを目的として、経済的理由により大学等に修学が困難な方に奨学金を貸与します。

#### ②奨学金返済助成の充実

佐野市内への定住促進を図ることを目的として、佐野市奨学金の貸与を受けた方で奨学金等の返還をしている若者に返還の一部を補助金として交付します。

【関連事業、会議・研修等】

○奨学金貸付事業 ○佐野市奨学金返済助成事業

### 成果指標

成果指標	基準値	令和2(2020)年度	目標値	令和7(2025)年度
進学に伴う経済的な不安が解消される。(市奨学金制度の利用率)		100%		100%

## 施策15 教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり

### ◇現状と課題◇

学校はこれまで社会の要請を受けて子どもたちに関わる様々な業務を担い、その結果として、教職員の長時間労働の深刻な実態が明らかとなりました。こうした状況を受け、教職員のこれまでの働き方を見直し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、心身ともに健康で教育活動に専念できるように働き方改革を推進することが求められています。全国の学校現場では教育委員会の支援の下、教職員の業務改善や部活動負担の軽減等の様々な改革に取り組み、時間外勤務時間の縮減を図っています。

本市でも佐野市立小・中学校長会と連携し、行事や研修等の精選や校務支援システムの導入等による事務作業の負担軽減、勤務時間の把握や学校閉庁日等に取り組み、働き方改革を推進しています。業務改善を行い働き方改革の推進を図るためには、働き方そのものの価値観の転換が必要になります。今後も佐野市立小・中学校長会と連携の下、教職員の意識改革や負担軽減を進め、教職員がいきいきと教壇に立てるよう取組を推進していきます。

主な取組 **(1) 学校における働き方改革の推進**

教職員が心身ともに健康でやりがいをもって勤務に当たり、教育の質をより高めることができる環境づくりを目指して、学校における働き方改革を推進します。

【具体的な方策】

**①学校閉庁日の設定**

夏季休業中及び年末年始に部活動等の校内業務や対外的な業務を行わない期間を設定し、教職員の休暇取得を促進します。

**②教職員の勤務時間の把握**

教職員の勤務時間の把握を行い、業務適正化と長時間労働の早期発見と対応に努めます。

**③スクール・サポート・スタッフ（SSS）の配置と活用の促進**

学習プリントの印刷や授業準備等を教員に代わって補助する SSS を市立学校に配置し、教員がより子どもたちへの指導や教材研究等に注力できる体制を整備します。

**④校務支援システム等の活用による学校事務の適正化・効率化の推進**

校務支援システムや学校徴収金管理システムの活用、学校給食費の公会計化により、学校事務の集約化・平準化を図り、その適正化・効率化を推進します。

**⑤学校事務の共同実施の推進**

市立学校を5ブロックに分け、学校事務の共同実施を推進し、学校事務の効率的な執行に努めます。



**⑥持続可能な部活動の実現【再掲】**

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策3】健やかな体の育成に向けた教育の充実【主な取組】(1) 体力向上に向けた体育活動の充実 P56 を参照

【関連事業、会議・研修等】

- 共同学校事務室協議会
- 地域部活動推進事業

**(2) 教職員の心身の健康の保持増進**

生活習慣病健診やストレスチェック等の実施を通して、教職員の心身の健康の保持増進を図ります。

## 【具体的な方策】

## ①生活習慣病健診の実施

教職員の生活習慣病の予防、疾病の早期発見及び自らの健康の保持に資することを目的に、生活習慣病健診を実施します。

## ②ストレスチェックと面接指導の実施

全教職員を対象としたストレスチェックと必要に応じた面接指導を実施し、教職員のメンタルヘルス不調を把握し適切な支援に努めます。

## ③衛生管理者・衛生推進者の配置と会議・研修会の開催

学校に衛生管理者※1 もしくは衛生推進者※2 を配置し、教職員が安全かつ健康的に職務に当たることができるよう職場環境の整備を図るとともに、衛生管理者・衛生推進者対象の研修会や会議を開催し、能力向上に努めます。

## 【関連事業、会議・研修等】

- 小中学校健康管理支援事業 ○教職員のストレスチェックの実施  
○衛生管理者・衛生推進者研修会 ○衛生委員会

## (3) 学校支援体制の充実

学校の教育活動を円滑かつ効果的に展開することができるように、さわやか教育指導員等の配置などの学校支援体制の充実を図ります。

## 【具体的な方策】

## ①さわやか教育指導員、さわやか健康指導員、特別支援学級支援員の配置

さわやか教育指導員※3、さわやか健康指導員※4、特別支援学級支援員※5 を配置し、子どもたちの相談相手や学習・生活の支援、保健教育活動の支援等の充実を図ります。

## ②スクーリングサポーターの配置と活用の促進

市教育センターにスクーリングサポーター※6 を配置し、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの支援の充実を図ります。

〈関連〉【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策5】多様な教育的ニーズに対応した教育の推進【主な取組】(1) 特別支援教育の充実 P65 を参照

## ③スクールカウンセラーの配置と活用の促進

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー※7 を市立学校に配置し、教育相談体制の充実を図ります。

- ※1 衛生管理者…常時 50 人以上の教職員が勤務する学校に配置します。  
 ※2 衛生推進者…常時 50 人未満の教職員が勤務する学校に配置します。  
 ※3 さわやか教育指導員…学校内における児童生徒への声掛けや教育相談、授業中における児童生徒の学習活動への支援等を行います。  
 ※4 さわやか健康指導員…健康管理上の支援が必要な児童生徒への補助や児童生徒の健康相談等を行います。  
 ※5 特別支援学級支援員…特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行います。  
 ※6 スクーリングサポーター…特別な教育的支援を必要とする児童生徒の巡回相談や発達相談、学校との情報交換、保護者への支援を行います。  
 ※7 スクールカウンセラー…児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員や保護者に対する助言・援助等を行います。

**④心の教室相談員の配置と活用の促進**

心の教室相談員※1を市立学校に配置し、子どもたちが悩み等を気軽に相談できる環境を作り、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう支援します。

〈上記③④との関連〉【基本的方向 1】特色ある教育と心の教育の推進【施策 2】豊かな心の育成に向けた教育の充実【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進 P52を参照  
【施策 5】多様な教育的ニーズに対応した教育の推進【主な取組】(2) 不登校児童生徒への支援の充実 P65を参照

**⑤情報教育アドバイザーによる教育の情報化に関わる支援の充実【再掲】**

【基本的方向 1】特色ある教育と心の教育の推進【施策 8】科学技術の基盤となる教育の推進【主な取組】(2) 情報活用能力の育成 P75を参照

**⑥スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と活用の促進【再掲】**

【基本的方向 1】特色ある教育と心の教育の推進【施策 2】豊かな心の育成に向けた教育の充実【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進 P52を参照

**⑦スクール・サポート・スタッフ（SSS）の配置と活用の促進【再掲】**

【基本的方向 2】安心・安全で良好な教育環境の整備【施策 15】教職員がいいきと教育活動に取り組める環境づくり【主な取組】(1) 学校における働き方改革の推進 P92を参照

【関連事業、会議・研修等】

- スクーリング・サポート事業 ○スクールカウンセラー等活用事業
- 心の教室相談員活用事業 ○情報教育アドバイザー活用事業
- 小中学校スクールサポートスタッフ配置事業

**成果指標**

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
ストレスチェック「健康リスク」の総合ポイント	79.2	75以内
平均の退勤時刻の平均	18:32	18:20
時間外在校等時間の平均	49時間25分	45時間以内

※1 心の教室相談員…児童生徒が悩みやストレス等を気軽に話せる環境づくりに努め、相談業務を行います。

## 市教育施設の紹介

### 佐野市教育センター



市教育センターは、学校教育を取り巻く様々な課題や教育的ニーズに対応するため、昭和56（1981）年に4月1日に開設され、平成28（2016）年4月1日から旧佐野市立吾妻中学校校舎に移転し、現在に至ります。

主な業務は、教育についての調査研究、教育相談、適応指導教室「アクティヴ教室」の運営、情報教育に関すること、特別支援教育に関すること、教職員の研修に関することなどとなっています。

市教育センターは、これからも佐野市の教職員、児童生徒、保護者が生き生きと輝けるよう支援の充実に努めてまいります。

佐野市の豊かな自然 ③

渡良瀬川付近の菜の花



浅間の火祭り



唐沢山神社の紅葉



佐野駅前のイルミネーション



## 基本的方向3

### 教育を支える地域づくりの推進

施策16 「地域とともにある学校づくり」への体制整備の推進

施策17 地域との連携・協働のための取組の推進

施策18 家庭教育支援の推進

【基本的方向3と関連するSDGs】



基本的方向3

教育を支える地域づくりの推進を図り、子どもたちの豊かな学びや成長を支えます。

施策16 「地域とともにある学校づくり」への体制整備の推進

◇現状と課題◇

家族形態の変容や価値観・ライフスタイルの多様化等により地域社会のつながりの希薄化が進み、地域で子どもを育てるという意識が薄くなり、地域の教育力の低下が指摘されています。そうした中、子どもや学校を取り巻く課題（いじめ、不登校、家庭の経済的困窮、虐待等）は年々複雑化・困難化し、その解決のためには地域の教育力の活性化を図り、学校と地域が連携・協働し、子どもたちの教育に関わることが必要不可欠とされています。それを可能とする仕組みが「学校運営協議会※1」と「学校地域応援団（地域学校協働活動本部）※2」です。学校運営協議会が設置された学校をコミュニティ・スクールと言います。これらは学校と地域が連携・協働した学校運営を推進する両輪となるものであり、両者の一体的推進が「社会に開かれた教育課程」（本計画 P46 参照）の実現につながります。

本市では、令和元（2019）年度に佐野市立学校運営協議会規則を策定し、令和2（2020）年度に本市初となる学校運営協議会をあそ野学園義務教育学校に設置し、令和8（2026）年度までに市内全ての学校に設置する計画を立てています。また、学校地域応援団についてもあそ野学園義務教育学校に設置し、学校支援の中心として機能するよう取組の充実に努めています。今後は両組織の全校導入に向け、地域コーディネーター※3の増員を図っていくことが必要となっています。今後も本市では学校運営協議会を通して学校と地域が目標等を共有し、その達成のために学校地域応援団と連携した教育活動を推進していきます。そして、この取組を通して「社会に開かれた教育課程」を実現し、子どもたちに新たな時代に必要な資質・能力の育成を図っていきます。

基本的方向3 教育を支える地域づくりの推進

施策16 地域とともにある学校づくり

主な取組 (1) コミュニティ・スクールの推進

学校と地域住民等がパートナーとして学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度・CS）の設置を推進します。

【具体的な方策】

①市立学校へのコミュニティ・スクール導入の推進

令和2（2020）年度にあそ野学園義務教育学校、令和5（2023）年度に葛生義務教



※1 学校運営協議会…校長と地域住民等の代表が学校運営や必要な支援に関する協議を行う「合議体」組織。平成29(2017)年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正で学校への設置が努力義務化されました。  
 ※2 学校地域応援団…学校運営に関する支援等を行う「学校と地域が連携・協働する」ための組織です。  
 ※3 地域コーディネーター…学校の教育活動を支援するため、地域と学校をつなぐ役割を担っています。

育学校、そして令和8（2026）年度までに市内全ての学校へコミュニティ・スクールを導入します。

**②コミュニティ・スクールの理解促進と運営支援の充実**

研修会や広報活動を通してコミュニティ・スクールに対する地域や教職員の理解を深めるとともに、参考資料の作成や学校運営協議会への市教育委員会担当者の参加等を通して学校運営協議会の運営支援の充実を図ります。



あそ野学園教職員対象 CS 研修



葛生・常盤中学校区教職員対象 CS 研修

【関連事業、会議、研修】

○コミュニティ・スクール推進事業

**(2) 地域主体の学校支援ボランティア活動の推進（学校地域応援団）**

学校と共に子どもたちの成長を支えるとともに、学校を中心とした新たな地域創生活動を進めるために、各地域の学校支援ボランティア活動の推進を図ります。

【具体的な方策】

**①地域コーディネーターの選出と養成の推進**

地域と学校を結ぶ役割を担う地域コーディネーターを全学校区に配置できるよう人選を計画的に進めるとともに研修会等を通して養成を図ります。



葛生小の地域コーディネーターとの会議

**②各学校区への学校地域応援団の設置の推進**

学校支援ボランティアとして活動してくださっている方々を中心に各学校に学校地域応援団を組織し、学校支援の充実を図ります。

【関連事業、会議、研修】

○地域学校協働活動推進事業 ○地域コーディネーター養成研修

## 成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
コミュニティ・スクール導入学校数	1校	18校
地域コーディネーター数	28人	38人

## 施策17 地域との連携・協働のための取組の推進

## ◇現状と課題◇

学校と地域との連携・協働を進める上で大切なことは、子どもの健やかな成長を中心に据え、目標を共有し、その達成に向けて地域の人的・物的資源を組み入れた教育活動を意図的・計画的に推進することです。その中でも教育活動に協力して下さる地域人材を発掘し、協力を得られるようにしていくことが重要になります。

本市では読み聞かせや家庭科などの授業補助、登下校時の見守り等で子どもたちの学習を支援したり安全を確保したりして下さる地域の学校支援ボランティアの増員を図ってきました。地域の力をお借りすることで効果的な教育活動が展開でき、今後も学校支援ボランティアの増員を図っていくことが必要です。また、一度ボランティア登録をした方が継続して取り組んでいただけるような働きかけも必要となっています。更に、各学校では学校の様子を保護者や地域へ発信し、教育活動への理解と協力が得られるようホームページや学校だより等の充実を図っています。

「社会に開かれた教育課程」を実現し、「地域とともにある学校づくり」を進めるためにも、保護者や地域の方への情報発信、情報共有の充実に努めるとともに、地域の人的・物的資源を生かした教育活動を展開することが求められています。

## 主な取組 (1) 地域力を生かした教育活動の推進

地域の人的資源や物的資源などの教育力を学校の教育活動に生かしていくために学校支援ボランティアの発掘に努めます。

## 【具体的な方策】

## ①学校支援ボランティアの登録の推進

学校や地域コーディネーター等からの働きかけを通して学校支援ボランティアの登録の推進を図ります。

## ②学校支援ボランティアの研修の充実

学校支援ボランティア対象の研修会を通してボランティア同士の交流を深めるとともにボランティアとしての資質の向上を図ります。

## ③ふるさと学習「さの学」の推進【再掲】

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策4】グローバル化に対応する教育の充実【主な取組】(3) 伝統と文化を尊重する教育の充実 P62 を参照

**④体系的・系統的なキャリア教育の推進【再掲】**

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策7】主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進【主な取組】(3) キャリア教育の推進 P71 を参照

【関連事業、会議、研修】  
○地域学校協働活動推進事業

**(2) 地域連絡協議会の推進**

子どもたちの健全育成に関する諸課題について学校・家庭・地域で共通理解を図り連携して対応に当たります。

【具体的な方策】

**①各中学校区における地域連絡協議会の推進**

各中学校区で地域連絡協議会を開催し、子どもたちや地域の課題について情報交換し、子どもたちの健全育成のために連携した対応を推進します。

**(3) 学校や市教育委員会からの情報発信の充実**

学校の教育活動や市の教育施策に対する家庭や地域の理解を深めるため、学校や市教育委員会では、ホームページやメール、たより等を利用し、随時情報提供を行っています。提供する情報の内容や情報発信の方法等を工夫・改善し、情報発信のさらなる充実を図ります。

【具体的な方策】

**①情報提供システムの管理・運用に対する支援の充実**

市内共通の学校 Web サイトシステム及びメール配信システムを導入するとともに、各システムが効果的に活用できるように情報教育アドバイザーを学校に適宜派遣するなど、管理・運用に対する支援の充実を図ります。

**②市教育委員会に関するホームページの充実**

佐野市役所のホームページの市教育委員会関連部分や市教育センターのホームページの内容の充実を通して、市の教育行政の取組等について家庭や地域への情報提供に努めます。



市教育センターHP

【関連事業、会議、研修】  
○学校安全情報共有システム実施事業

**成果指標**

成果指標	基準値 令和 2 (2020) 年度	目標値 令和 7 (2025) 年度
学校支援ボランティア登録者数	778 人 R2 はコロナ禍のため減少	1000 人

**施策 18 家庭教育支援の推進**

◇現状と課題◇

家庭は子どもたちの健全育成や人格形成の基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点とされています。子どもたちは、家族とのふれあいを通して、基本的な生活習慣、豊かな情操、思いやり、社会的なマナー等を学んでいきます。保護者は子どもの教育について第一義的な責任があり、子どもが安心できる居場所の中で家庭教育を行っていく必要があります。

しかしながら、少子化、核家族化等により、地縁的なつながりや親同士の関係が希薄化し、親が身近な人から子育ての仕方を学んだり、子育ての悩みを相談したりできなくなるなど、家庭を取り巻く環境や子育てを支える環境が変化しています。また、児童虐待や育児放棄、貧困問題等、家庭に関する問題も深刻化し、子どもにとって家庭が安心できる場所ではなくなっているケースも増えています。こうした状況は家庭だけの問題ではなく、家庭教育の大切さを社会全体で考え、安心して子育てや家庭教育ができるように支援していくことが求められています。

本市では家庭教育に関する学習機会や親子の協働体験の機会を提供することなどを通して家庭教育の支援に取り組んでいます。今後も学校、地域、行政等が連携し、子育て家庭の支えとなれるよう支援の充実を図っていく必要があります。

基本的方向3 教育を支える地域づくりの推進

施策 17 地域との連携・協働

施策 18 家庭教育支援

主な取組 **(1) 子育てに関する学習機会・相談機会の充実**

保護者が安心して子育てができるよう子育てに関する学習機会や相談機会の充実を図ります。

【具体的な方策】

**①子育てに関する講座や親子交流活動の開催**

家庭教育推進講座「わくわく子育て教室」等の子育てに関する講座や公民館での親子交流活動を開設し、子育てに関する学習機会の充実を図ります。  
(感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取り組んでいきます。)



わくわく子育てお出かけ講座

## ②佐野市こどもの国での子育てに関する情報提供や相談対応の実施

佐野市こどもの国では、保護者が子育てに関する適切な情報を選択したり、不安や悩みの軽減につながったりするような子育てに関わる情報提供や相談対応を実施します。

### 【関連事業、会議、研修】

- 家庭教育推進講座開催事業（家庭教育推進講座、家庭教育推進出前講座）
- 公民館親と子の交流活動事業

## （2）地域ぐるみによる子育て活動への支援の推進

保護者が地域のつながりの中で安心して子育てができるよう子ども会やPTA活動の各種交流事業を支援します。

### 【具体的な方策】

#### ①子ども会やPTA活動への支援の充実

地域のつながりの中で子育てができるよう佐野市子ども会連合会や佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会の運営に対し支援の充実を図ります。



佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会会議

### 【関連事業、会議、研修】

- 佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会支援事業
- 佐野市子ども会連合会支援事業

### (3) 子どもの居場所づくりの支援の推進

子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、地域の方の参加と協力を得ながら放課後等に子どもたちが安全・安心に活動できる居場所づくりに努めます。

【具体的な方策】

#### ①放課後子ども教室の推進

学校の空き教室等を利用し、放課後等に子どもたちが安全・安心に学んだり遊んだりできる居場所を作る放課後対策を推進します。



【関連事業、会議、研修等】

○放課後子ども教室推進事業

#### 成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
家庭教育推進講座及び家庭教育出前講座参加者数	44人 R2はコロナ禍のため一部の事業を中止	780人

## 基本的方向 4

# 生活を豊かにする生涯学習の推進

施策 19 生涯学習の情報や機会の提供

施策 20 生涯学習の成果を活かす取組の充実

施策 21 青少年の健全育成の推進

【基本的方向 4 と関連する SDGs】



## 基本的方向 4

人生 100 年時代を見据えた生活を豊かにする生涯学習を推進します。

## 施策 19 生涯学習の情報や機会の提供

## ◇現状と課題◇

医学の進歩、生活水準の向上等により平均寿命が伸長し「人生 100 年時代」の到来が予測されています。「人生 100 年時代」において、人生を豊かなものとするためには、生涯にわたって学び続けることが大切です。特にこれからの先行きが不透明な時代では、学校を卒業した後も学びを重ね、常に新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要とされています。また、ワーク・ライフ・バランスの進展や社会の成熟化による自由時間の増加に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要も増えています。こうした状況の中で、学び直しの機会をいかに社会全体で提供できるかが重要となり、生涯学習の基盤を整備し充実を図っていくことが求められています。

本市では「第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画」（平成 31（2019）年 3 月策定）に基づいて生涯学習を推進してきました。その成果と課題を踏まえ、「第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・中期基本計画」を令和 3（2021）年度に策定し、生涯学習の情報や機会の提供に努めています。これまで市民のニーズや社会の変化に対応した学習機会やまちづくり活動につながる学習機会等の提供、高等教育機関や他の自治体との連携による多様な学習プログラムの開発など、学習機会の充実と学びの質の向上を図ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生涯学習の機会の縮小を余儀なくされています。今後は、これまでの取組をもとに様々な機関や団体と連携し、魅力ある学習機会の提供に一層取り組んでいくとともに、コロナ禍における生涯学習の在り方を検討し、学習機会の確保に努めていくことが求められています。

## 主な取組 (1) 生涯学習に関する情報提供の充実

市内の公共施設や文化施設等で開催予定の生涯学習に関する講座やイベント情報を市ホームページで公開するなど、市民への生涯学習に関する情報提供の充実に努めます。

## 【具体的な方策】

## ① 「生涯学習メニューパンフレット」の作成と周知

広範囲にわたる多様な生涯学習情報を収集した「生涯学習メニューパンフレット」を作成し、市のホームページに掲載したり、各地区公民館、市立図書館等へ設置したりするなど、市民への情報発信に努めます。



【関連事業、会議、研修等】

○生涯学習情報収集・発信事業

## (2) 多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供

多様化する市民の学習ニーズに対応できるよう生涯学習プログラムの提供に努めます。また、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、新しい生活様式を踏まえた楽習講座やプログラムの開発を推進します。

【具体的な方策】

### ①楽習出前講座の充実

市民の自主的な学びの場に、市登録楽習講師や市役所関係課職員を派遣し、市民の要望に応じた講話や実習等を提供する楽習出前講座の充実を図ります。(感染症対策を講じた取組やオンラインによる講座について検討し、実施可能なことから取り組みます。)



### ②市民大学の充実

市民の要望や時代に即応した新しいテーマでの講座を提供する市民大学の充実を図ります。(感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取り組みます。)



### ③公民館における市民教養講座の充実

各地区公民館で実施している「市民教養講座」[地域課題を解決するための学習や楽しみながら学び生きがいを感じられるような知識・趣味的内容の学習]の充実を図ります。(感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取り組みます。)

【関連事業、会議、研修等】

○楽習出前講座 ○市民大学開設事業 [市民教養講座]

○中央公民館市民教養講座開催事業 ○佐野各地区公民館市民教養講座開催事業

○田沼中央公民館市民教養講座開催事業 ○葛生地区公民館市民教養講座開催事業

### (3) 高等教育機関や近隣の自治体との連携の推進

高等教育機関の知の財産を活用した新たな学習機会の提供や近隣の自治体との広域生涯学習ネットワーク構築の推進を図ります。

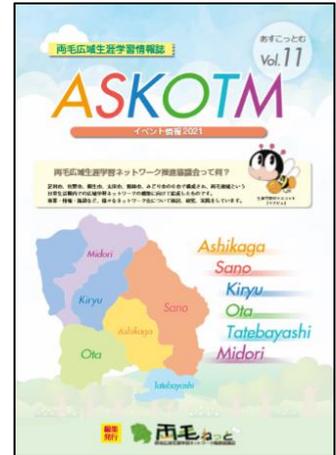
【具体的な方策】

#### ① 高等教育機関との連携の推進

高等教育機関と連携した講座の開催や新しいイベントの企画立案、学生による実践事例の発表等を通して、高等教育機関の知の財産を活用した生涯学習の振興を図ります。

#### ② 「両毛ねっと」による連携の推進

両毛6市（佐野市・足利市・桐生市・太田市・館林市・みどり市）による「両毛広域生涯学習ネットワーク推進協議会（両毛ねっと）」を通して、市民の日常生活圏における広域生涯学習ネットワークの構築を推進します。



【関連事業、会議、研修等】

○両毛広域生涯学習ネットワーク推進協議会

### (4) 生涯学習施設の充実

市民の主体的な学習を促進していくために、公民館や図書館などの生涯学習施設の充実と有効活用を図ります。

【具体的な方策】

#### ① 市立図書館の整備・充実

資料の充実、各施設内の図書コーナーの充実、利用しやすい施設整備の推進等を通して、市民の学びを支える魅力ある読書環境づくりに努めます。



#### ② 公民館の活用推進

社会教育の中核的な施設である公民館の「集う」「学ぶ」「結ぶ」という機能を生かし、地域と連携した活動を推進します。



### ③佐野市生涯学習センター（仮称）の開設の検討

生涯学習推進の中核的な役割を担い、地域づくりやコミュニティ再編の拠点ともなる佐野市生涯学習センター（仮称）の開設について検討します。

#### 【関連事業、会議、研修等】

- 〔維持管理事業〕 ○中央公民館維持管理事業 ○佐野各地区公民館維持管理事業  
 ○田沼中央公民館維持管理事業 ○田沼各地区公民館維持管理事業  
 ○葛生地区公民館維持管理事業 ○葛生（常盤・氷室）公民館維持管理事業
- 〔運営事業〕 ○中央公民館運営事業 ○佐野各地区公民館運営事業  
 ○田沼中央公民館運営事業 ○田沼各地区公民館運営事業  
 ○葛生地区公民館運営事業 ○葛生（常盤・氷室）公民館運営事業  
 ○（仮称）佐野市生涯学習センター設置検討事業

#### 成果指標

成果指標	基準値	令和2(2020)年度	目標値	令和7(2025)年度
生涯学習の環境が整っていると感じる市民の割合		36.9%		45%
生涯学習施設の利用者数		349,056人 R2はコロナ禍のため減少		1,010,000人

### 施策20 生涯学習の成果を活かす取組の充実

#### ◇現状と課題◇

生涯学習を推進する上での重要な視点として「生涯学習で得た学習成果の活用を図ること」が挙げられ、学習成果を「個人のキャリア開発」や「ボランティア活動」、「地域社会の発展」に生かすことができる仕組みづくりが求められています。中でも、学習者が学んだことを生かして地域で活躍することは、学習者の自己実現や自己の充実感につながるとともに学習の効果が社会に還元されることになることから重要視されています。地域社会の様々な課題を解決するために、市民の一人一人がそれぞれのニーズに応じて問題解決を目指して学習し、積極的に地域社会に関わっていくという生涯学習の学習成果を活かした社会参画が必要とされています。

こうした流れを受け、栃木県では「学びを生かした地域づくりの促進」※1を掲げ、地域住民が協働して地域課題の解決に向けて行う取組の支援等を推進しています。本市では生涯学習の成果を活用する場として、生涯楽習フォーラム「佐野楽」を開催したり、生涯学習の講座の講師として活躍していただいたりしています。特に、フォーラムでは地域活動や子どもと教育等のテーマごとに分科会を開催し、実践発表等がなされ、学習成果の周知や共有化を図っています。今後も本市におけるこれら取組の充実を図るとともに、学習成果が個人の自己実現や地域社会の発展等に生かせるような仕組みづくりを推進していく必要があります。

### 主な取組 (1) 生涯学習の成果を発表、活用できる機会の充実

生涯楽習フォーラムや各種講座等を開催することを通して、市民が生涯学習の成果を発表、活用できる機会の充実を図ります。

【具体的な方策】

#### ①生涯楽習フォーラム「佐野楽」の開催

市民が生涯学習のまちづくりや人づくりについて考える機会として生涯楽習フォーラム「佐野楽」を開催し、生涯学習の学習成果の共有化を図ります。  
(感染症対策を講じた取組について検討します。)



生涯楽習フォーラム

#### ②楽習講師への登録推進

生涯学習で得た成果を活かす機会として楽習出前講座の講師への登録推進を図ります。

【関連事業、会議、研修等】

○生涯楽習フォーラム開催事業

### (2) 生涯学習の指導者の発掘と育成の推進

市民参加による持続可能な生涯学習のまちづくりを推進するために、生涯学習の指導者の発掘と育成の推進を図ります。

【具体的な方策】

#### ①生涯学習の指導者養成の推進

※1 「学びを生かした地域づくりの促進」…栃木県教育振興基本計画 2025 の基本施策 13「県民一人一人の生涯学習への支援」の主な取組として記載されています。

生涯学習の成果を活かし指導者として地域で活躍していただくために、人材育成と人材確保の視点から生涯学習の指導者の養成を推進します。

【関連事業、会議、研修等】

○生涯学習活躍人養成講座

### 成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
生涯学習ボランティア（学習講師等）登録者数	339人	450人

## 施策21 青少年の健全育成の推進

### ◇現状と課題◇

次代を担う子どもたちが意欲や自信をもって健やかに成長し、自立した心豊かな社会人に成長することは全ての市民の願いです。

しかしながら、子どもや若者（＝青少年とする）を取り巻く環境は大きく変化し、様々な課題が指摘されています。例えば、青少年の地域活動等への参加・参画の減少です。少子高齢化や核家族化の進展、地域の間関係の希薄化等により、青少年が自らを取り巻く地域社会との関わりを持つ機会が乏しくなりました。それに伴い地域活動への青少年の積極的な参加・参画も減少し、青少年の他者や地域への関心や人間関係を形成する力の低下などが懸念されています。また、この他にも、ひきもりやニートの問題、インターネットトラブルの増加、非行・問題行動の低年齢化等の青少年に関する課題が見られています。従来、青少年は地域の豊かな自然や人々との触れ合いを通して、周囲との協調や規範意識を遵守することの大切さなどを学んでいました。しかし、そうした経験が不足することで、人と関わりたいという思いが少なくなり、様々な課題の要因の一つとなっています。栃木県ではこうした青少年を取り巻く状況を踏まえ、子育てに対する大人の自覚を高め責任ある行動を促すための基本理念や行動指針として平成22（2010）年2月に「とちぎの子ども育成憲章」を制定しました。

本市でも青少年の地域活動等への参加の減少やインターネットトラブルの発生等、青少年に関わる課題が散見され、青少年の健全育成は重要な課題の一つとなっています。そこで本市では、佐野市の青少年とともに育つ市民の会、佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会、佐野市子ども会連合会等の青少年育成団体との連携を図り、青少年が夢や希望をもってたくましく成長できるよう集団宿泊生活や青少年の交流活動等の推進を図るとともに、その育成に関わる地域や大人の青少年育成への意識の高揚に向けた取組を推進しています。今後も学校、家庭、地域、関係団体が力を合わせ、青少年の交流機会や社会活動に参加する機会、体験活動等の充実を図り、豊かな人間性や社会性を兼ね備え、主体的に社会に関わることができる青少年の育成に努める必要があります。

主な取組 **(1) 青少年の交流機会の充実**

青少年の社会性や協調性等を養うため、青少年育成団体との連携により、学校外活動や体験学習の充実を図ります。

【具体的な方策】

**① 学校外活動等の充実**

親善都市の福岡県芦屋町との交流機会や豊かな自然の中での野外体験活動の機会等を設定し、青少年の学校外活動の充実を図ります。(感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取組みます。)



子ども会ジュニアリーダー研修会



芦屋町との交流活動

【関連事業、会議、研修等】

- 佐野・芦屋青少年交流事業
- 子ども会ジュニアリーダー研修会開催事業（作原野外活動施設）

**(2) 青少年による地域活動やボランティア活動の推進**

青少年が講座やイベントの企画・運営に関わり、地域活動やボランティア活動を推進できるよう研修会を通して人材育成を図ります。

【具体的な方策】

**① 中・義・高生ボランティア研修会の開催**

青少年が地域活動等に主体的に関わることができるよう中学生・義務教育学校後期課程の生徒・高校生対象のボランティア研修会を開催します。

【関連事業、会議、研修等】

- 青少年活動育成促進事業（中・義・高生ボランティア研修会）

**成果指標**

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
体験的学習・研修会の参加人数	0 R2はコロナ禍のため未実施	165
学習活動実施団体が企画した事業の参加者数	42 R2はコロナ禍のため一部の事業を中止	800

# 基本的方向5

## スポーツへの参画の推進と 次世代アスリートの育成

施策 22 生涯スポーツの基礎づくりの推進

施策 23 次世代アスリートの育成の推進

### 【基本的方向5と関連するSDGs】



基本的方向5

豊かなスポーツライフの実現に向け「する」「みる」「ささえる」視点からのスポーツへの参画の推進と次世代アスリートの育成を図ります。

「第3次佐野市スポーツ推進基本計画」から、子どもたちに関する内容を記載しています。

施策22 生涯スポーツの基礎づくりの推進

◇現状と課題◇

近年、平均寿命の延伸や健康増進への意識の高揚、生活意識の変化等が進み、若者から高齢者までスポーツに楽しみを求めるとともに、健康づくりや人と人とのつながりを広げる場としてスポーツを行うことが広く普及してきています。スポーツは健康や体力の向上などの身体的効果や達成感や爽快感等の精神的効果をもたらすだけでなく、年齢等を超えた様々な出会いを生み、毎日の生活に活力や充実感、生きがいをもたらしてくれます。こうしたスポーツの効果を生かして世代や性別、障がいの有無等を超えて享受することができるよう、スポーツを生活の一部に取り入れ、生涯にわたりスポーツに親しむ「豊かなスポーツライフの実現」「生涯スポーツ社会の実現」が求められています。

「豊かなスポーツライフの実現」「生涯スポーツ社会の実現」の第一歩として、子ども時代にスポーツの楽しさを体感し、スポーツへの関心や意欲を喚起することが大切です。本市では子どもたちが身近にスポーツに親しむことができる環境づくりとして、本市の特徴的なスポーツであるクリケットを体験できる機会や小学校学習指導要領に例示されたラグビーを体験できる小学校対抗の大会等を設けるなど、子どもたちがスポーツへ取り組む機会を広げる活動に取り組んでいます。今後も生涯スポーツの素地づくりへの取組の推進を図り、だれもが、いつでも、いつまでも、スポーツを楽しむことができる「豊かなスポーツライフの実現」「生涯スポーツ社会の実現」を目指します。

しかし、令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、多くのスポーツイベントが中止になったり、スポーツ施設が利用制限されたりするなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しました。また、感染症拡大防止のため、運動を控える傾向が見られるようになり、身体的及び精神的な健康を脅かす健康二次被害※1も懸念されています。コロナ禍においても、感染状況を踏まえ感染症対策の徹底を図った上で、健康の保持・増進、ストレス解消等に向け、各自に適した運動・スポーツに取り組むことが大切であるとされています。今後も感染症対策を踏まえたスポーツイベントの在り方について検討し、スポーツをする機会を作り出していきたいと考えています。

主な取組 (1) 子どもたちがスポーツに親しむ機会の充実

生涯スポーツの素地づくりとして、子どもたちが「する」「みる」「ささえる」の視点からスポーツに触れ、親しむ機会の充実を図ります。

※1 健康二次被害…運動不足や人との関わりが減少すると免疫力の低下、生活習慣病の悪化、ストレスによる心の病等につながります。

## 【具体的な方策】

**①子どもたちが様々なスポーツに取り組める機会の充実\*「する」**

スポーツ教室やイベントなどを、各種スポーツ団体、指定管理者等と連携し、子どもたちが様々なスポーツに取り組める機会の充実を図ります。



スポーツ教室（卓球）



スポーツ教室（陸上）

**②トップアスリートと交流する機会の設定\*「する」「みる」**

トップレベルのプレーを間近で観たりスポーツ教室等で交流したりする機会を設定し、子どもたちのスポーツに対する意識の高揚を図ります。

**③スポーツボランティアに取り組む機会の設定\*「ささえる」**

地域のスポーツ大会やイベントの運営補助や世話係など、子どもたちがスポーツボランティアとして活動できる機会を設定し、スポーツを支援する楽しさを体感できるようにします。



スポーツボランティア

**④総合型地域スポーツクラブの質的充実の推進\*「する」「ささえる」**

住民が種目を越えてスポーツを「する」「ささえる」仕組として、総合型地域スポーツクラブが持続的に地域スポーツの担い手として役割を果たせるよう支援の充実を図ります。

**⑤障がい者スポーツへの理解の推進\*「する」「みる」「ささえる」**

障がい者スポーツに取り組んでいる選手とのふれあいの機会や障がい者スポーツの体験の機会を設定し、子どもたちの障がい者スポーツへの理解を深めます。

## 【関連事業、会議、研修】

- スポーツ教室開催事業
- 競技スポーツ強化事業
- スポーツボランティア活用事業
- 総合型地域スポーツクラブ活動支援事業 等

主な取組 **(2) 感染症等を乗り越えスポーツをする機会を生み出す取組の推進**  
 各種スポーツ団体と連携し、新型コロナウイルス感染症等を乗り越えてスポーツをする機会を生み出せるように努めます。

【具体的な方策】

**①感染症対策を踏まえたスポーツイベント開催に向けた検討の推進**

新型コロナウイルス感染症等に関する最新の感染防止の方策と感染状況に注意を払い、スポーツイベントが開催できるよう検討します。

**成果指標**

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
総合型地域スポーツクラブの会員数	2778人	2950人

**施策23 次世代アスリートの育成の推進**

◇現状と課題◇

競技スポーツは、スポーツ技術や記録の向上を目指し、人間の可能性の極限への挑戦を追求するスポーツです。その最高峰であるオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした各種国際競技大会におけるトップアスリートである日本代表選手の活躍は、私たちに誇りと喜び、夢と感動を与えてくれます。また、様々なスポーツ競技大会等での優れた成果は人々のスポーツへの関心を高め、スポーツ全体の振興に資するとともに、活力ある健全な社会形成に貢献するものとも言えます。

令和4(2022)年10月に栃木県で開催される国民体育大会では、本市はラグビーフットボールやバレーボールの大会会場となっています。大会では国内のトップアスリートの熱い戦いを間近で観ることができたり、ボランティアとして競技を支えていただいたりなど、「みる」「ささえる」機会が提供され、市民のスポーツ意識がより一層高まることが期待されています。

また、本市出身のアスリートが国内外で活躍することも、市民に夢や希望、感動や活力を与えてくれます。近年では、本市の中学生が全日本陸上競技選手権大会で短距離走、障害走、リレー等で全国優勝を収め、大きな感動をもたらしました。本市では、優れた素質を有するジュニア選手に対し、個人の特性等に応じた高いレベルの指導を受けられる機会を提供し、選手の能力開発と育成を図っています。今後、本市ではスポーツ医科学センター※1を設立し、アスリートをはじめ子どもたちの体力や技術力向上を図る取組を実施する予定です。また、各種競技団体と連携し、スポーツ指導者の発掘を図り、

※1 スポーツ医科学センター…スポーツ医科学を応用して競技力向上、体力や健康増進を図る設備やメンタルや栄養面を指導する医師や専門家などが配置された施設のことです。

中学校等部活動へ派遣し、より専門的な指導を受けることができるようスポーツ指導者登録制度を構築していきます。こうした取組を通して、次世代アスリートが育つ環境を整え、競技スポーツの推進を図っていきたいと考えています。

### 主な取組 (1) ジュニア選手の育成の推進

「佐野育ちのトップアスリート」を育成するため、有望なジュニア選手の発掘・育成・強化に努めるとともに、各競技団体からスポーツ指導者を部活動に派遣するなどを通して、選手のレベルアップを図ります。

#### 【具体的な方策】

#### ①競技力向上のための講習会等の開催

ジュニアアスリートの発掘・育成・強化を図る基礎トレーニング講習会や確かな指導力を備えた指導者を育成する講習会等を開催します。

#### ②スポーツ医科学センターによる子どもたちの競技力向上の支援の推進

スポーツ医科学センターを通して、子どもたちの発育・発達の観点から、スポーツ外傷・傷害を予防し、年齢に応じた競技力の向上を支援します。

#### ③スポーツ指導者登録制度の構築と指導者の部活動への派遣の推進

各種競技団体からスポーツ指導者を発掘し登録制度を構築するとともに、指導者を中学校の部活動へ派遣することを通して、子どもたちの競技力の向上に寄与します。

〈関連〉【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策3】健やかな体の育成に向けた教育の充実【主な取組】持続可能な部活動の実現 P56 を参照

#### ④佐野市スポーツ賞・ジュニアスポーツ賞表彰の開催

高校生以上を対象とした佐野市スポーツ賞と児童生徒を対象とした佐野市ジュニアスポーツ賞を設け、顕著な功績を残した団体や個人を表彰し、栄誉を称え、競技に取り組む意欲の継続と向上を図ります。



ジュニアスポーツ賞表彰式

#### ⑤全国大会等出場への支援

全国大会等に出場する選手や団体の栄誉を称えるとともに、大会に向けての激励と健闘の思いを込め出場を支援します。

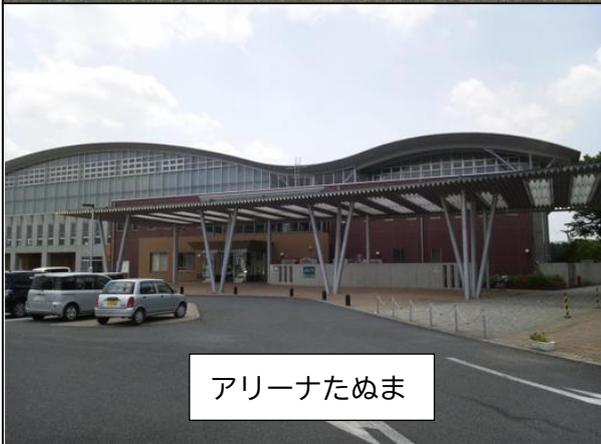
#### 【関連事業、会議、研修】

- 佐野市スポーツ賞表彰事業
- 競技スポーツ強化事業
- スポーツ医科学センター設置事業
- 全国大会等出場支援事業費

成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
関東、全国大会等に出場する個人と団体	12 R2はコロナ禍のため多くの大会が中止だったため	130
市スポーツ指導者登録制度への登録者数	- 市スポーツ指導者登録制度はR3から実施のため	60人

佐野市の主なスポーツ関係施設



# 基本的方向 6

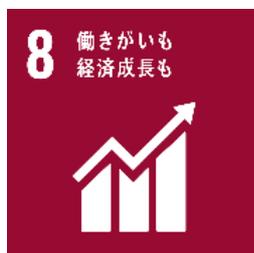
## 文化芸術活動の推進

施策 24 文化芸術に触れる機会の充実

施策 25 文化資源の有効活用

施策 26 文化芸術施設の基盤強化

【基本的方向 6 と関連する SDGs】



基本的方向 6

地域の文化力向上に向けた文化芸術活動を推進します。

施策 24 文化芸術に触れる機会の充実

◇現状と課題◇

文化芸術に関しては、少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化  
 する中で、単にその振興のみにとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、  
 産業等の幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より  
 一層求められるようになってきました。こうした状況の中で平成 29（2017）年 6 月 23  
 日、文化芸術振興基本法の改正が行われ、法律名も新たに「文化芸術基本法」となると  
 ともに、本法の規定に基づき、政府が「文化芸術推進基本計画-文化芸術の『多様な価値』  
 を活かして、未来をつくる-（第 1 期）」※1 を策定しました。その計画の目標 1 には「文  
 化芸術の創造・発展・継承と教育」が掲げられています。ここでは、文化芸術の創造・発  
 展、次世代への確実な継承、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加  
 機会の提供が示され、その達成に向けた取組の推進が求められています。

本市でもこれらの背景を踏まえ、佐野未来館の市民ギャラリーを活用した講座や作品  
 展等の開催をするなど市民が文化芸術に触れる機会の充実を図っています。また、学校  
 にアーティスト等を派遣し、子どもたちが本物の文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供  
 する文化芸術アウトリーチ事業も実施しています。さらに、地域の文化芸術の継承や発  
 展には地域で活動している文化芸術活動団体が重要な役割を果たすことから、各団体等  
 と連携した取組を推進しています。

しかしながら、本市では少子高齢化・ライフスタイルの多様化等の影響により文化芸  
 術活動団体が年々減少傾向にあります。今後、将来における文化芸術の創造・発展・継  
 承のために、佐野市文化協会等への登録団体数の増加や文化の担い手の育成を図るこ  
 とを目指します。

また、令和元（2019）年からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、イベン  
 トの中止や文化芸術施設が利用制限されるなど、文化芸術を取り巻く環境は大きく変化  
 しました。今後、感染症対策を踏まえたイベントや文化芸術活動の在り方についても検  
 討し、本市の文化をより香り豊かなものにしていきたいと考えています。

主な取組 (1) 本物の文化芸術を体験する機会の提供

将来における文化芸術の担い手の育成や次代を担う子どもたちの豊かな情操  
 を培い健全育成に資することを目的に、本物の文化芸術を体験する機会の提供  
 に取り組みます。

※1「文化芸術推進基本計画-文化芸術の『多様な価値』を活かして、未来をつくる-（第 1 期）」（平成 30（2018）年 3 月 6 日閣議決定：  
 計画期間平成 30 年度～令和 4 年度）

## 【具体的な方策】

**①子どもたちの文化芸術鑑賞・文化芸術体験の充実**

地元在住や地元出身のアーティストが市内小学校・義務教育学校前期課程を訪問し、地域とのつながりを感じ、間近で本物の音楽、演劇、美術等に触れることができる機会の充実を図ります。

また、文化協会主催の出前講座の活用や文化会館の指定管理者による中学生を対象とした鑑賞事業等、官民連携して文化芸術に触れる機会を推進します。

## 【関連事業、会議、研修】

○子どもふれあい文化芸術事業

主な取組 **(2) 文化芸術活動団体との連携・支援**

市内各文化芸術団体への活動支援の充実や市民が文化芸術を創造・表現したり触れたりする機会の充実等を通して、本市の文化芸術の振興を図ります。

## 【具体的な方策】

**①市内各文化芸術活動団体への活動支援の充実**

市民文化祭、市民音楽祭等の主催・共催など、市内各文化芸術団体が継続して活動していくことができるよう活動支援の充実を図ります。

**②市民ギャラリーを活用した文化芸術活動の推進**

まちなか活性化ビル「さの未来館」での個人や団体での作品の展示、音楽や演劇の発表等の場の提供を通して、市民が文化芸術を創造・表現したり、文化芸術に触れたりする機会の充実を図ります。



佐野未来館



市民ギャラリー

**③文化芸術分野での全国大会出場者への支援の充実**

文化芸術分野で全国大会等に出場する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の子どもたちの栄誉を称えるとともに、活動の継続につながるよう支援の充実を図ります。

**主な取組 (3) 感染症等を乗り越え文化芸術に触れる機会を生み出す取組の推進**

文化協会等の各種団体と連携し、新型コロナウイルス感染症等を乗り越えて文化芸術に触れる機会を生み出せるように努めます。

【具体的な方策】

**①感染症対策を踏まえたイベント開催等に向けた検討の推進**

新型コロナウイルス感染症等に関する最新の感染防止の方策と感染状況に注意を払い各種の文化芸術イベントが開催できるよう検討します。

【関連事業、会議、研修】

- 佐野市文化協会支援事業
- 市民ギャラリー管理運営事業
- 全国大会等出場者支援事業

**成果指標**

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
学校訪問事業等実施数	5校 R2はコロナ禍のため減少	21校

**施策25 文化資源の有効活用**

◇現状と課題◇

文化資源は、長い歴史を通じて各地域の先達の地道な努力により今に受け継がれてきた価値あるものであり、大切な宝として地域住民の理解を深め、確実に保存、継承するとともに、積極的な活用を図り、地域の活性化につなげていくことが求められています。

本市には、市を代表する伝統工芸として千年の歴史を誇る「天明鋳物」があります。そして、この天明鋳物を活用したまちづくりを推進するために「天明鋳物のまちづくり推進計画」を策定し、天明鋳物を活用した地域の活性化等の施策に取り組んでいます。また、市内には牧歌舞伎などをはじめ各地域に伝わる伝統芸能が存在し、佐野市郷土芸能保存会を中心に郷土芸能フェスティバルを開催するなど、伝統芸能の魅力を伝える取組を積極的に推進しています。地域に伝わる伝統芸能を継承していくことは、貴重な文化を次代に残していくとともに、市民の地域への誇りと愛着を醸成することにもつながります。今後も保存会への支援を継続するとともに、伝統芸能を継承するための取組の

充実が必要となっています。

さらに、市立美術館である吉澤記念美術館では、伊藤若冲の「菜蟲譜」をはじめ多くの美術品を所蔵し、人々が作品を観る喜びや知る楽しさを享受し、美術館が人々の交流の場となるように魅力ある企画展や講座等を開催しています。今後、美術館には文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点であるとともに、地域の生涯学習活動、国際交流活動、観光等の拠点としての役割が求められており、これらの観点を意識した取組を進めていく必要があります。

### 主な取組 (1) 天明鑄物の魅力を広める取組の推進

一千年の歴史を誇る天明鑄物の伝統と技術が後世まで継承されるとともに、天明鑄物を通じた地域活性化が図られるよう、その魅力を広める取組を進めていきます。

【具体的な方策】

#### ①天明鑄物の魅力を伝える機会の創出

現代の鑄物師の作品展示や鑄物づくり体験等、天明鑄物の魅力を広め知名度を高めるための機会の創出を図ります。



天明鑄物

#### ②地域おこし協力隊による天明鑄物のPR活動の推進

総務省の「地域おこし協力隊」の制度を活用して、市内外に向けて天明鑄物のPR活動を推進します。

【関連事業、会議、研修】

○天明鑄物のまちづくり推進事業 ○佐野市民大茶会開催支援事業

### (2) 郷土芸能の保存と継承への支援の充実

市内の郷土芸能の保存と継承のため、郷土芸能の継承団体の活動や後継者育成への支援の充実を図ります。

【具体的な方策】

**①佐野市郷土芸能保存会連絡協議会との連携と活動支援の充実**

佐野市郷土芸能保存会連絡協議会と連携し、郷土芸能の素晴らしさと魅力を伝える郷土芸能フェスティバルを開催するなど、協議会の活動支援に取り組みます。

**②伝統文化親子教室の開催支援の充実**

親子で地域の伝統文化に触れ体験することができる機会として、伝統文化親子教室の開催を支援します。

**③牧歌舞伎地元公演開催支援の充実**

県無形民俗文化財でもある「牧歌舞伎」の保存継承を図るため隔年で開催する地元公演を支援します。



牧歌舞伎

**(3) 美術館による文化資源の有効活用**

吉澤記念美術館で収蔵している各種作品の展示や関連する講座を実施することで、文化資源の継承と有効活用を図り、魅力ある文化芸術活動の推進へとつなげていきます。

【具体的な方策】

**①特色ある展覧会等の開催**

「菜蟲譜」等、特色ある収蔵品の企画展を開催し、市内外へ情報発信します。また、漆喰を利用したフレスコ画教室など、地域特有の文化資源を活用し、郷土の歴史・文化を通じて美術への理解促進を図ります。



伊藤若冲「菜蟲譜」



葛生伝承館でのフレスコ壁画の作成

【関連事業、会議、研修】

- 佐野市郷土芸能保存会連絡協議会支援事業
- 佐野市に関する美術作品等調査研究事業
- 牧歌舞伎地元公演支援事業

## 成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
市内の文化財、郷土芸能を知っている割合(天明鋳物)	69.4%	77.0%

## 施策26 文化芸術施設の基盤強化

## ◇現状と課題◇

文化芸術施設は、地域の文化芸術の普及・創造の拠点であり、興行の実施・鑑賞や地域のサークル活動、生涯学習の発表の場として、市民が集い交流を深めることのできる地域の中核的な施設です。

本市には佐野市文化会館や葛生あくとプラザ、佐野市立吉澤記念美術館、人間国宝田村耕一陶芸館等、市立、私立を含め様々な文化芸術施設があり、本市の文化芸術の振興や市民の文化交流の場として大きな役割を担っています。例えば、佐野市文化会館は昭和54(1979)年に設置され、数多くの公演やイベントを開催し、市内外から多くの方が利用しています。また、人間国宝田村耕一陶芸館は、平成16(2004)年に開館し、「鉄絵」の技法で人間国宝に認定された陶芸家・田村耕一の作品を展示し偉大なる功績を讃えるとともに、本館を通じた魅力ある中心市街地活性化の推進を図っています。しかし、新型コロナウイルス感染症の発生により、各施設での企画展等は開催中止となり、利用者数は減少傾向にあります。今後の文化芸術施設の利用の在り方について検討し、感染症対策の徹底を図りながら来館者が安心して施設を利用できるような取組を推進していくことが求められています。

今後も文化芸術活動の拠点となる市内の文化芸術施設を市民が安全・安心そして快適に利用していくことができるよう適切な施設の運営や環境整備を計画的に進めていくとともに、各施設間の連携を強化し利用の促進に努めていきたいと考えています。

## 主な取組 (1) 文化芸術施設の計画的な整備改修の推進

文化芸術活動の拠点となる文化芸術施設を市民が安全・安心そして快適に利用することができるよう計画的な整備改修を推進します。

## 【具体的な方策】

## ①計画的な施設・設備の更新の検討

本市の文化芸術の拠点である佐野市文化会館や吉澤記念美術館等の文化芸術施設の老朽化対策を進めるなど、計画的な施設・設備の更新を検討していきます。

## ②指定管理者制度を活用した効率的な文化施設の運営と維持管理の推進

指定管理者制度を活用して民間事業者に管理を委託することにより、民間ノウハウを生かした施設の効率的な運営と維持管理を推進します。

- 【関連事業、会議、研修】  
 ○文化会館リニューアル事業 ○文化施設指定管理事業 ○美術館維持管理事業

## (2) 各文化芸術施設の利用促進

各文化芸術施設※1間の連携を強化し、市民の文化向上、文化交流、地域の文化振興の拠点として吉澤記念美術館や人間国宝田村耕一陶芸館等、文化芸術施設の利用促進を図ります。また、民間施設とも連携を進めます。

【具体的な方策】

### ①魅力ある企画展等の開催

親しみやすいテーマで展示を行う収蔵企画展及び特別企画展を開催し、日本美術の魅力や楽しさを味わう機会を提供します。



吉澤記念美術館



田村耕一陶芸館

### ②美術館等を身近に親しむための教育普及活動の推進

美術館等を身近に親しむための講座や講演会の開催などの多くの美術ファンを育てるための教育普及活動を推進します。

- 【関連事業、会議、研修】  
 ○美術館講座等開催事業 ○美術館展覧会開催事業  
 ○人間国宝田村耕一陶芸館運営事業

## 成果指標

成果指標	基準値 令和 2 (2020) 年度	目標値 令和 7 (2025) 年度
文化芸術施設利用者数	39,474 人 R2 はコロナ禍のため減少	225,000 人

※1 各文化芸術施設…【公共】文化会館、葛生あくとプラザ、吉澤記念美術館、人間国宝田村耕一陶芸館、市民ギャラリー  
 【民間】東石美術館、安藤勇寿「少年の日」美術館、人間国宝田村耕一美術館

# 基本的方向 7

## 歴史・文化資源、豊かな自然 の継承と活用

施策 27 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承・活用

施策 28 歴史・文化資源や豊かな自然への理解促進と人材育成

【基本的方向 7 と関連する SDGs】



## 基本的方向7

佐野市の誇る歴史・文化資源や豊かな自然を保存・活用し、郷土への愛情と誇りを育みます。

## 施策27 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承・活用

## ◇現状と課題◇

文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。また、我が国や各地域の歴史や文化の理解のために不可欠なものであり、将来の文化向上の基礎となるものでもあります。このため文化財を適切に保存し未来に伝えていくことは極めて重要なことです。平成31（2019）年4月に文化財保護法の一部が改正され、文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財行政の推進力の強化を図ることが示されました。この改正の背景には、過疎化や少子高齢化等により、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となったことがあり、文化財をまちづくりに活かすなど、地域社会全体でその継承に取り組んでいかなければならない状況になったことが挙げられます。

本市には国指定史跡である「唐沢山城跡」をはじめ「天明鋳物」「田中正造」に関する特色ある文化財が豊富に残されています。こうした貴重な文化財を次代へ継承するため、文化財の価値を見直したり新たな文化財の発見に努めたりするとともに、文化財の保存修復を図りながら、文化財の活用を計画的に進めていく必要があります。

主な取組 **（1）文化財等の調査及び保存・継承の推進**

地域の文化資源を掘り起こすとともに、指定文化財の維持管理に務め、必要に応じた適切な保存修復を施して、次代への継承を推進していきます。

## 【具体的な方策】

**①指定・登録文化財候補物件の調査の実施**

未指定・未登録の文化資源の価値を見つめ直し、指定文化財等の増進を図ります。

**②指定文化財の保存修復の推進**

破損や経年劣化等により修復を要する指定文化財等の所有者を支援するなど文化財の適切な保存と継承を推進します。

**③天明鋳物生産用具の国指定文化財化を目指した取組の推進**

天明鋳物伝承保存会等との連携の下、千余年の歴史をもつとされる本市の伝統工芸である佐野天明鋳物生産用具の国指定文化財化を目指した取組を推進します。



佐野天明鋳物生産用具の一部

【関連事業、会議、研修】

- 文化財保護審議会運営事業 ○文化財保護調査事業
- 指定文化財保存修復支援事業 ○天命鋳物伝承保存会記録化活動支援事業

**(2) 唐沢山城跡等の適切な保存整備と活用の推進**

国指定史跡である唐沢山城跡をはじめとする本市の貴重な文化財の適切な保存整備と活用を推進します。

【具体的な方策】

**①唐沢山城跡の適切な保存整備の推進**

郷土を代表する歴史・文化資源である唐沢山城跡の適切な保存整備を推進します。

**②田中正造旧宅の一般公開の支援の充実**

本市の偉人である田中正造の理解促進を図るために県指定史跡である田中正造旧宅の一般公開の支援の充実を図ります。

**③「歴史文化基本構想」の策定検討**

「歴史文化基本構想」に向けた文化財総合調査の計画策定を検討します。

【関連事業、会議、研修】

- 唐沢山城跡保存整備事業 ○田中正造旧宅一般公開支援事業



石垣整備の進む唐沢山城跡本丸



一般公開により活用が図られている田中正造旧宅

**成果指標**

成果指標	基準値	令和2(2020)年度	目標値	令和7(2025)年度
指定文化財の維持管理、保存修復対策件数		43件		47件

## 施策28 歴史・文化資源や豊かな自然への理解促進と人材育成

### ◇現状と課題◇

郷土の魅力ある歴史や文化、豊かな自然環境について学んだり体験したりすることで、人々の歴史・文化資源や自然環境への保護意識の高まりや郷土愛の醸成等をもたらすことが期待できます。また、その資源を活用した行事の開催やその魅力の発信をすることで、多くの人々が訪れる賑わいのあるまちづくりにもつながることが期待できます。

本市では市の歴史や文化への理解促進の取組として、文化財要覧となる「佐野市の文化財」を作成したり、郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館において各種講座や企画展を開催したりしています。また、唐沢山城跡が国指定史跡となつてからは、フォーラムをはじめ、史跡化記念企画展、講演会、シンポジウム等のイベントを開催し、市内外から多くの方に御参加いただきました。また、子どもたちを対象とする博物館利用学習も計画的に実施し、本市の歴史を知り、魅力を理解し、次代につなげていくことができるように学習を進めています。更に、各学校で実施している「さの学」では、地域の歴史や文化、豊かな自然を体感できる学習に取り組み、自分の生まれたふるさとへの愛着や誇りを育てています。今後も本市の歴史・文化資源、自然環境の価値を積極的に発信し、理解促進が図れるような取組を行うとともに、それらを活かしたまちづくりを推進していくことが重要となっています。また、こうした歴史・文化資源に対する理解促進と合わせて歴史文化資源を継承する人材を育成することも大切となっています。

### 主な取組 (1) 歴史・文化資源の理解促進

本市の歴史・文化資源への理解促進を図るための取組を通して、市民の歴史・文化資源への興味関心や文化財保護意識をより一層高めます。

#### 【具体的な方策】

#### ①郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館における企画展等の充実

佐野市の歴史や文化を身近に学ぶことができるように郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館において魅力ある企画展や講演会等を開催します。

#### 【関連事業、会議、研修】

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ○郷土博物館企画展等開設事業 | ○郷土博物館講座等開設事業 |
| ○葛生化石館企画展等開設事業 | ○葛生化石館講座等開設事業 |
| ○葛生伝承館企画展等開設事業 | ○葛生伝承館講座等開設事業 |





郷土博物館企画展でのギャラリートークの様子



葛生伝承館こどもの日民話語りの様子



葛生化石館での展示解説の様子

## (2) ふるさとの歴史や自然に触れる機会の充実

郷土博物館などで郷土の豊かな歴史や自然に育まれた歴史・文化資源に触れる機会を創出し、本市の歴史や自然への子どもたちの興味関心を高めます。

### 【具体的な方策】

#### ①博物館利用学習の充実

郷土博物館などでの体験的な学習や出張講座等を通して、子どもたちの博物館等への親近感やふるさとの歴史や自然への興味関心を高めます。



博物館学校利用学習の様子

#### ②ふるさと学習「さの学」の推進【再掲】

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策4】グローバル化に対応する教育の充実【主な取組】(3) 伝統と文化を尊重する教育の充実 P62を参照

【関連事業、会議、研修】

- 学校利用推進事業（郷土博物館）○出張講座、体験講座（葛生化石館）
- 体験講座（葛生伝承館）

成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
小・中・義務学校の学校利用、出前講座での児童生徒数	2037人 R2はコロナ禍のため減少	4250人

佐野市の代表的な文化財

国指定・認定・登録文化財

【絵画】 絹本着色菜蟲譜



【彫刻】 木造エラスムス立像



【史跡】 唐澤山城跡



【工芸品】 鑄銅梅竹文透釣灯籠



佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市教育振興基本計画(以下「計画」という。)の策定又は変更を行うため、佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定又は変更の原案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定又は変更に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育総務部長を、副委員長は教育総務課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

保育課長 文化立市推進課長 スポーツ立市推進課長 学校管理課長 学校教育課長 教育センター所長 生涯学習課長 文化財課長

策定庁内検討委員会の審議経過

第1回(令和3年5月7日)佐野市役所本庁舎にて開催

- (1) 「はじめに」「総論」の構成と内容及び「本市教育の基本理念」のイメージについて

第2回(令和3年6月21日)佐野市役所本庁舎にて開催

- (1) 「総論」及び「本市教育の基本理念」の内容について

第3回(令和3年7月30日)佐野市役所本庁舎にて開催

- (1) 第1回策定懇談会結果概要について
- (2) 【各論】の内容及び成果指標について

第4回(令和3年8月23日)佐野市役所本庁舎にて開催

- (1) 第1回策定懇談会の意見結果に基づく総論の改訂部分について
- (2) 成果指標について

第5回(令和3年10月7日)

- (1) 第2,3回策定懇談会結果概要について
- (2) 今後のスケジュールについて

第6回(令和3年10月8日から11月1日)書面確認

- (1) 第2,3回策定懇談会の意見結果に基づく各論の改訂部分について
- (2) 策定懇談会委員からの計画案への最終意見について

## 佐野市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 佐野市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定又は変更に係る原案についての意見を聴くため、佐野市教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、計画の策定又は変更に係る原案に関し意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 佐野市町会長連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (3) 社会教育関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (4) スポーツ関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (5) 文化関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (6) 佐野市社会教育委員
- (7) 佐野市立学校の校長

### (任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定され、又は変更される日までとする。

2 教育長は、前条第2項第2号から第5号までの規定のいずれかに該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解任することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 懇談会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育総務部附教育総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定める。

### 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

### (会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

### 佐野市教育振興基本計画策定懇談会委員名簿

		構成	役職	氏名
1	委員長	学識経験のある者（1号委員）	宇都宮大学 共同教育学部 教授	酒井 一博
2	副委員長	佐野市町会長連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者（2号委員）	佐野市町会長連合会 理事	尾崎 始
3	委員	社会教育関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者（3号委員）	佐野市小中義務教育学校 P T A 連絡協議会 会長	山越 智行
4	〃		佐野市の青少年とともに育つ市民の会 監事	小林 康男
5	〃		佐野市子ども会連合会 会長	奥村 美佐子
6	〃		栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会佐野支部 副支部長	山口 朱美
7	〃	スポーツ関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者（4号委員）	佐野市スポーツ協会 常任理事	神山 久夫
8	〃	文化関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者（5号委員）	佐野市文化協会 副会長	小山 武
9	〃	佐野市社会教育委員（6号委員）	佐野市社会教育委員長	小林 貴代
10	〃	市内の学校職員を代表する者（7号委員）	佐野市立小・中校長会 会長	野城 久雄
11	〃		佐野市立小学校長会 会長	豊原 守
12	〃		佐野市立中学校長会 会長	星野 智則
13	〃		佐野市教育会 会長	前出 哲子

### 策定懇談会の審議経過

第1回（令和3年7月13日）佐野市役所本庁舎にて開催

- （1）佐野市教育振興基本計画策定について
- （2）「はじめに」から【総論】「佐野市の教育に関する状況」までについて

第2回（令和3年9月14日）佐野市役所本庁舎にて開催

- （1）前回の会議で出された意見等について
- （2）【総論】「本市教育の基本理念」から【各論】「基本的方向3」までについて

第3回（令和3年9月30日）佐野市役所本庁舎にて開催

- （1）前回の会議で出された意見等について
- （2）【各論】「基本的方向4から基本的方向7」までについて

第4回（令和3年10月7日～29日）書面開催

- （1）前回の会議で出された意見等への回答について
- （2）佐野市教育振興基本計画（案）について